

令和5年度
八王子市包括外部監査の結果報告

「子ども・若者育成支援事業に係る事務の執行
について」

令和6年2月6日
八王子市包括外部監査人
公認会計士 木下政昭

目次

第1編 外部監査の概要	7
1. 外部監査の種類	7
2. 選定した特定の事件（テーマ）	7
（1）外部監査対象	7
（2）外部監査対象期間	7
3. 事件を選定した理由	7
4. 外部監査の方法	7
（1）監査の視点	7
（2）主な監査手続き	8
（3）監査対象	8
5. 外部監査の実施期間	8
6. 外部監査チーム	9
（1）包括外部監査人	9
（2）包括外部監査補助者	9
7. 利害関係	9
第2編 子ども・子育て政策をめぐる最近の動向	10
第1章 国・東京都の動向	10
第1節 こども家庭庁の創設	10
1. こども家庭庁創設の背景	10
2. こども、若者施策の基本理念	12
（1）こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案	12
（2）全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上	13
（3）誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援	14
（4）こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援	14
（5）待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換	15
（6）データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）	15
第2節 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）	16
1. 東京都子供・子育て支援総合計画	16
2. 計画の「理念」・「目標」・「視点」	16
（1）3つの理念	17
（2）5つの目標	18

(3) 施策推進の5つの「視点」	20
第2章 八王子市における子ども・若者政策の現状	23
第1節 八王子市子ども・若者育成支援計画	23
1. 計画策定の背景	23
2. 計画の位置づけ	23
3. 子ども・若者の現状	24
(1) 人口の推移	24
(2) 人口構造	26
(3) 転出・転入	27
(4) 出生数と合計特殊出生率	28
(5) 女性の年齢別人口割合と年齢別出生率	29
(6) 待機児童数	30
(7) 若者の就労状況	31
(8) 未婚率	32
4. 子ども・若者の課題	33
(1) 子どもをめぐる課題	34
(2) 家庭を巡る課題	34
(3) 子ども・子育てを支えるまちづくりに向けた課題	35
(4) 配慮が必要な子どもと家庭を巡る課題	35
(5) 若者の社会的自立を巡る課題	36
5. 基本理念と基本方針	37
6. 基本理念を実現するための施策	40
第2節 八王子市の現状	42
1. 組織の状況	42
(1) 組織図・人員の状況（2023年5月1日時点、監査対象部署のみを記載）	42
2. 就学前児童数の推移	43
3. 保育所等の施設数の推移	43
第3編 監査の結果	44
第1章 八王子市子ども・子育て支援計画	44
第1節 基本方針1：ミライを担う子どもの育成	44
1. 基本施策1 子どもの権利を大切にするまちづくり	44
(1) 概要	44
(2) 監査の結果	44
2. 基本施策2 子どもの生きる力を育む遊びや体験の充実	44
(1) 概要	44
(2) 監査の結果	46

①八王子市子どもキャンプ場の運営について（意見）	46
3. 基本施策3 乳幼児期の教育・保育の質の向上	47
(1) 概要	47
(2) 監査の結果	48
①幼児教育・保育アドバイザーの訪問回数（意見）	48
②八王子市幼児教育・保育センターの巡回発達相談員について（意見）	50
4. 基本施策4 若者期へとつなぐ健やかな育ちの支援	50
(1) 概要	50
(2) 監査の結果	52
①放課後子ども教室における委託料の精算・返納について（意見）	52
②放課後子ども教室安全管理業務日誌の取扱いについて（意見）	54
③放課後子ども教室における会計の適切性担保について（意見）	54
④八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例について（意見）	55
第2節 基本方針2：子どもを育む家庭への支援	55
1. 基本施策5 妊娠期から切れ目ない支援の充実	55
(1) 概要	55
(2) 監査の結果	56
①AI 導入について（意見）	56
2. 基本施策6 働きながら子育てできる環境の整備	58
(1) 概要	58
(2) 監査の結果	59
①固定資産の管理について（意見）	59
②職員・パート職員の勤怠管理について（意見）	60
③災害時対策について（意見）	60
④学童保育所の指定管理料の精算・返納について（意見）	60
⑤放課後の子どもの居場所づくりについて（意見）	61
⑥学童保育所における専有区画面積について（意見）	62
⑦学童保育所における子ども集団の規模（支援の単位）について（意見）	64
⑧夏休みの学童保育所における小学校給食調理室を活用した昼食提供について（意見）	65
⑨学童保育所における指定管理業者の偏りについて（意見）	67
⑩放課後子ども教室の入退管理方法について（意見）	69
⑪保育所運営費の市単独加算項目について（意見）	70
⑫病児・病後保育施設及び受入数の不足について（意見）	77
⑬保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実績報告書提出時期について（意見）	80

⑭保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の計画書作成について（意見）	81
⑮公定価格単価の確認（意見）	81
⑯病児保育への ICT 利用（意見）	82
⑰病児・病後児保育受入数の偏りについて（意見）	82
⑱保育施設の整備について（意見）	83
⑲待機児童の解消と今後の保育園の定員に関して（意見）	84
⑳児童相談所との連携について（意見）	84
㉑幼児教育・保育の不適切情報の取り扱いについて（意見）	85
㉒市立保育園の障害者雇用について（意見）	86
㉓八王子市学童保育所条例について（意見）	86
㉔保育園での IT 活用状況について（意見）	87
3. 基本施策7 子育て家庭への支援	87
（1）概要	87
（2）監査の結果	88
①子育て家庭の負担軽減及び特別給付金について（意見）	88
②児童手当等の徴収の未回収について（意見）	90
③子育て世帯生活支援特別給付金について（意見）	90
④父子家庭への対応（意見）	90
4. 基本施策8 身近な場所での相談・居場所の充実	93
（1）概要	93
（2）監査の結果	94
①親子ふれあい広場と親子つどいの広場について（意見）	94
②親子ふれあい広場の公募プロセスについて（意見）	95
第3節 基本方針3：子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり	95
1. 基本施策9 子育てを共に楽しむまちづくり	95
（1）概要	95
（2）監査の結果	97
2. 基本施策10 子育てを支える地域人材の育成	97
（1）概要	97
（2）監査の結果	98
3. 基本施策11 子育てプロモーションの推進	98
（1）概要	98
（2）監査の結果	98
①八王子市ホームページ「子育て応援サイト」内の表現について（意見）	98
②八王子市ホームページ「子育て応援サイト」のアクセスログ分析（意見）	99

4. 基本施策 12 親子が安全・安心に暮らせるまちづくり.....	100
(1) 概要.....	100
(2) 監査の結果.....	101
第4節 基本方針 4：配慮が必要な子どもと家庭への支援.....	101
1. 基本施策 13 児童虐待の防止.....	101
(1) 概要.....	101
(2) 監査の結果.....	102
①里親制度について（意見）.....	102
②子ども家庭支援センターの人材不足について（意見）.....	105
2. 基本施策 14 障害児支援の充実.....	107
(1) 概要.....	107
(2) 監査の結果.....	109
3. 基本施策 15 ひとり親家庭への支援.....	109
(1) 概要.....	109
(2) 監査の結果.....	110
①事務事業評価における指標の見直しについて（意見）.....	110
②養育費確保支援事業について（意見）.....	111
4. 基本施策 16 子どもの貧困対策の推進.....	112
(1) 概要.....	112
(2) 監査の結果.....	113
5. 基本施策 17 外国に繋がる子どもと家庭への支援.....	113
(1) 概要.....	113
(2) 監査の結果.....	114
第5節 基本方針 5：若者の社会的自立に向けた応援・支援.....	114
1. 基本施策 18 未来へ歩む若者への応援.....	114
(1) 概要.....	114
(2) 監査の結果.....	115
①若者総合相談センターの運営について（意見）.....	115
②18歳以後の支援体制について（意見）.....	117
2. 基本施策 19 悩みや不安を抱えた若者への支援.....	117
(1) 概要.....	117
(2) 監査の結果.....	119
①八王子若者サポートステーションの委託先選定について（意見）.....	119
3. 基本施策 20 地域で若者を応援する環境づくり.....	119
(1) 概要.....	119
(2) 監査の結果.....	120

4. 基本施策 21 若者たちがつくる八王子のミライ	120
(1) 概要	120
(2) 監査の結果	121
①オンライン化した事業のさらなる高度化（意見）	121

第1編 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

子ども・若者育成支援事業に係る事務の執行を監査対象とした。

（2）外部監査対象期間

令和4年度（2022年度）及び必要に応じて遡及する年度並びに一部について令和5年度（2023年度）を監査対象期間とした。

3. 事件を選定した理由

我が国において少子化が進行する中、八王子市においても2021年の合計特殊出生率1.08、出生者数2,855人と、2015年の1.26、3,787人から減少傾向が進んでいる。

また、2015年の合計特殊出生率1.26を前提とした場合の将来人口推計では、2015年に11.7%であった年少人口（0-14歳）の人口構成比率が2040年には9.7%に、2060年には8.6%に減少すると推計されている。

これに対して八王子市では、基本計画である『八王子ビジョン2022（現八王子未来デザイン2040）』の個別計画として『八王子市子ども・若者育成支援計画（令和2～6年度）』が策定され、①ミライを担う子どもの育成、②子どもを育む家庭への支援、③子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり、④配慮が必要な子どもと家庭への支援、⑤若者の社会的自立に向けた応援・支援という5つの基本方針に基づき、妊娠期から若者期までの切れ目ない支援施策を推進されている。

政府も、少子化に歯止めを掛けるべく「次元の異なる少子化対策」を取り纏めている中、現在行われている子ども・若者育成支援事業は、市民の関心も高く、財務的な視点や3E的な点検を行う意義は大きいと考えたため、監査テーマとして選定することとなった。

4. 外部監査の方法

（1）監査の視点

子ども・若者育成支援事業のうち子ども家庭部、生涯学習スポーツ部の一部に係る事務の執行についての主な監査の視点は次のとおりである。

①財務に関する事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているかどうかについて

②財務に関する事務の執行が、経済性・効率性及び有効性（３Ｅ）を考慮して実施されているかどうかについて

（２）主な監査手続き

まず、子ども・若者育成支援事業のうち子ども家庭部、生涯学習スポーツ部の一部に係る財務に関する事務の執行を監査するために、監査対象の各担当課に対して、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行った。

次に、子ども・若者育成支援事業のうち子ども家庭部、生涯学習スポーツ部の一部に係る施設等を現場視察し、管理体制及び事業執行状況等を実地で把握した。

①子ども・若者育成支援事業のうち子ども家庭部、生涯学習スポーツ部の一部に係る予算、決算の状況等について、市担当課から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。監査に必要と考えられる資料を依頼し、閲覧分析することで、当該事務の執行が法令、条例及び規則等に基づいて執行されているかどうかを確認した。

②子ども・若者育成支援事業のうち子ども家庭部、生涯学習スポーツ部の一部に係る財務に関する事務の執行について、経済性、効率性、有効性（３Ｅ）の観点から検証を行うため、これらの管理業務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについてのヒアリング及び調査、分析等を行った。

（３）監査対象

①監査対象項目

子ども・若者育成支援事業のうち子ども家庭部、生涯学習スポーツ部の一部に関する事務の執行を監査対象とした。

②監査対象部署

子ども家庭部、生涯学習スポーツ部

５．外部監査の実施期間

令和５年（２０２３年）４月１日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

6. 外部監査チーム

(1) 包括外部監査人

木下 政昭（公認会計士）

(2) 包括外部監査補助者

小川 加奈子（公認会計士）

後藤 康彦（公認会計士）

榊 正壽（公認会計士）

田村 桂一（公認会計士）

菱山 園子（公認会計士）

古川 顕史（公認会計士）

古川 穰史（弁護士）

若槻 周平（公認会計士）

7. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2編 子ども・子育て政策をめぐる最近の動向

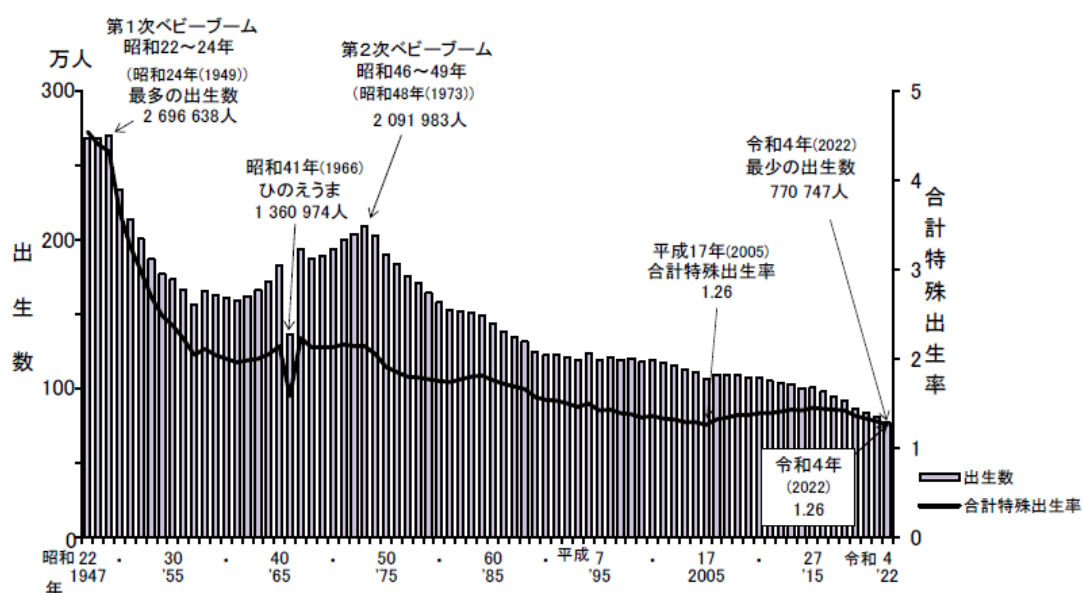
第1章 国・東京都の動向

第1節 こども家庭庁の創設

1. こども家庭庁創設の背景

こどもや若者に関する施策について、国はこれまで、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）や子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）等に基づき、各般の施策に取り組んできた。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

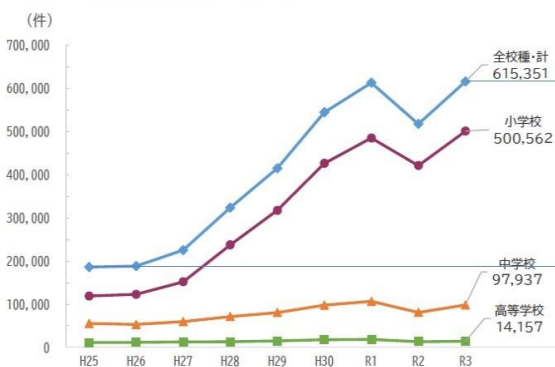


出典：令和4年（2022）人口動態統計月報年計(概数)の概況

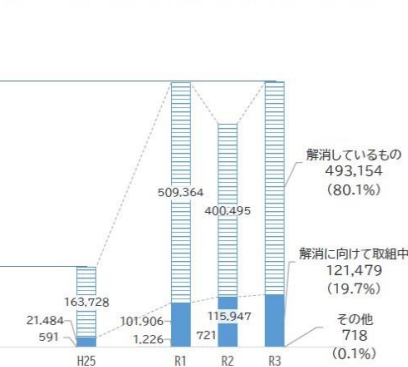
しかし、少子化、人口減少に歯止めがかからない中（図1参照）、2020年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、大変痛ましいことに2020年は約800人もの19歳以下のこどもが自殺するなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらに、コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えている。

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	615,351	500,897	500,562
中学校	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937
高等学校	11,039	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126	14,157
特別支援学校	768	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263	2,695
計	185,803	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163	615,351

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件(前年度517,163件)であり、前年度に比べ98,188件(19.0%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件(前年度39.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは493,154件(80.1%)であった。

出典：令和3年度 生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要 文部科学省

このような状況下、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、2023年4月にこども家庭庁が創設された。

子ども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ 子ども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、**こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。**
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする子ども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

子ども家庭庁の基本姿勢

- ① **こどもの視点、子育て当事者の視点**
こどもや若者の意見を年齢や発達に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ② **地方自治体との連携強化**
現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。
- ③ **NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働**
NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、**内閣府の外局に。**
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能を子ども家庭庁に一本化し、**就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。**
- ◆ 各省大臣に対する**勧告権**等を有する子ども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 子ども政策に関し他省に属しない事務を担い、**各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。**

出典：子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント 内閣官房

2. こども、若者施策の基本理念

(1) こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

子ども政策が行われる際には、こどもの最善の利益が考慮されなければならないことは、言うまでもない。こどもが保護者や社会の支援を受けながら自立した個人として自己を確立していく主体であることを認識し、こどもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に子ども政策に反映されるように取り組む。

また、若者の社会参画を促進する。こどもや若者の参画は、政策や取組そのものをより良くするのみならず、社会課題の解決に向けた力を自らが持っているとの自己有用感をこどもや若者が持つことができる機会にもなる。

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、様々な大人との関わりの中で成長する存在である。こどもの成長を支えるためには、家庭における子育てをしっかりと支えることが必要であるが、核家族化や地域の関わりの希薄化などにより、子育てを困難に感じる保護者が増えている状況にある。子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、保護者が子育ての第一義的責任を果

たせるようにすることが、こどものより良い成長の実現につながる。こうした観点から、こどもや若者の意見反映とともに、子育て当事者の意見を政策に反映させていく。

保護者による虐待や養育困難などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、できる限り家庭と同様の養育環境において継続的な養育が保障されるよう必要な措置を講ずる。

ここでいう「こども」とは、基本的に 18 歳までの者を念頭に置いているが、こどもが大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も、個人差がある。

それぞれのこどもや若者の状況に応じて必要な支援が 18 歳や 20 歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が必要な支援を受けることができ、若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で支え、伴走していく。

また、「子育て」とは、こどもが乳幼児期の時だけのものではなく、学童期、思春期、青年期を経て、こどもが大人になるまで続くものである。そうした認識の下で、各ステージにおけるこども政策を切れ目なく行う。

(2) 全てのこどもの健やかな成長、Well-being の向上

全てのこどもが、相互に人格と個性を尊重し合いながら、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに社会の構成員として自分らしく尊厳をもって社会生活を営むことができるように、その成長を社会が支えつつ、伴走していくことが基本である。

全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童の権利に関する条約に則り、

- 全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること
- こどもに関することは、常に、こどもの最善の利益が第一に考慮されること
- こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見をこどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること
- 全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること

といった基本原則を、今一度、社会全体で共有し、必要な取組を推進することが重要である。

こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、

学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供する。

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要である。このため、家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が、学校等の場をプラットフォームとして相互に協力しながら、一体的に取り組んでいく。また、性別にかかわらずそれぞれのこどもの可能性を拡げていくことが重要であり、乳幼児期から大人に至るまでの全ての段階で男女共同参画の視点を取り入れる。

（３）誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

「誰一人取り残さない」は、我が国も賛同し国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の根底に流れる基本的な理念であり、このアジェンダは、こどもについての取組も求めている。

脆弱な立場に置かれたこどもや外国人のこどもなどを含めて、全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、かつ、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう、支援する。

こうした支援は、こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性に資するものであるとの認識をもって、進めていく。

（４）こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

こどもの抱える困難は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、非行といった様々な形態で表出するものであり、重層的な視点からのアプローチが必要である。非行やいじめなどの問題行動は、こどもからのＳＯＳであり、加害者である前に被害者である場合がある。また、困難を抱えるこどもの保護者自身も、その生育過程において被虐待体験その他の様々な困難を経験していたり、現に様々な困難に直面していることも少なくない。

こうした構造的な要因を踏まえ、表出している問題行動などへの対処のみならず、保護者に対する支援をはじめとする成育環境へのアプローチが不可欠である。一方で、困難を抱えるこどもや家庭に対するこれまでの支援については、

- 児童虐待、貧困、いじめ、不登校、高校中退、非行といった困難の種類や制度ごとの「縦割り」によって生じる弊害

- 教育、福祉、保健、医療、雇用といった各関連分野や関係府省庁の「縦割り」によって生じる弊害
- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）や要保護児童対策地域協議会の対象年齢が 18 歳未満であるなど、支援の対象年齢を区切っていることで支援が途切れがちになる「年齢の壁」などによって、必要な支援が抜け落ちてしまうといった課題がみられる。

課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う。多職種の専門家による連携を促進するとともに、こどもと近い目線・価値観で対応することができる「お兄さん」「お姉さん」的な支援者（ナナメの関係性）による支援を進める。

18 歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、それぞれのこどもや若者の状況に応じ、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走していく。

（５）待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

専門家の配置や相談窓口の開設といった、施設型、来訪型の支援では、支援が必要なこどもや家族ほどＳＯＳを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題がある。来ることを待っていては、本来支援が必要なこどもや家族にアプローチすることは難しい。

地域における関係機関やＮＰＯ等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に支援者が出向いて、それぞれのこどもや家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）を充実させる。そのための支援者の養成・技能の向上に関する取組を進める。支援を望むこどもや家族が相談支援に関する必要な情報を得られるよう、ＳＮＳを活用したプッシュ型の情報発信やこどもや子育て当事者にとってわかりやすい広報の充実強化等を進める。そもそも困難が生じることを未然に防ぐための予防的関わりを重視し、充実させていく。

（６）データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、ＰＤＣＡサイクル（評価・改善）

こどもや若者の置かれている状況は多様であり、また、困難を抱える課題は複雑化、重層化している。

こどもの意識に関するデータ、こどもや家庭を取り巻く状況に関するデータ、こどもや家庭を支援する機関や団体のデータ、各種統計など、様々なデータや統計を活用

するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善していく。

第2節 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）

1. 東京都子供・子育て支援総合計画

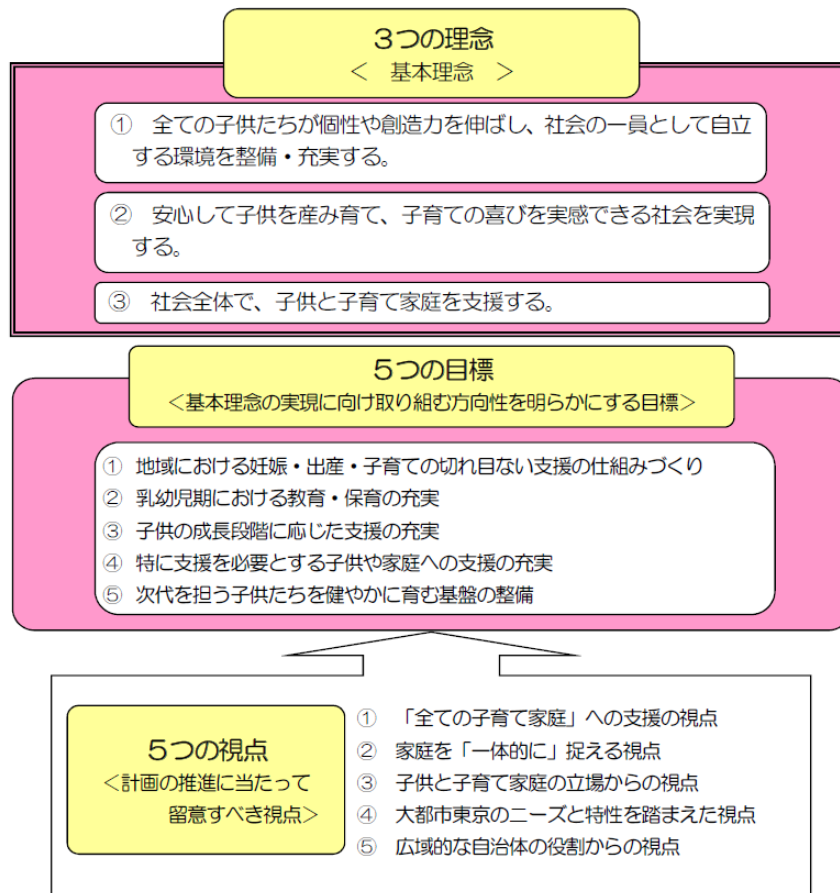
東京都においては、2018年12月、今後の都政運営の新たな指針として『『未来の東京』戦略ビジョン』を取りまとめた。ビジョンでは、2040年代の目指す姿として「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」を掲げ、2030年に向けた戦略として、「子供の目線に立って、あらゆる負担を徹底的にサポートする」「子供に身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する」「『チルドレンファースト』を社会に浸透させる」を提示している。

こうした状況や、これまでの東京都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、2020年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」が策定された。

また、これまでの取組の成果などを踏まえ、2022年に中間見直しを行い、新規事業の追加や、保育サービス・学童クラブの整備目標の更新などが行われている。

2. 計画の「理念」・「目標」・「視点」

東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）では、3つの理念（基本理念）、5つの目標（基本理念の実現に向け取り組む方向性を明らかにする目標）、5つの視点（計画の推進にあたって留意すべき視点）を示しながら、計画を実行している。



出典：東京都子ども・子育て支援総合計画（第2期）中間見直し版

（1）3つの理念

①全ての子どもたちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在で、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。

そして、成長段階に応じた教育・保育、豊かな遊びや自然体験、多種多様な経験や人との関わりを積み重ねることを通じ、多くの知識や技能を身に付けるとともに、人間性や社会性を育み、自立した大人へと成長していきます。

子供の意見を尊重し、子供の最善の利益が実現される社会を目指し、全ての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばし、夢や希望を持つことができるとともに、社会の一員として自立できるよう、家庭・学校・地域で必要な環境の整備や連携を進めていくことが必要です。

②安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。

子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の間でもあります。

かけがえのない家庭の役割が十分に果たされるよう、環境を整備していくことは、社会として取り組むべき課題です。

子供・子育て支援施策の充実、ライフ・ワーク・バランスの推進や多様で柔軟な働き方の実現などにより、出産・子育てを希望する全ての人たちが、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

③社会全体で子供と子育て家庭を支援する。

子ども・子育て支援法や次世代法の基本理念にも規定されるように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にあります。同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務であり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるようにしていかなければなりません。

次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有し、子供と子育てを応援する機運を醸成するとともに、都民・企業、NPO団体など様々な地域の団体や行政（国・都・区市町村）が、それぞれの役割を踏まえて、子供の育ちと子育て家庭を支援していくことが必要です。

（２）５つの目標

①地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

- 安心して子供を産み育てるためには、妊娠期間中や出産後に、必要な医療や子供・子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。
- また、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに子育て家庭が抱える課題を早期に把握するためには、継続的な状況把握や支援を行うとともに、支援に関する情報を十分に提供し、活用や参加を呼びかけることも重要です。
- 子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備していきます。
- また、全ての子供たちの育ちを切れ目なく支援していきます。

②乳幼児期における教育・保育の充実

- 乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子供が自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、発達過程に応じた教育・保育が必要で

す。

- 認定こども園、幼稚園や保育所等は、少子化などを背景に、子供同士が集団の中で育ち合う場として重要性が増すと同時に、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行っていきます。

③子供の成長段階に応じた支援の充実

- 次代を担う子供たちが、これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくためには、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動するなどの資質や能力を育んでいかなければなりません。
- 社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられるよう、勤労観や職業観の育成等が成長段階に応じて促される仕組みが必要です。
- また、共働き家庭の増加や、都市化によって、放課後等に地域において子供が安全に過ごすことのできる場の確保も求められています。
- 子供の成長段階に応じた質の高い教育が提供されるよう、子供を取り巻く問題に家庭・学校・地域が連携して取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、子供の居場所づくりを進めていきます。

④特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 子供の権利擁護の観点から、体罰等によらない子育ての推進や子供の意見表明権を保障する取組が必要です。
- 支援が必要なヤングケアラーに対して、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に発見し、適切な支援につなげる取組が求められています。
- 貧困の状況にある子供に対し、その状況に応じて支援を包括的かつ早期に講ずることが求められています。
- また、虐待など、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えており、関係機関が一層の連携強化を図り、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援などの取組を進める必要があります。
- さらに、発達障害を含む障害のある子供、医療的ケア児、外国につながる子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。
- 様々な環境の下で育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を確保する観点から、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に進めていきます。

⑤次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

<家庭生活と仕事との両立の実現>

- 多様で柔軟な働き方を支援し、男女共に子育て等の家庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実現が求められています。
- ライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む企業等への支援を進めるとともに、性別にかかわらず、育児休業や看護休暇などを取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、NPO団体、企業等と共に進めていきます。
- また、家庭と両立しながら再び仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、きめ細かい就職支援や職業訓練による能力開発を行い、再就職を支援していきます。

<安心・安全を確保しながら、社会全体で子育てしやすい環境を整備>

- 子育て家庭が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故や不慮の事故から子供を守るための情報提供や普及啓発が求められています。
- また、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶たない一方、子供や若者による犯罪も発生しており、これらを防ぐための取組も重要となっています。
- 親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めていきます。また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐため、子供の事故予防に必要な情報の提供等を行っていきます。
- 子供の健やかな育ちのために、学校や地域の関係諸機関との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境から守る仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 様々な分野の関係機関・団体の連携を通じて、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成します。

(3) 施策推進の5つの「視点」

①「全ての子育て家庭」への支援の視点

- 家庭の状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を抱えている状況があります。幼稚園や保育所等を利用する子供の家庭等だけでなく、「全ての子育て家庭」を対象とした支援の重要性が増しています。
- 全ての子供の健やかな育ちを担保するため、現行の制度や事業内容にとらわれず、柔軟な発想で多様な子供・子育て支援のニーズに対応していく必要があります。
- 全ての子育て家庭が地域において安心して子育てができるよう、子供・子育て支援を一層充実させるとともに、必要な家庭がサービスを適切に利用できるように積極的に情報提供していきます。

②家庭を「一体的」に捉える視点

- 児童虐待や非行など、子供をめぐる問題の背景には、子供の育った家庭が様々な

問題を抱えている場合も多く、子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。

- 子供や親への個別の対応だけではなく、家庭が抱えている問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・教育・警察等の各機関が協力し、切れ目ない支援を総合的に展開していきます。

③子供と子育て家庭の立場からの視点

- 子育て支援に当たっては、子供の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、子供の最善の利益が最優先されなければなりません。
- 子供は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。だからこそ、与えられた環境の違いによって、将来が決定されることなく、全ての子供が希望する進路を選択できる環境を整えていくことが求められています。
- 親のニーズや働き方も多様化しており、子供と子育て家庭が、適切かつ質の高い子供・子育て支援を利用できる体制を整備することが重要です。
- 行政だけでなく、都民、企業、NPO 団体など様々な地域の団体や都民が、それぞれの役割のもとに、子供と子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに対応していきます。

④大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 東京では、多様な就業・勤務形態等を背景に、子供・子育て支援に関するニーズが多様化しています。
- 一方、東京には、サービス産業を中心とする多くの企業や、特色のある活動を活発に展開している NPO 団体等の民間団体が集まっていることに加え、情報や人材の集積、利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。
- 子供・子育て支援のニーズを的確に把握するとともに、多くの民間サービスや、NPO 団体をはじめとする東京の豊富な社会資源を組み合わせ、それらを最大限に生かして子供・子育て支援に取り組んでいきます。

⑤広域的な自治体の役割からの視点

- 子供・子育て支援の実施主体は区市町村ですが、都は広域的な自治体として、都内の全ての区市町村において、地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供されるよう、財政面や技術面からの支援を行う役割を担っていく必要があります。また、区市町村の区域を越える広域的・専門的な課題にも対応していく必要があります。
- 子供・子育て支援を担う人材の確保と育成は、一義的には事業者の責任ですが、都として必要な支援の質と量を確保するため、事業者の取組を支援していきます。
- 区市町村による子供・子育て支援が体系的かつ円滑に実施されるよう支援すると

ともに、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実に取り組んでいきます。

第2章 八王子市における子ども・若者政策の現状

第1節 八王子市子ども・若者育成支援計画

1. 計画策定の背景

これまで八王子市では、2015年に「第3次子ども育成計画」を策定し、福祉や保健、医療、教育、雇用など、それぞれの分野に応じた支援に、市民・事業者・関係団体とともに取り組み、「子どもにやさしいまち」と「子育てしやすいまち」の実現に向け、成果を上げてきた。

しかし、子ども・若者を取り巻く環境は、いじめや不登校、児童虐待、貧困、ひきこもりなど、様々な問題が生じているとともに、複雑化している。また、社会がめまぐるしく変化する中で、働くことや自分の進路に悩みを抱え、孤立してしまう若者が多くいることもわかってきた。

今後、様々な課題に対応するとともに、すべての子ども・若者が社会的自立に向けて自分らしく歩んでいくためには、年齢や分野を問わず切れ目なく支援していくことが求められている。

また、子ども・若者がそれぞれの「今」を充実させていけるよう、様々な体験や活動機会を創出していくなど、社会全体でその活躍を応援することが大切だと考えられる。

こうした状況を踏まえ、第3次子ども育成計画における子ども施策を引き継ぎ、発展させるかたちで、妊娠期から若者期までの切れ目ない支援施策を推進するため、これまでの子ども施策に加え、若者施策をあわせ、「子ども・若者育成支援計画（以下、「本計画」という）」として策定された。

これにより、行政と市民・事業者・関係団体が一体となって、子ども・若者にとって魅力あふれる「子ども・若者にやさしいまち」「子育てしやすいまち」「子ども・若者が夢と希望を持ってあるけるまち」の実現が望まれる。

2. 計画の位置づけ

本計画は、八王子市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」の個別計画として策定された。「八王子ビジョン2022」では、「生き生きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」の実現に向け、子ども・子育て支援施策と教育施策を一体的にとらえ、共通の編に位置付けていることから、教育分野の個別計画である「教育振興基本計画」との連携が重視されている。

また、福祉分野の個別計画である「地域福祉計画」を上位計画として位置付けており、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」などの対象者別計画と理念やしくみの整合性を図っている。

この他にも、子どもや若者、子育て家庭への支援は幅広い分野にわたる施策との連

携が必要であることから、様々な計画と連携するとともに、国や東京都が策定する計画とも整合を図り長期的・総合的な視点から子ども・若者の育成支援に関する施策を取りまとめている。

《八王子ビジョン 2022 及び関連計画との関係》



出典：八王子市子ども・若者育成支援計画

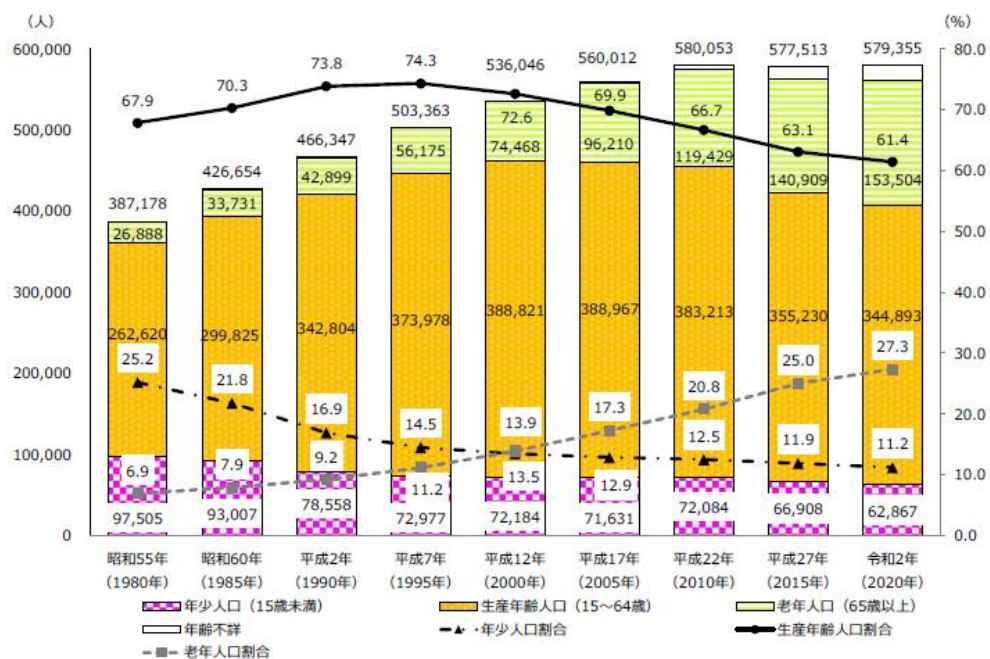
3. 子ども・若者の現状

(1) 人口の推移

八王子市の人口は、昭和 55 年（1980 年）から平成 22 年（2010 年）にかけて増加し、その後平成 27 年（2015 年）に減少に転じた後、令和 2 年（2020 年）に再び増加した（下図）。

また、昭和 55 年（1980 年）から令和 2 年（2020 年）にかけて、年少人口割合は減少する一方で、老年人口割合は増加している。生産年齢人口割合は平成 7 年（1995 年）にピークを迎え、その後減少に転じている。

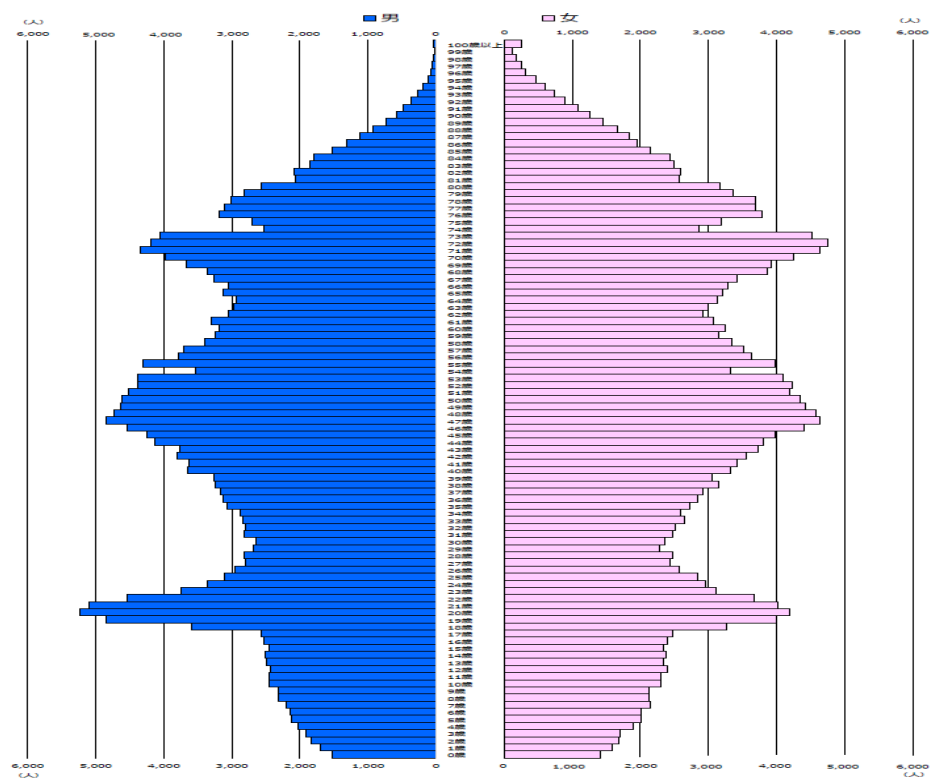
これらから、高齢化が進み、子ども・若者の人口が減少していることが伺える。



出典：八王子市人口ビジョン 令和5年（2023年）3月

(2) 人口構造

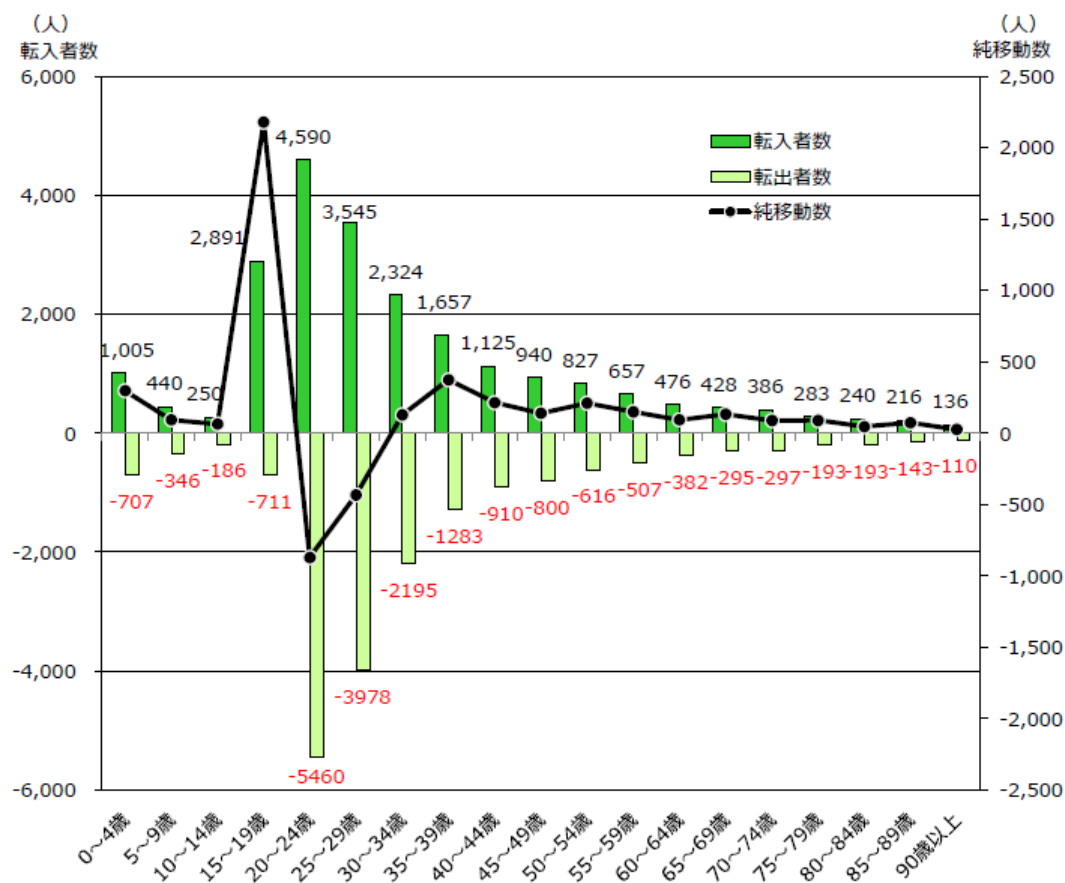
八王子市の人口構造を性別年齢別の人口ピラミッドとして示すと、次のとおりである。第一次ベビーブーム及び第二次ベビーブームに加えて、学園都市である本市の特徴として、20 歳前後の人口が多い形となっている。



出典：八王子市人口ビジョン 令和 5 年（2023 年）3 月

(3) 転出・転入

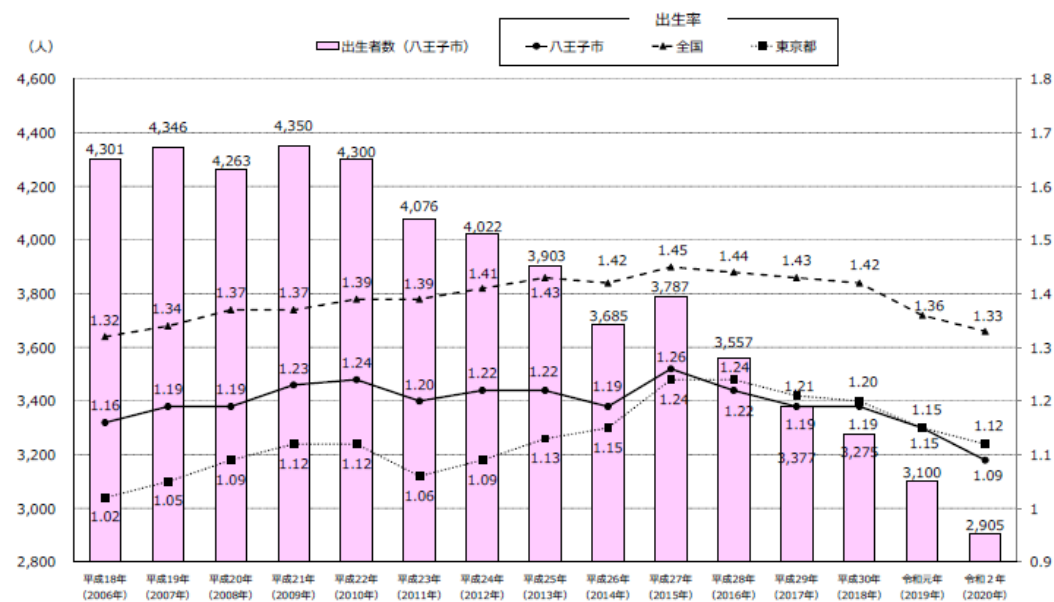
八王子市の転出数と転入数を5歳ごとの年齢別にみると、10代後半に転入超過となり、20代では転出超過となっている。大学入学時の転入者数が多い一方、大学卒業や就職などのタイミングで転出者が増加していると考えられる。



出典：八王子市人口ビジョン 令和5年（2023年）3月

(4) 出生数と合計特殊出生率

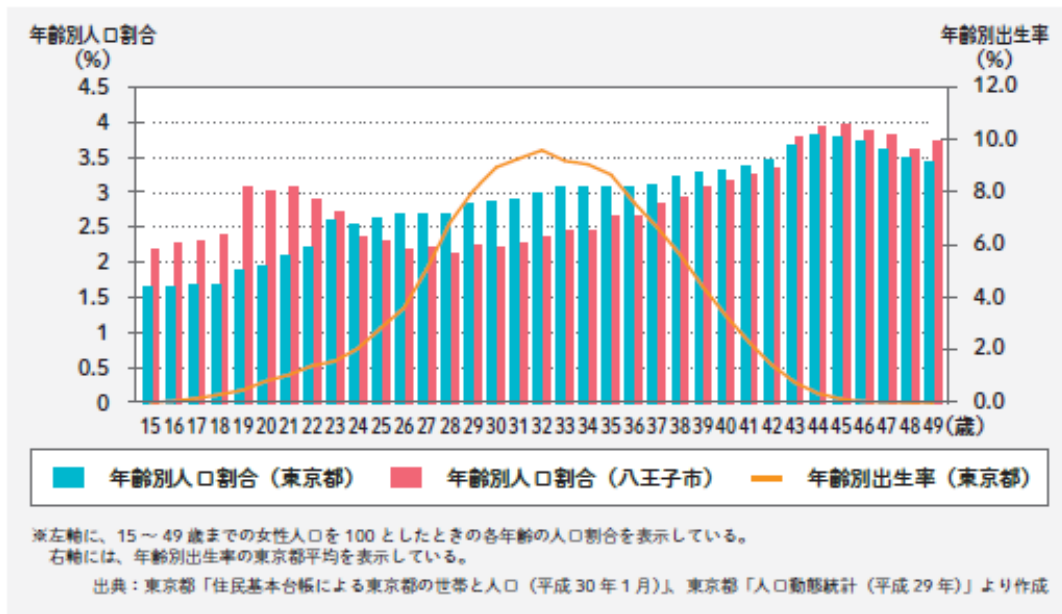
八王子市の合計特殊出生率は、近年減少傾向にある。2020年の合計特殊出生率は、1.09 となっており、全国の合計特殊出生率 1.33 を下回っている。



出典：八王子市人口ビジョン 令和5年（2023年）3月

(5) 女性の年齢別人口割合と年齢別出生率

八王子市は東京都と比較して、大学進学などに伴い、10代後半から20代前半の女性の割合が大きくなっている一方で、20代後半から30代にかけての割合は小さくなっており、東京都の年齢別出生率と合わせた場合、子どもを産む可能性の高い年齢層の女性が相対的に少ない現状になっている。



出典：八王子市子ども・若者育成支援計画

(6) 待機児童数

保育施設や学童保育所の待機児童については、施設整備の進捗とともに減少傾向にあり、2022 年度当初では、保育施設では 12 人、学童保育所では待機児童ゼロとなっている。

<保育定員と待機児童数の推移>

【保育定員の推移】(各年度当初)

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
認可保育所	9,425	9,692	9,877	10,352	10,625	10,754	10,393	10,403	10,344	9,670	9,503
小規模保育事業				42	42	42	89	126	126	126	126
事業所内保育事業				12	17	59	96	96	96	96	96
家庭的保育事業	56	66	65	57	64	65	60	57	58	54	53
認証保育所	394	403	410	298	258	218	192	187	187	178	147
認定こども園	238	325	325	272	272	292	795	806	806	1,246	1,346
定期利用保育	30	48	49	44	44	44	42	44	44	48	48
合計	10,143	10,534	10,726	11,077	11,322	11,474	11,667	11,719	11,661	11,418	11,319
増減(対前年)	266	391	192	351	245	152	193	52	△58	△243	△99

【保育所待機児童数等の推移】(各年度当初)

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
就学前児童数	27,236	27,107	26,351	25,695	25,174	24,565	23,806	23,109	22,463	21,505	20,693
入所申込児童数	10,299	10,447	10,679	11,224	11,411	11,541	11,396	11,388	11,391	11,129	10,845
在籍児童数	9,685	9,975	10,211	10,894	11,093	11,308	11,241	11,229	11,199	10,994	10,758
待機児童数	375	253	231	144	139	107	56	26	25	19	12

出典：子ども・若者育成支援計画 令和 4 年度（令和 3 年度分）点検・評価報告書

<学童保育所定員と待機児童数の推移>

(各年度当初)

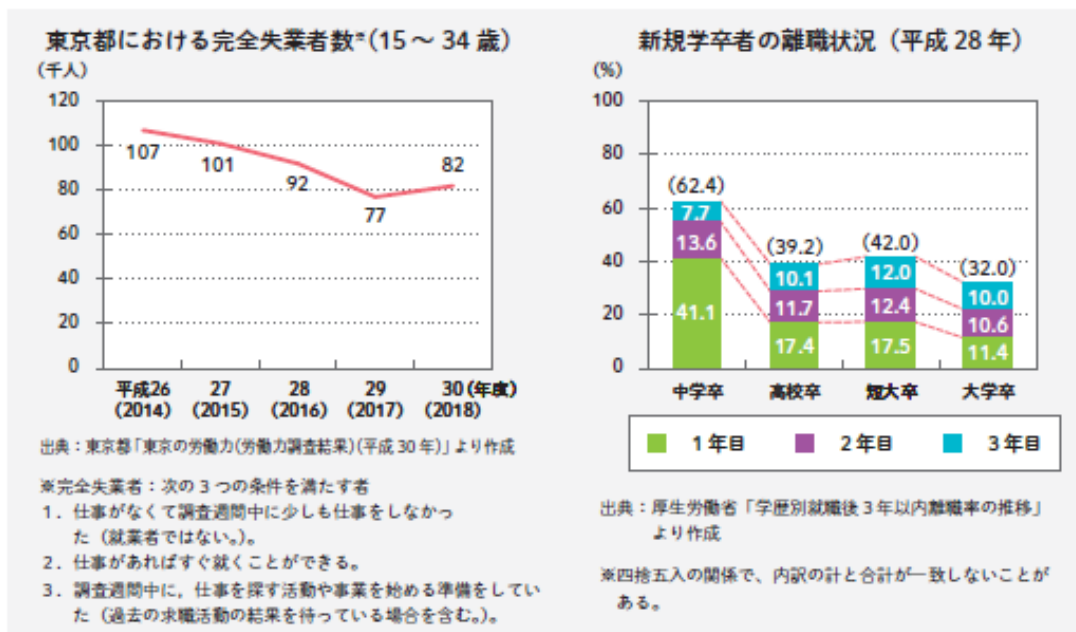
年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
施設数	82	85	88	89	90	90
申込児童数	6,192	6,262	6,494	6,550	6,217	6,359
待機児童数	283	172	215	154	82	0

出典：子ども・若者育成支援計画 令和 4 年度（令和 3 年度分）点検・評価報告書

(7) 若者の就労状況

東京都における 2018 年度の 15 ～ 34 歳の完全失業者数は 82,000 人であり、前年と比較して 5,000 人増加しているが、全体としては減少傾向にある。

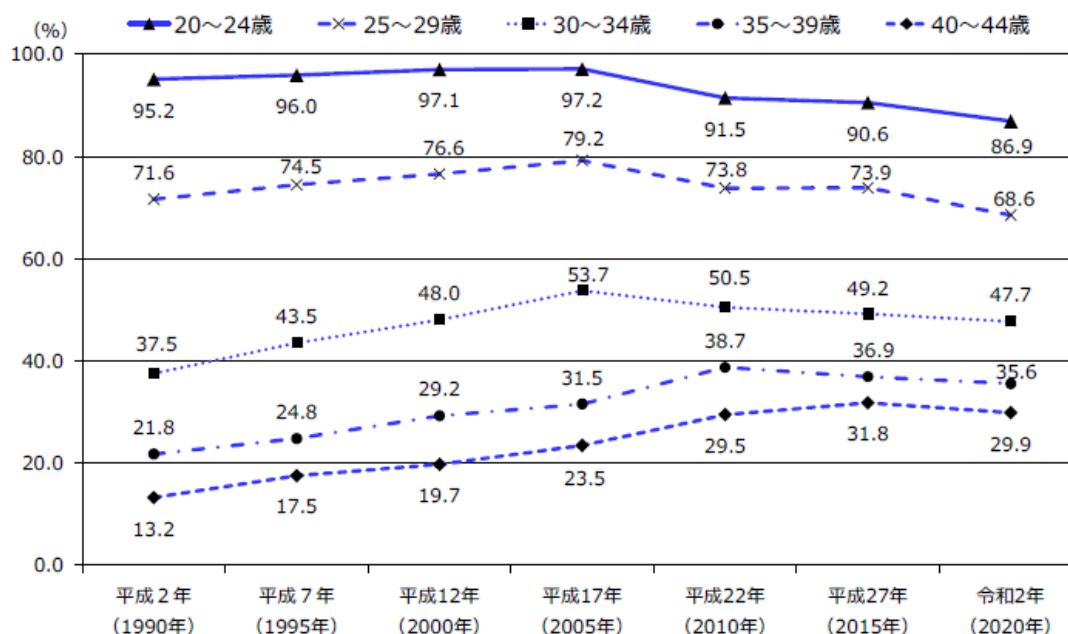
国によると、2016 年度新規学卒者における大学卒業者の 3 年以内の離職率は 32.0% であり、2015 年度より 0.2 ポイント増加している。



出典：八王子市子ども・若者育成支援計画

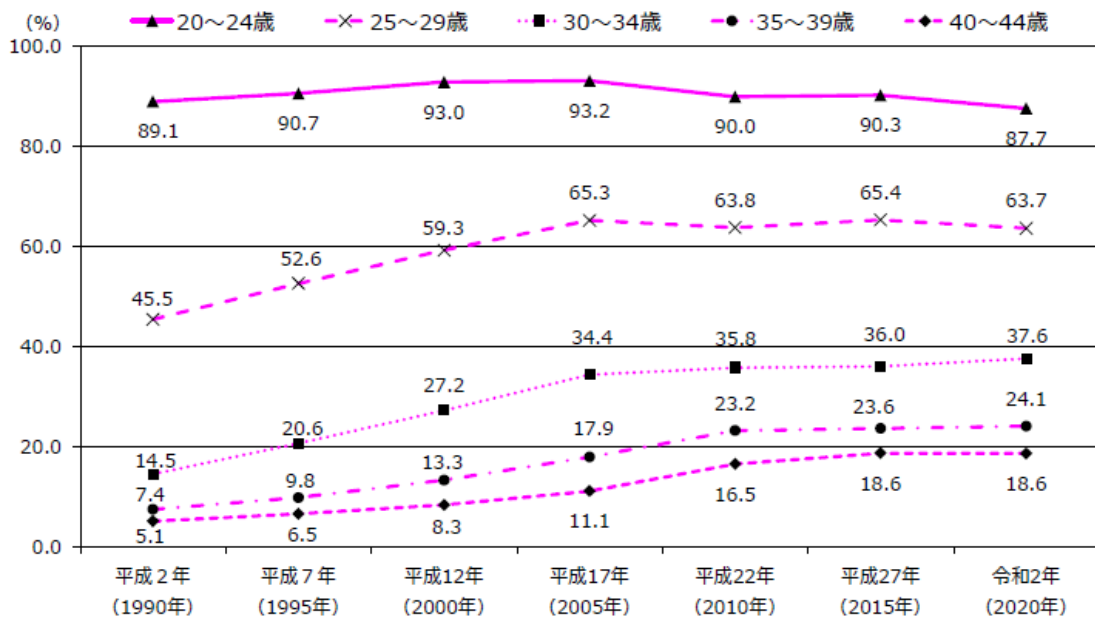
(8) 未婚率

八王子市における 20～44 歳の男性の未婚率の過去の推移を見ると、すべての年齢階層において 2005 年まで増加している。その後、20～34 歳において 2020 年にかけて減少に転じている。35～39 歳においては 2010 年、40～44 歳においては 2015 年まで増加した後、2020 年にかけては減少に転じている。



出典：八王子市人口ビジョン 令和5年（2023年）3月

一方、八王子市におけるこの世代の女性の未婚率の過去の推移を見ると、すべての年齢階層において 1990 年から 2005 年にかけて増加している。その後、20～29 歳においては 2020 年にかけて増減を繰り返しながら減少している。30～44 歳においては 2020 年にかけて引き続き増加傾向にある。



出典：八王子市人口ビジョン 令和5年（2023年）3月

4. 子ども・若者の課題

我が国の総人口は2020年で1億2,614万5千人であり、年少人口（0～14歳）は1,477万5千人となっている。年少人口の総人口に占める割合は11.7%と、減少が続いている。1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数の平均を表す合計特殊出生率は、2015年の1.45をピークに減少に歯止めがかからず、2020年には1.33と、急速な少子化が進行している。

八王子市の出生数については2013年に4,000人を割り込み、2020年には2,905人となっており、今後も減少していくことが予想される。少子化の要因については、若者の経済的な不安定さや長時間労働、仕事と子育ての両立の困難性、子育ての孤立感や負担感、結婚・出産に対する意識の変化などが関係していると考えられる。今後も、妊娠や出産を希望する個人の希望がかない、安心して産み育てられる環境づくりに向けて一層取り組んでいく必要があると考える。

また、少子化や核家族化、IT化などの進展により、子ども同士での遊びや会話、多世代との関わり合いを通じて社会を学ぶ機会や、発達段階に応じて必要となる実体験の不足が懸念されている。幼少期からの遊びや様々な体験をとおして、幅広い世代の人々と出会い、多様な価値観に触れることができるよう、様々な施策を推進していくことが重要である。

こうした子どもと若者、その家庭を取り巻く諸課題の解決に向けて、今後八王子市が重点的に取り組んでいくべき主な課題が挙げられている。

(1) 子どもをめぐる課題

子どもは自分に関係することについて意見を表し、それが十分に尊重される権利を持っている。八王子市では、「子どもすこやか宣言」や「子ども☆ミライ会議」により、子どもの権利の尊重や子どもの参画に取り組んでいるが、今後はより一層、子どもの意見をまちづくりに活かしていくことが求められている。

また、児童虐待の増加やいじめなど、子どもの権利侵害は深刻な状況であり、八王子市においても子どもが安心して健やかに成長できるための環境を、大人が保障していく必要がある。子どもが悩んだり、心身の安全がおびやかされたときに、子どもが相談しやすい環境が周囲に整い、最後まで寄り添える体制の整備が望まれる。

子どもの基本的な権利についての認知度は、決して高いとは言えない状況であるが、子どもの権利に関する啓発活動やフォーラムの実施など、子どもの権利を守るための基本的な考え方を市民と共有し、子どもの権利を大切にすまちづくりを進めていくことが大切だと考えられている。

また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、その後の生き方を大きく左右する、きわめて重要な時期だと考えられる。乳幼児期の子どもの健やかな発達を保障していくため、教育・保育のさらなる質の向上が求められている。幼児期から小学校への子どもの成長や学びの連続性を確保するため、保・幼・小連携を推進するとともに、小学校入学後の生活を円滑に開始できるような取組が必要であると考えられる。

また、支援が必要な子どもについては、乳幼児期から小・中学校期、さらに若者期へと必要な支援が継続されるとともに、年齢に応じた支援機関との連携が重要となっている。

(2) 家庭を巡る課題

母親にとって、妊娠・出産期は身体の変化により不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期だが、核家族化が進み、家族からの十分なサポートが難しい家庭も多く、家庭への適切な支援が重要な課題となっている。

八王子市では「八王子版ネウボラ」により、切れ目ない相談・支援体制を整えている。関係機関や地域の支援者が連携し、子育て家庭のニーズに合った包括的支援を進め、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが必要だと考える。

また、妊娠・出産・子育てに関する質の高い情報をわかりやすく提供することや妊娠中から身近な場所での仲間づくり、いつでも相談できる場、「孤育て」とならないような支援など、支え合いながら安心して子育てができる環境が求められている。

さらに、共働き世帯が増加する中、「子育てと仕事」が両立できる社会の実現が求められている。

八王子市では施設整備により、保育施設の待機児童は2015年4月時点の144名から、2022年4月時点で12名に減少しました。一方で学童保育所の待機児童は、2015

年4月時点の327名から、2022年4月時点では待機児童ゼロを達成し、大きな成果を実現している

また、企業においては育児休業や短時間勤務制度など、子育てと仕事を両立するための環境が整っているものの、様々な理由により利用されていないケースも多くある。父親と母親が協力して子どもを育て、子育ての楽しさや苦勞が共有できる時間が持てるよう、企業においては「働き方改革」の推進が求められる。

(3) 子ども・子育てを支えるまちづくりに向けた課題

地域の活力を未来につなげていくために、子育て世帯の定着、年少人口や生産年齢人口の増加を図ることが重要である。そこで、子育て世代やこれから子育てをしたいと考えている世代に「八王子で子育てしたい」「八王子に住みたい・住み続けたい」と感じてもらうため、八王子市の「子育てしやすいまち」「子ども・若者にやさしいまち」への取組や魅力ある子育て情報を積極的に発信し、プロモーション活動をしていく必要がある。

単に子ども・子育て支援を充実させるだけでなく、子育て世帯のニーズに合わせた情報発信の工夫により、市民活動団体や企業等による子育てを応援する取組についても、市民と協働して積極的に発信していくことが求められている。

市民や企業・大学など様々な立場の人々がゆるやかにつながる、市民参加型の取組が期待される。

(4) 配慮が必要な子どもと家庭を巡る課題

児童虐待は、子どもの生命を奪い、あるいは心身に深い傷を与え、その後の人生を左右する子どもへの最大の権利侵害である。子どもが最も安心していられるべき家庭の中に、その存在を認めてくれる心理的・物理的な居場所がないことで、年齢に応じた発育が阻害され、社会生活を送る上での大きなハンディを長期的に背負わされることとなる。

八王子市では、子ども家庭支援センターの体制強化や職員一人ひとりのスキルの向上を図り、児童相談所や保健福祉センターなど関係機関との十分な連携により、児童虐待への対応を行っている。しかし、子ども家庭支援センターが取り扱う児童虐待の受理件数は年々増加傾向にある。

<子ども家庭支援センターが取り扱う相談件数の推移>

(各年度末)

年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
相談延べ件数 (職員活動数)	37,836 件	44,080 件	47,822 件	49,957 件	56,691 件	61,247 件
児童虐待 新規受付人数	625 人	666 人	968 人	1,131 人	1,145 人	1,228 人

出典：子ども・若者育成支援計画 令和 4 年度（令和 3 年度分）点検・評価報告書

これは各支援機関が重篤なケースに陥る前に、子ども家庭支援センターに連絡する体制が整ってきたという側面もある一方、依然として多くの子どもや家庭が苦しんでいる状況を表している。

児童虐待は様々な要因が絡み合い、その家庭だけでの解決が難しい問題である。発生予防から、早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目ない支援が必要である。

2022 年の国民生活基礎調査によると、18 歳未満の子どもの相対的貧困率は 11.5%（新基準）となっており、改善傾向にはあるものの、日本の子どもの 8.7 人に 1 人が相対的貧困の状態にあると言える。特に、ひとり親家庭の母子世帯の年間平均所得（雇用者所得）は 262 万円と、子どもがいる全世帯の年間平均所得の 38%にとどまっており、深刻な状況となっている。

子どもの貧困は家庭だけの問題ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題である。

子どもの貧困対策の推進に関する法律や生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する家庭や子どもに対して、就労・相談・生活・学習などの総合的な支援を行っていくことが求められている。

（5）若者の社会的自立を巡る課題

若者が自信を持って社会へはばたき、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく

力を身に付けていくためには、「社会全体で若者を応援・支援する」という共通理念のもと、市民・事業者・大学などと協働して施策を推進していくことが重要です。若者が、あらゆる生活場面において、自分の良さに気づきながら自信を育み、社会や地域の人々とゆるやかな関係を築いていく。そして、かけがえのない「今」を生き生きと過ごしていくことは、若者の社会からの孤立を防ぐとともに、未来を拓く力につながると考えられる。

そのため、若者が不安や悩みを抱え、その一歩が踏み出せずにいるときは、一人ひ

とりに寄り添いながら、社会や人とのゆるやかな関係づくりを支援し、若者が安心感を得ながら、新たな一步を踏み出せるよう支援していくことが求められる。

あらゆる分野において、市民・事業者・関係団体とともに若者を応援・支援していくことが大切だと考えられる。

また八王子市では、「八王子版ネウボラ」や「はちおうじっ子マイファイル」事業など、ライフステージに応じた切れ目ない支援を先進的に展開している。今後は、福祉・保健・医療・教育など様々な分野との連携をさらに強化し、義務教育以降においても切れ目ない支援を構築していくことが必要と考える。

この際、社会的自立の基礎となる「生きる力」は、乳幼児期から若者期まで、それぞれの発達段階に応じて、切れ目なく継続的に培われるものであり、幼児教育・学校教育・社会教育・生涯学習などのあらゆる分野において、「子ども・若者の健やかな成長と社会的自立」に向けた学びや体験の機会を創出していくことが求められている。

さらに、若者施策を効果的に推進していくためには、子ども・若者が置かれた環境や状況に応じて、社会全体で総合的・重層的に取り組む体制をつくっていくことが重要である。そのためには、市がコーディネート機能を発揮しながら、支援者同士の顔が見える、現場レベルの実践的ネットワークを形成し、すべての人が社会の中で共に助け合って生きていく社会的包摂の視点から、若者施策を発展させていくことが重要と考える。

5. 基本理念と基本方針

本計画では、「みんなで育てるみんなが育つわたしたちがミライにつなぐはちおうじ」を基本理念として掲げている。

この基本理念には、

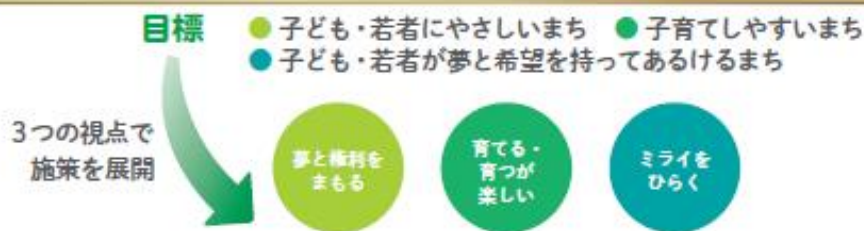
- ◇ 未来を担う子ども・若者の育成をその家庭だけに背負わせることなく、地域や企業、大学など、八王子全体で成長を見守り、支えていく。
- ◇ 子ども・若者自身の成長はもとより、親や家族、地域の方々、企業など子育て支援に関わるすべての人々が子育てを通じて成長していく。
- ◇ 子どもも、若者も、大人も、すべての市民が未来に向かってつながっており、それぞれが選んだ、それぞれの道を歩むことができる八王子を、次の世代に、未来につなげていく。

という思いが込められている。

また、基本理念を踏まえた本計画の目標（目指すまちの姿）として、第3次子ども育成計画で掲げた「子どもにやさしいまち」と「子育てしやすいまち」の実現に加

基本理念

みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ



え、若者支援の観点と本市のブランドメッセージである「あなたのみちを、あるけるまち。八王子」を取り入れ、新たに「子ども・若者が夢と希望を持ってあるけるまち」の実現が追加されている。

そして、基本理念の実現に向けて、「夢と権利をまもる」「育てる・育つが楽しい」「ミライをひらく」という3つの視点を持って施策が展開されている。

この基本理念の実現に向けて、5つの基本方針を定めている。

➤ 基本方針1 未来を担う子どもの育成

すべての子どもの自分らしく生きる権利を守るとともに、子どもの意見を尊重します。

また、八王子の特色を活かした遊びや体験をととして、子どもの生きる力を育む環境を整え、未来を担う子どもを育みます。

➤ 基本方針2 子どもを育む家庭への支援

妊娠期からの切れ目ない支援や身近な相談環境の充実により、保護者が負担や孤立感を感じることなく、子どもに愛情を注ぎ、親としての成長を感じることができるよう支援していきます。

➤ 基本方針3 子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり

地域の方々や企業、大学など多様な担い手により社会全体で子どもや子育て家庭を支えるまちづくりを進めます。その取組を子育てプロモーションにより、市内外に向けて発信していきます。

➤ 基本方針4 配慮が必要な子どもと家庭への支援

虐待や貧困など困難な環境にあり、配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援

を充実していきます。すべての子どもが安心して健やかに成長し、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援していきます。

➤ 基本方針5 若者の社会的自立に向けた応援・支援

すべての若者の健やかな成長を見守り、生きづらさを抱える若者とその家庭を支援し、社会全体で支えるための環境づくりを進めます。若者の思いや考えを尊重し、まちづくりのパートナーとして協力していくとともに、その活動を応援していきます。

6. 基本理念を実現するための施策

本計画では、基本理念である「みんなで育てるみんなが育つわたしたちがミライにつなぐはちおうじ」を実現するための5つの基本方針に基づき、21の基本施策を実施している。

方針	基本施策	施策
1 ミライを担う子どもの育成	1. 子どもの権利を大切にすまちづくり	1. 子どもとつくる八王子のミライ 重点
		2. 子どもからの相談体制の充実
		3. 子どもの権利を大切にす取組
	2. 子どもの生きる力を育む遊びや体験の充実	4. 遊びをととした子どもの成長・発達
		5. 屋外での遊びや体験の充実 重点
		6. 豊かな感性を育てる体験機会の充実
	3. 乳幼児期の教育・保育の質の向上	7. 乳幼児期の教育・保育の質の向上 重点
		8. 保・幼・小連携の推進
	4. 若者期へとつなぐ健やかな育ちの支援	9. 生活や学びの基礎を育む取組
		10. 将来や生き方を考える機会の確保
		11. 青少年の健全育成に向けた支援
		12. 地域における子どもの居場所づくり
2 子どもを育む家庭への支援	5. 妊娠期からの切れ目ない支援の充実	13. 八王子版ネウボラによるきめ細かな相談・支援 重点
	6. 働きながら子育てできる環境の整備	14. 親と子の健康づくり
		15. 多様な教育・保育の提供
		16. 学童保育所の整備・拡充 重点
	7. 子育て家庭への支援	17. 子育てと仕事が両立できる環境づくり
		18. 子育て家庭への経済的支援
	8. 身近な場所での相談・居場所の充実	19. 家庭における食育や家庭教育の支援
		20. 子育ての楽しさを支える学びの場の提供
3 子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり	9. 子育てを共に楽しむまちづくり	21. 子育てひろばの充実 重点
		22. 子育てに関する相談体制
		23. 子育てを応援する市民活動団体の支援
	10. 子育てを支える地域人材の育成	24. 企業・大学等の参加による子ども・子育て支援 重点
		25. 子育て施設や学校施設を核とした地域づくり
		26. 子育てボランティアへの支援
	11. 子育てプロモーションの推進	27. 子育て支援者の活動の促進
		28. みんなに届く子育て情報の発信 重点
	12. 親子が安全・安心に暮らせるまちづくり	29. 子育てをみんなで楽しむ地域づくり
		30. 子どもと一緒にしてお出かけしやすいまちづくり
		31. 地域力を活かした防犯対策
		32. 子どもを事故から守るための取組
		33. きれいなまちづくりの推進

方針	基本施策	施 策
4 配慮が必要な子どもと家庭への支援	13. 児童虐待の防止	34. 児童虐待の予防や早期発見・早期対応 重点
		35. 児童虐待防止を支えるネットワークの充実と人材育成
		36. 社会的養護*を必要とする子どもへの支援
	14. 障害児支援の充実	37. 障害のある子どもの支援体制の充実 重点
		38. 障害の早期発見・早期支援
		39. 障害児保育や障害児の居場所づくり
	15. ひとり親家庭への支援	40. ひとり親家庭への支援
		41. ひとり親家庭で育つ子どもへの支援 重点
		42. ひとり親家庭への相談・情報提供
	16. 子どもの貧困対策の推進	43. 子どもへの教育・生活支援 重点
		44. 生活に困っている世帯への支援
		45. 子どもの貧困に関する実態把握
5 若者の社会的自立に向けた応援・支援	17. 外国につながる子ども*と家庭への支援	46. 外国人家庭への子育て支援
		47. 外国人にもわかりやすい情報発信
		48. 多文化共生意識の啓発や国際理解の推進
		49. 一歩を踏み出すきっかけづくり 「若者なんでも相談」 重点
	18. ミライへ歩む若者への応援	50. 若者の視野が広がる教育や普及・啓発
		51. 若者のキャリア形成
		52. 若者の「今」を応援
		53. 働くことや学ぶことへの不安や悩みを抱える若者に 寄り添う支援 重点
	19. 悩みや不安を抱えた若者への支援	54. ひきこもり状態にある若者とその家族への支援
		55. 生活に困っている若者への支援
		56. 若者の非行防止や立ち直り支援
		57. 様々な生きづらさを抱えた若者への支援と支え合い
	20. 地域で若者を応援する環境づくり	58. 支援の輪が広がるネットワーク 重点
		59. 若者ニーズのキャッチと情報発信 重点
	21. 若者たちがつくる八王子のミライ	60. いかにしていこう！若者の声 重点
		61. 若者の活動・チャレンジを応援
		62. 若者の活動拠点づくり 重点

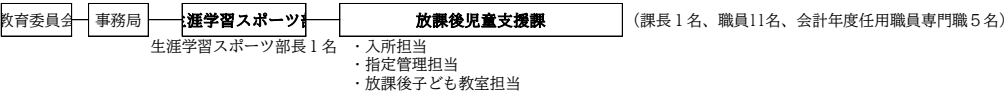
今回の監査は、当該基本施策に紐づけられた子ども家庭部をはじめとする関連部署の事務事業評価シートに基づき、質問や資料閲覧を中心とした手続きを実施している。

そのため、各基本施策の内容については、「第3編 監査の結果」にて記載することとする。

第 2 節 八王子市の現状

1. 組織の状況

(1) 組織図・人員の状況 (2023 年 5 月 1 日時点、監査対象部署のみを記載)



2. 就学前児童数の推移

	就学前児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～2歳計	3～5歳計
2012年4月1日	27,236人	4,045人	4,437人	4,591人	4,591人	4,762人	4,810人	13,073人	14,163人
2013年4月1日	27,107人	4,006人	4,309人	4,551人	4,695人	4,705人	4,841人	12,866人	14,241人
2014年4月1日	26,351人	3,812人	4,233人	4,330人	4,561人	4,720人	4,695人	12,375人	13,976人
2015年4月1日	25,695人	3,714人	4,002人	4,272人	4,380人	4,583人	4,744人	11,988人	13,707人
2016年4月1日	25,174人	3,762人	3,989人	4,084人	4,342人	4,396人	4,601人	11,835人	13,339人
2017年4月1日	24,565人	3,568人	3,981人	4,058人	4,154人	4,381人	4,423人	11,607人	12,958人
2018年4月1日	23,806人	3,345人	3,740人	4,059人	4,098人	4,185人	4,379人	11,144人	12,662人
2019年4月1日	23,109人	3,302人	3,510人	3,818人	4,117人	4,147人	4,215人	10,630人	12,479人
2020年4月1日	22,463人	3,129人	3,511人	3,590人	3,887人	4,152人	4,194人	10,230人	12,233人
2021年4月1日	21,505人	2,897人	3,287人	3,582人	3,670人	3,881人	4,188人	9,766人	11,739人
2022年4月1日	20,246人	2,904人	2,997人	3,304人	3,550人	3,655人	3,836人	9,205人	11,041人
2023年4月1日	19,402人	2,666人	3,059人	3,032人	3,387人	3,586人	3,672人	8,757人	10,645人

3. 保育所等の施設数の推移

保育所等の施設数推移（各年度当初）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
認可保育所 ※1	99園	100園	100園	96園	95園	91園
認証保育所	5園	5園	5園	5園	4園	4園
認定こども園	6園	6園	6園	10園	11園	17園
小規模保育事業	6園	8園	8園	8園	8園	8園
事業所内保育事業	7園	7園	7園	7園	7園	7園
家庭的保育事業	17園	14園	14園	14園	12園	12園

※1 保育所型認定こども園含む

一時保育等の実施施設数推移（各年度当初）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一時保育	25園	25園	25園	24園	25園	25園
緊急保育	26園	26園	26園	26園	26園	26園
定期利用保育	14園	14園	15園	16園	16園	17園
病児・病後児保育施設	4園	4園	4園	4園	4園	4園

幼稚園数と在園児数推移（各年5月時点）

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
幼稚園数 ※2	31園	30園	30園	30園	30園	29園
在園児童数	5,716人	5,583人	5,435人	5,159人	4,797人	4,154人

※2 幼稚園型認定こども園含む

第3編 監査の結果

第1章 八王子市子ども・子育て支援計画

第1節 基本方針1：ミライを担う子どもの育成

1. 基本施策1 子どもの権利を大切にするまちづくり

(1) 概要

八王子市では、子ども☆ミライ会議など、子どももまちづくりの大切なパートナーとして、子どもの意見発表や参画の機会を確保するとともに、2023年4月に策定された八王子市の長期ビジョンや事業計画などに子どもの意見を反映し、まちづくりに活かしている。

また今後、ユースリーダー育成方針を策定するとともに、児童館（2023年11月1日より、児童館の名称を「子ども・若者育成支援センター」に変更している。なお、本文中の表記は「児童館」を用いている。）を中心にユースリーダーの育成と活躍の場の確保を進めている。

また、児童虐待やいじめ被害、家族のケアやDVなどの家庭内の問題により、つらい思いをしている子どもが、一人で悩まず相談しやすいよう、身近な場所での相談体制の充実と相談先についての周知を進めており、問題の解決に向けた関係機関との連携を推進している。

そして、子どもが日常を過ごすあらゆる場面において、最善の利益が保障されるよう、子どもの権利条約や児童福祉法を精神を尊重した子どもすこやか宣言の普及と、子どもの権利を大切にする取組を進めている。

これらの施策を通じて八王子市では、大人や地域全体に対して、子どもの権利についての認知度を高め、すべての子どもが、人として尊ばれ、安心して育つ環境が保障されており、夢に向かって自分らしく成長し、子どもの意見が尊重され、子どもの生活する地域やまちづくりに反映されており、子どもにやさしいまちの実現を目指している。

(2) 監査の結果

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行ったところ、本報告書に記載すべき事項は発見されなかった。

2. 基本施策2 子どもの生きる力を育む遊びや体験の充実

(1) 概要

八王子市では、子どもの遊びの必要性や重要性、子どもの成長過程に応じた遊びの

内容などについて、子育てガイドブックや子育てサイト、SNS を活用して、保護者を含めた大人に対し周知や理解を進めている。

また、0歳～18歳までの子どもが利用でき、年齢に応じた心身の成長の支援を行っている八王子型児童館において、子ども自身が企画運営する就労体験などの事業や、遊びをとおした体験により、子どもの自主性や社会性を育む活動を行うとともに、学校施設を活用し、家庭や地域の協力により実施している放課後子ども教室について、実施校や実施日を拡充し、遊びや体験などができる放課後の子どもの居場所づくりを推進している。

<児童館の利用者数推移>

【のべ利用者数/年】

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
人数	263,294	250,811	234,511	202,794	63,294	99,421

※併設している学童保育所の利用者数を除く

出典：子ども・若者育成支援計画 令和4年度（令和3年度分）点検・評価報告書

また、八王子市が誇る四季折々の自然の中での様々な遊びや体験をとおして、子どもが自分で考え、判断し、行動していく、「生きる力」を育むことができるよう、関係機関や団体とともに体験活動を充実するとともに、子どもの豊かな発想や好奇心を引き出す様々な体験や交流、社会参加の機会、自主的な活動を増やすことで、子どもが楽しみながら社会性や自主性、創造性を培う機会をつくり出している。

これらの施策を通じて八王子市では、子どもが楽しみながら社会性、創造性を育めるよう、外遊びができる身近な場所や、好奇心を引き出す様々な遊びや体験、社会参加の機会が充実させ、いろいろな人との出会いや豊かな経験を重ねていく中で、まちへの愛着を深め、地域社会の大事な一員として、自立に向けた生きる力を育めるまちづくりを目指している。

<八王子市子どもキャンプ場>



出典：google ストリートビューより

(2) 監査の結果

①八王子市子どもキャンプ場の運営について（意見）

八王子市子どもキャンプ場は、キャンプ活動を通じて青少年に自然と親しむ豊かな心の育みや団体活動による人とのふれあいなどを通じて協調性などを養うため、1986年8月2日に開設し、2007度に、より使用しやすい施設としてトイレ及び管理等のリニューアルを行った。子どもたちの自然体験や社会体験が少なくなる一方で、昨今、こうした経験があるほど意欲・関心や規範意識が高い傾向があることも調査の結果わかってきており、そのため、八王子市の子どもの健全育成に資する有効な活動場所の一つとして管理運営されている。

当該キャンプ場は、公益財団法人東京都市づくり公社所有の土地であり、地元町会の運動広場の要素を併せ持つ形で暫定的に借用し、キャンプ場として活用されている。そのため、キャンプ場の管理運営は地元町会と協同により行い、キャンプ場の利用確認及び草刈等の業務を地元町会に委託している。

そこで、委託料計算の基本は東京都の最低賃金ベースで算出されているが、2022年度においては、最低賃金の改定があった場合に再計算されていない。これは、最低賃金はあくまでも委託料総額を算出するための一つの指標にすぎないため、受託者からの申し出がない場合は改定されることはない。しかし、2023年度においては最低賃金を勘案し柔軟な対応を実施している。

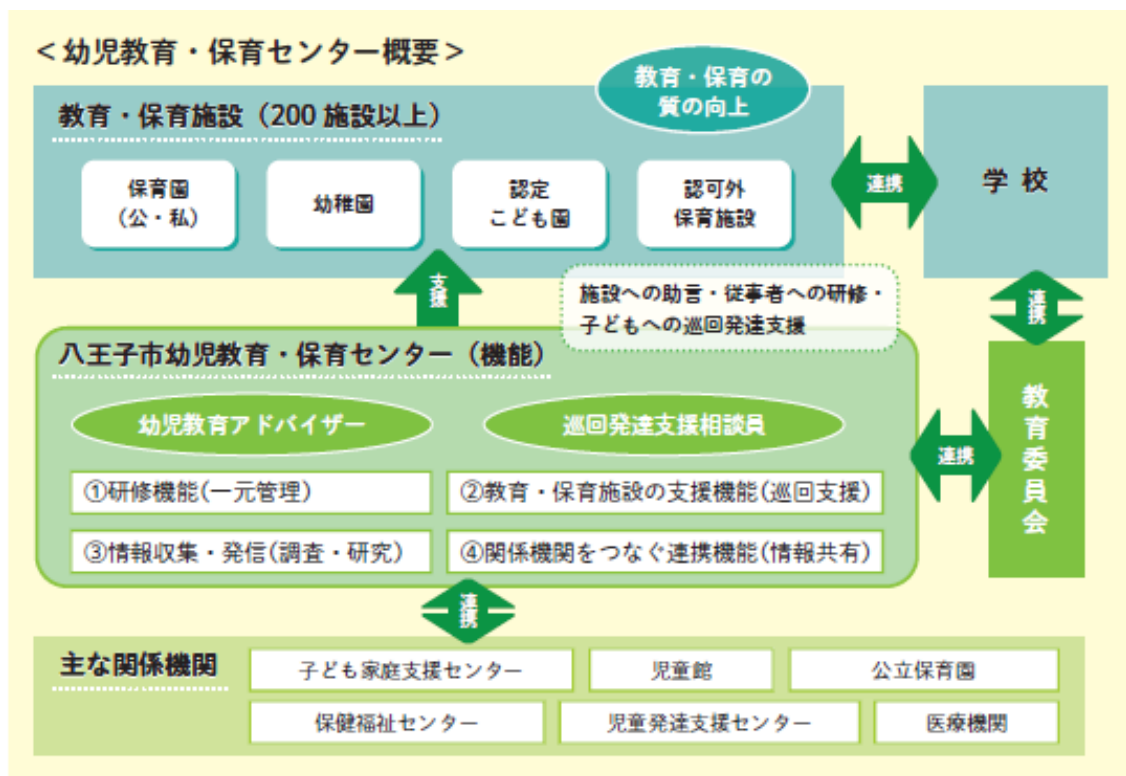
今後も、町会の管理状況は、市としてとても満足のいくものであるとのことから、最低賃金の改定があった場合には、柔軟に委託料を変更することも考えられる。

（青少年若者課）

3. 基本施策3 乳幼児期の教育・保育の質の向上

(1) 概要

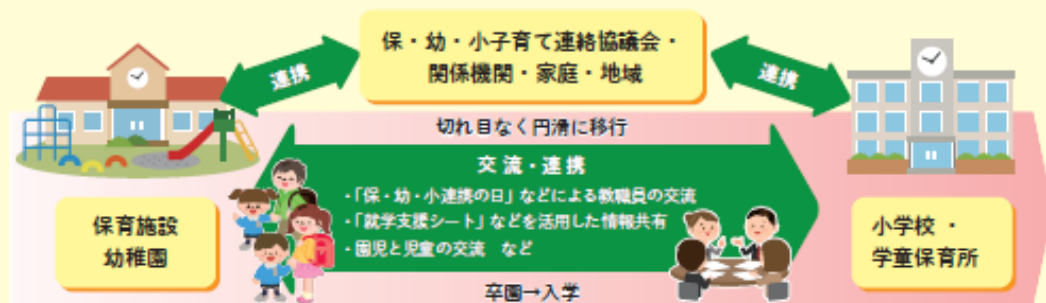
八王子市では、教育・保育施設を支援する幼児教育・保育センターを設置し、幼児教育に係る巡回指導や研修、保・幼・小連携の推進など、市内の保育施設・幼稚園における教育・保育の質のさらなる向上に取り組むとともに、公立保育園（公設公営園）での質の高い教育・保育の水準を定めた八王子市独自の「保育の質ガイドライン」を基に、保育施設や幼稚園における子どもの健やかな発達や成長を保障していくため、「幼児教育・保育の質ガイドライン」を策定し、その実施に取り組んでいる。



また、幼児期から小学校への子どもの成長や学びの円滑な接続性を図り、中学校まで見据えた取組を推進していくため、保育施設・幼稚園と小学校等の連携を一層充実させている。

八王子市の「保・幼・小連携」

幼児期の子どもの成長や学びが、小学校でも活かされ、さらなる育ちにつなげていけるよう、保育施設・幼稚園、小学校、学童保育所、児童館、子ども家庭支援センターなどが連携し、子どもの成長の見通しをもった取組を行っています。



これらの施策を通じて八王子市では、乳幼児期において、子どもが生きる力の基礎を育むためのよりよい環境が整えられ、心身の健やかな発達が促され、子どもが笑顔で成長し、子どもの成長を連続して支えるため、地域と連携しながら、保育施設・幼稚園と小学校等との円滑な接続が行われるまちづくりを目指している。

(2) 監査の結果

①幼児教育・保育アドバイザーの訪問回数（意見）

八王子市では乳幼児期の教育・保育の質の向上を目的として、「幼児教育・保育アドバイザー」が各保育施設へ訪問し、訪問支援を実施している。幼児教育・保育アドバイザーの担い手は、小学校長経験者や保育・幼稚園長経験者が担っており、4名が在籍されている（3名が会計年度職員、1名が再雇用者）。

令和4年度の実績は下記となるが、八王子市の保育所は大小含め140以上ある中で、訪問支援件数が不足しているのではないかと考える。

令和4年度（2022年度） 幼児教育・保育アドバイザーによる訪問支援実績

	実施日	実施園	クラス
1	4月28日	子安保育園	3歳児クラス
2	5月24日	子安保育園	4歳児クラス
3	5月31日	子安保育園	5歳児クラス
4	6月2日	美山保育園	5歳児クラス
5	6月7日	諏訪保育園	5歳児クラス
6	6月14日	長房みなみ保育園	3歳児クラス
7	6月16日	わらべ保育園	5歳児クラス
8	6月21日	打越保育園	2歳児クラス
9	6月16日	打越保育園	3歳児クラス
10	6月28日	光明第三保育園	3・4・5歳児縦割りクラス
11	7月26日	中野保育園	5歳児クラス
12	8月4日	駅前なかよし保育園第2	3歳児クラス
13	8月23日	よろず保育園	5歳児クラス
14	8月30日	光明第三保育園	3・4・5歳児縦割りクラス
15	10月6日	駅前なかよし保育園第2	3歳児クラス
16	11月17日	みなみ野保育園	5歳児クラス
17	11月17日	ピノキオ幼児舎西八王子保育園	4・5歳児縦割りクラス
18	12月27日	敬愛ハーモニー保育園	2歳児クラス
19	1月31日	キッズスペースドリーム大和田	1・2歳児混合クラス
20	2月16日	千人保育園	4歳児クラス
21	2月28日	なかの幼稚園	3歳児クラス

訪問支援件数が不足している要因に新型コロナウイルス感染症の影響があることは否めないが、現状の訪問支援件数であると、園児が入所してから卒園するまでの間に、一度も訪問されることがない園が生じる可能性がある。有識者である第三者が各園を訪問することは、外部第三者の目が入ること及び有識者の知見が伝達することなど、大変有意義である。また、各園としても幼児教育の質の向上を図る良い機会となる。

幼児教育・保育アドバイザーの担い手の確保など解決すべき課題は多いが、公衆衛生や危機管理、児童心理及び特別支援教育などの専門家を一部活用しつつ、八王子市の幼児に等しく質の高い保育が継続して提供されることが望まれる。

（子どもの教育・保育推進課）

②八王子市幼児教育・保育センターの巡回発達相談員について（意見）

八王子市幼児教育・保育センター設置要綱に基づき八王子市では八王子市幼児教育・保育センターを設置しているところ、同要綱第3条の所掌事務として「巡回発達相談員による、行動観察や検査に基づく実践的発達支援に関すること。」とあり、同第4条に「センターには、巡回発達相談員を置く。」と規定されている。

巡回発達相談員については資格として臨床心理士を要件としているが、現在八王子市に一人もおかれていない状況である。具体的な採用基準を定めるとともに、臨床心理士の資格を有する職員を適正数配置することが望ましい。

（子どもの教育・保育推進課、職員課、経営改革課）

4. 基本施策4 若者期へとつなぐ健やかな育ちの支援

（1）概要

八王子市では、「早寝・早起き・朝ごはん」や身体を動かす遊びの促進など、子どもの頃からの基本的な生活習慣の獲得を目指した啓発を行っている。

また、給食などを通じた豊かな食の体験により、保・幼・小・中の15年間にわたる切れ目ない食育を推進し、また家庭内においても、親子が楽しく食について学び、望ましい食習慣を自然と身につけることができるよう、食育に関する講座の充実や地域の団体や企業等と連携した食育活動、食育ソングを活用した啓発などに取り組んでいる。

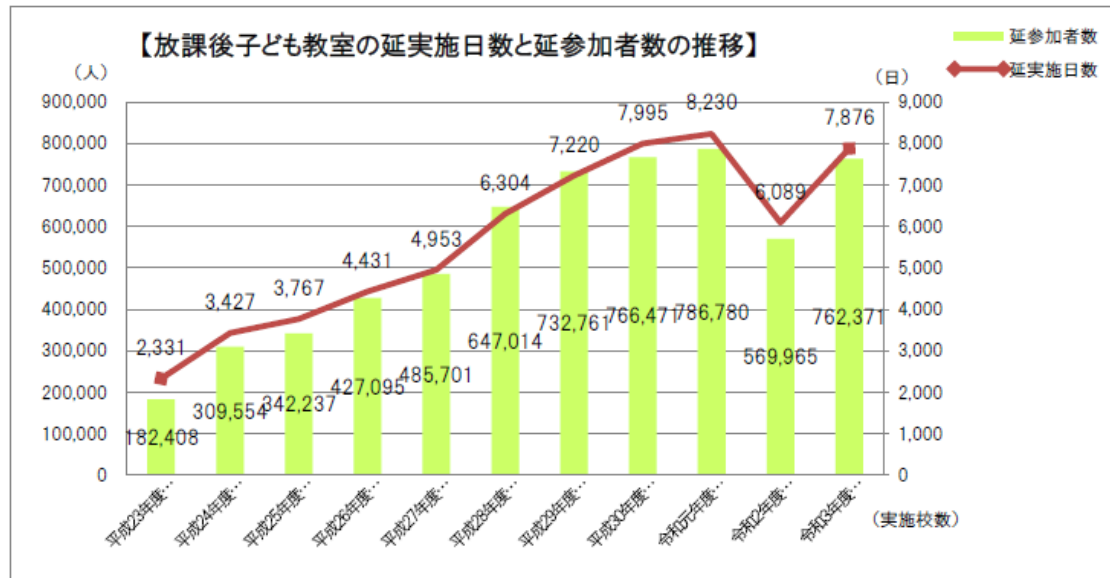
また、思春期の子どもが、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得するとともに、赤ちゃんやその保護者・妊婦とのふれあいなどをとおして、自己尊重感を育み、いのちの大切さや親になるイメージを感じることができる取組を、関係機関と連携しながら進めるとともに、小・中学校のすべての学年で、いのちの大切さやコミュニケーションの取り方などに関する授業を行っている。

さらに、望ましい社会性や職業観・勤労観を育成するため、職業講話・職業体験の充実など、小・中学校におけるキャリア教育を推進している。

また、地域の中で子どもを育てるため、八王子市や学校、地域が連携し、放課後や夏休み期間中などに、子どもが安心して過ごせて、子どもの成長を支える様々な体験ができる居場所を増やすために、児童館機能の拡充、放課後子ども教室の拡充をはじめ、子ども食堂の設置促進に取り組んでいる。

これらの施策を通じて八王子市では、子どもには基本的な生活習慣や食習慣が身に付いており、心身ともに健康的な生活を送りながら、地域において、幼児期から思春期をとおして子どもの成長が見守られ、多様な世代の人々と関わる機会に恵まれ、自分を大切にする気持ちや思いやり、困難に直面しても子ども自身の力で乗り越えられる力が育まれるまちづくりを目指している。

<放課後子ども教室の実施日数推移>



<放課後子ども教室の実施日数別実施校数推移>

【放課後子ども教室実施日数別校数】

実施日数	週 5 日	週 4 日	週 3 日	週 2 日	週 1 日	土曜日 のみ	計
平成 30 年度	24 校	5 校	10 校	10 校	16 校	—	65 校
令和元年度	30 校	4 校	7 校	12 校	13 校	—	66 校
令和 2 年度	34 校	5 校	6 校	9 校	12 校	—	66 校
令和 3 年度	36 校	4 校	5 校	11 校	10 校	—	66 校

出典：子ども・若者育成支援計画 令和 4 年度（令和 3 年度分）点検・評価報告書

(2) 監査の結果

①放課後子ども教室における委託料の精算・返納について（意見）

2021年度（令和3年度）放課後子ども教室の委託料決算資料は、以下のとおりである。

番号	小学校地区名	委託料合計	確定額	精算額 (返納額)
1	第一	150,000	74,022	75,978
2	第二	599,000	218,621	380,379
3	第三	6,773,000	6,700,220	72,780
4	第四	1,804,000	1,409,468	394,532
5	第五	5,146,000	3,765,932	1,380,068
6	第六	0	0	
7	第七	500,000	163,031	336,969
8	第八	278,000	120,065	157,935
9	第九	6,442,000	5,440,130	1,001,870
10	第十	4,213,000	3,793,170	419,830
11	中野北	840,000	319,035	520,965
12	清水	163,000	71,659	91,341
13	大和田	643,000	344,737	298,263
14	小宮	114,000	25,921	88,079
15	高倉	867,000	515,000	352,000
16	宇津木台	853,000	296,820	556,180
17	横山第一	708,000	444,767	263,233
18	横山第二	364,000	223,999	140,001
19	散田	725,000	725,000	0
20	長房	4,041,000	2,745,626	1,295,374
21	船田	556,000	495,012	60,988
22	館	0	0	
23	山田	596,000	278,018	317,982
24	櫛田	222,000	60,742	161,258
25	緑が丘	414,000	297,177	116,823
26	元八王子	487,000	130,955	356,045
27	元八王子東	1,620,000	1,518,927	101,073
28	上壱分方	3,909,000	2,684,440	1,224,560
29	城山	1,622,000	1,528,728	93,272
30	弐分方	166,000	151,978	14,022
31	横川	5,650,000	5,015,433	634,567
32	恩方第一	1,168,000	814,000	354,000
33	恩方第二	378,000	286,234	91,766
34	元木	2,039,000	780,970	1,258,030
35	川口	4,256,000	3,284,071	971,929
36	陶鎔	281,000	94,251	186,749
37	上川口	0	0	
38	美山	152,000	84,465	67,535
39	檜原	5,691,000	3,042,485	2,648,515
40	松枝	5,811,000	5,388,932	422,068

41	加住	294,000	167,672	126,328
42	由井第一	4,387,000	3,891,279	495,721
43	由井第二	840,000	816,000	24,000
44	由井第三	498,000	434,721	63,279
45	長沼	2,107,000	1,404,056	702,944
46	片倉台	224,000	159,000	65,000
47	高嶺	410,000	73,235	336,765
48	みなみ野	540,000	202,392	337,608
49	みなみ野君田	179,000	179,000	0
50	七国	156,000	93,393	62,607
51	浅川	3,420,000	3,047,653	372,347
52	東浅川	1,875,000	828,127	1,046,873
53	由木中央	0	0	
54	由木東	317,000	20,953	296,047
55	由木西	173,000	112,317	60,683
56	鹿島	165,000	47,164	117,836
57	松が谷	144,000	105,294	38,706
58	中山	393,000	344,468	48,532
59	柏木	280,000	154,915	125,085
60	南大沢	491,000	402,386	88,614
61	宮上	292,000	194,826	97,174
62	秋葉台	3,179,000	1,822,711	1,356,289
63	別所	220,000	158,000	62,000
64	愛宕	3,151,000	2,612,927	538,073
65	松木	808,000	472,143	335,857
66	下柚木	142,000	123,613	18,387
67	上柚木	4,022,000	3,361,020	660,980
68	長池	562,000	510,075	51,925
69	鑑水	2,297,000	1,064,770	1,232,230
70	由井第三小（休日分）	125,000	68,064	56,936
71	松木小（休日分）	139,000	113,439	25,561
72	長池小（休日分）	139,000	70,017	68,983

このうち、（一）みなみ野君田小学校地区と（二）散田小学校地区の返還額が0円だったので、両団体の経理データを精査した。

精査の結果は、以下の通りである。

（一）みなみ野君田小学校地区

契約委託額 179,000 円に対して、確定額は消耗品費 85,000 円（実際額 136,194 円）、学習アドバイザー謝金 70,000 円、および事務処理者謝金 24,000 円の合計 179,000 円であり、それらは経理証憑と照合できた。

（二）散田小学校地区

契約委託額 725,000 円に対して、確定額は消耗品費 120,000 円（実際額 133,227 円）、

および学童指定管理者事務経費 605,000 円の合計 725,000 円とのことである。確定額前者の消耗品費は経理証憑と照合できた。

(放課後児童支援課)

②放課後子ども教室安全管理業務日誌の取扱いについて（意見）

放課後子ども教室では、日々の実施状況、参加した児童の数、立会った安全管理員の氏名等を記載した安全管理業務日誌を作成し、確認者の記名、又は押印を貰うことになっている。

2021 年度（令和 3 年度）の放課後子ども教室安全管理業務日誌をサンプリングで通読したところ、安全管理業務日誌の記入者と押印者（確認者）が同一人であるものが散見された。

この安全管理業務日誌の記載は、安全管理員への報酬支払の基礎となるものであることから、不正な支出を防止する内部牽制の観点からも、安全管理業務日誌の記入者と確認者は分ける必要があると考える。

(放課後児童支援課)

③放課後子ども教室における会計の適切性担保について（意見）

八王子市の放課後子ども教室は、「放課後子ども教室推進委員会（以下、「推進委員会」という）」という放課後子ども教室実施団体への業務委託によって運営されている。

推進委員会を組成している各実施団体の形態は様々であり、地域の有志で組成されているもの、学童保育所の指定管理者（NPO 法人や社会福祉法人、株式会社）が運営しているもの等がある。

これら推進委員会は、八王子市からの業務委託費に対し、会計責任を負っており、年度末の事業終了後に実績報告書を八王子市に提出して報告を行うとともに、余剰金が生じた場合は精算して返金する必要がある。

しかし、多くの推進委員会は、上述のように地域のボランティアが集まって活動していることが多く、中には業務委託費の基礎となる実施計画書の作成から、実施報告書の作成・提出、余剰金の精算まで、全て代表者が一人で行っている推進委員会も存在する。そのような場合、推進委員会自体に会計の適切性、すなわち支出の正確性や透明性を担保するような内部牽制機能が備わっているとは言えない。

放課後子ども教室が、地域の主体的な活動を重視し、多くの団体が地域のボランティアによって支えられている実情を考慮すれば、内部牽制機能を備えた組織的な団体のみに業務委託することは現実的ではない。

そうした中で内部牽制機能を担保する方策としては、実施計画や実施報告書の推進

委員会内での共有、放課後子ども教室が直接的に関わる学校や PTA 本部組織等との共有を行うことで、会計の適切性を担保することが可能と考える。

また、実施計画や実施報告書の共有を行うことによって、学校や PTA 本部組織等からの協力も得やすくなるという、副次的効果も期待できる。

よって、実施計画や実施報告書については、多方面との共有を行うような仕組みに変えていく必要があると考える。

（放課後児童支援課）

④八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例について（意見）

八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例第5条には「市長は、必要があると認める区域を健全育成推進区域として指定することができる」との定められており、同条例第6条には健全育成推進区域内では「青少年の健全な育成に関する活動の奨励に関すること。」「青少年の健全な育成を阻害する環境の浄化に関すること。」等の事業を行うことができるとさだめられている。

しかし、健全育成推進地域の指定は各地区の会長による推薦でやるように実務上行われているとのことである。

八王子市であれば、八王子駅周辺の歓楽街を含め、青少年の健全な育成を阻害する可能性のある地域が散見されるのであるから、これらの地域についても八王子市としても積極的に指定をすることで、青少年の健全な育成につなげていくことが望まれる。

（青少年若者課）

第2節 基本方針2：子どもを育む家庭への支援

1. 基本施策5 妊娠期から切れ目ない支援の充実

（1）概要

八王子市では、3か所の保健福祉センターと6か所の子ども家庭支援センターを子育て世代包括支援センターとして位置付け、妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的な切れ目ない支援（八王子版ネウボラ）を推進している。母子保健事業と子育て支援事業を一体的に実施することで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めている。

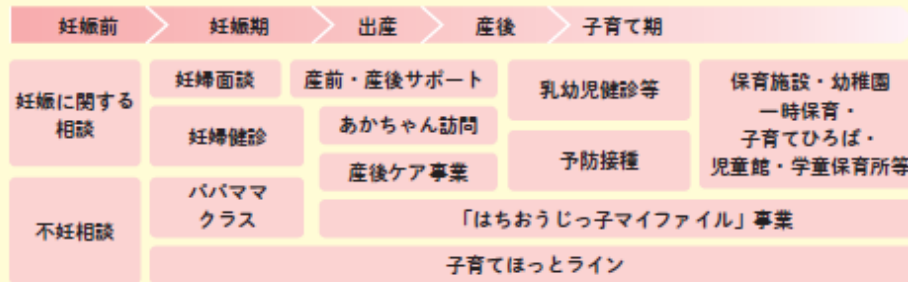
また、妊娠期からの健康講座やあかちゃん訪問事業、乳幼児期健診などを活用し、子どもの健やかな成長・発達に必要な情報提供を行うとともに、親子の健康的な生活を支援している。

妊娠期からの切れ目ない支援「八王子版ネウボラ」

●八王子版ネウボラ

八王子版ネウボラとは、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援するしくみのことを表しています。八王子版ネウボラの拠点はいずれも市内3か所の保健福祉センターで、子ども家庭支援センターや地域の子育てひろば、医療機関、保育施設・幼稚園・学校等のさまざまな相談・支援機関と連携しながら、切れ目ない支援を行っています。

※「ネウボラ」とはフィンランド語で「アドバイスの場」を意味する言葉です。



これらの施策を通じて八王子市では、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援や情報提供が行われており、妊婦は心身ともに安定した状態で出産を迎えられ、誕生した赤ちゃんは、家族や地域の愛情に包まれながら健やかに成長することができ、出産した母親や赤ちゃんを迎えた家庭が、必要な支援を受けられ、地域のつながりの中で孤立感を感じることなく安心して子育てできるまちづくりを目指している。

(2) 監査の結果

①AI 導入について（意見）

子ども家庭支援センターでは、相談電話へ対応する人員不足を解消するために、AIを用いた電話相談を行うことを想定した実証実験を2023年6月に行った。結果は、現時点での導入は見送り、将来に再検討するとの結論になった。

自治体でのAI導入は近年大きく進んでおり、八王子市も業務に関する様々な問い合わせに対し、AIが対話形式で回答する「AIチャットボットサービス」を行っているほか、AIを活用して2040年の八王子市の未来をシミュレーションし、長期ビジョン策定の参考にすると等、AIの導入に積極的である。

子ども家庭支援センターでは、増加する電話相談での記録業務の効率化により、対応職員の負担軽減を図る策としてAIに期待をしたところ、文字起こしの精度が低く現時点での導入は困難と判断されている。

本監査報告時点において、他の自治体でのAI利用状況を調べたところ、2023年5月には、三重県の児童相談所で一時保護を行うか否かの判断に、AIの分析結果を参考に一時保護を見送ったが、結果的にその判断は不適切であったことから、AIの利用に対する不安が生じた。他方、静岡市は2024年4月から、児童相談所でAIを利用した

伴走ツールとして、児童虐待対応における通告・調査・処遇の各フェーズにおいて通告内容の過去類似事例やベテラン職員からのアドバイス等の有用な情報が得られるシステムの運用開始を予定しているとのことである。虐待対応を完全に AI で代替するのは難しく、あくまで人の判断を助けるものとしての位置付けになるとのことである。

今回八王子市での実証実験の中心は音声認識 AI による記録業務の効率化を目的としたものだったことから、過去実績情報等の AI 分析を業務判断に利用することを目的とした上記の自治体の事例をあてはめることは困難ではあるが、日々技術の進化は進んでおり、業務負荷軽減のためにも今後も継続して AI 導入の検討を進めることを期待する。AI 導入の際には、その特徴と利用の注意点について、職員への研修を実施するなど理解を促すこともあわせて期待したい。

(子ども家庭支援センター)

2. 基本施策6 働きながら子育てできる環境の整備

(1) 概要

八王子市では、希望するすべての家庭が安心して子どもを預けて働くことができるよう、良質な保育環境の確保を図っている。

保護者からのニーズが高い一時保育について、交通の便が良い地域の公立保育園で拡充するとともに、病気や病後のため、集団保育が困難な子どもを預かる保育施設について、ニーズや利便性が高い地域への整備を促進している。

また、障害のある子もない子も安心して過ごせるインクルーシブ（障害のある子どももない子ども、あらゆる子どもが必要な支援を受けながら、同じ場所で教育や保育が受けられるしくみ）の理念を推進するとともに、公立保育園において障害のある子どもの受入を拡大している。

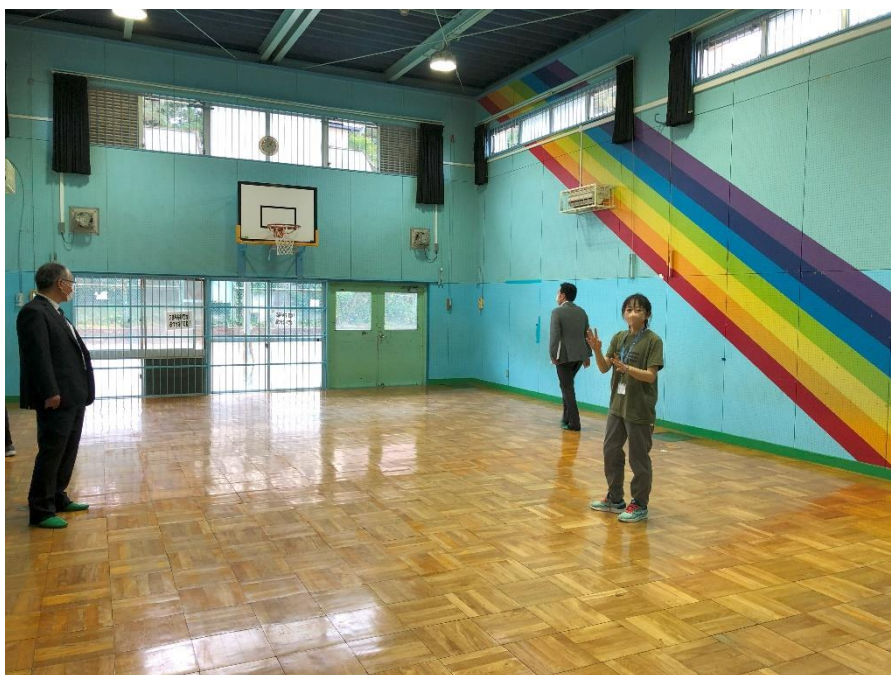
さらに、幼保連携型認定こども園など、保護者の就労状況に関わらず入園でき、教育・保育を子どもに提供する認定こども園の設置を促進している。

また、学童保育所における良質な保育環境の確保と施設整備による受入の充実を図るとともに、すべての子どもが生き生きと放課後を過ごせるよう、学童保育所と放課後子ども教室の事業連携を推進し、一体的な運営による学童保育所・放課後子ども教室の拡充を図っている。

そして、家族が協力して子どもを育て、子育ての楽しさや苦労を共有できる時間が持てるよう、企業における子育てと仕事が両立できる職場環境の整備について情報発信を行いながら、仕事と子育てを自らが望むバランスで両立できるよう市民や企業に対し、意識啓発を進めている。

これらの施策を通じて八王子市では、仕事と子育ての調和のとれた生活を希望するすべての家庭が、安心して子どもを育てながら働くことができ、働きやすく子育てしやすい職場環境が整い、父親も母親も協力しながら子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを実現しているまちづくりを目指している。

<浅川児童館の様子>



(2) 監査の結果

①固定資産の管理について（意見）

本年度の監査の手続きの一環として、八王子市の子ども・若者関連施設の内、浅川児童館、南大谷児童館、高尾保育園、富士見台保育園、浅川小学校地区放課後子ども教室、第十小学校地区放課後子ども教室、浅川学童保育所、第十小学童保育所に往査

した。

往査した際、各施設が管理する固定資産の実査を実施したところ、以下の事項が検出された。規則に則った管理が必要である。

各施設が実施した固定資産実査結果が、適時に固定資産台帳および備品台帳に反映されておらず、除却済みのものが台帳に計上されているもの、あるいは在るべきものが台帳に反映されていないものが散見された。

固定資産台帳および備品台帳に計上されている各資産には固定資産管理番号シール（あるいは備品シール（以下、同様））を貼付しなければならないことになっているが、固定資産管理番号シールが貼付されていないものが散見された。

（青少年若者課、放課後児童支援課、子どもの教育・保育推進課）

②職員・パート職員の勤怠管理について（意見）

今回、往査対象とした施設の内、高尾保育園、富士見台保育園、南大谷児童館で働く正規職員の直近の繁忙期（2023 年 1 月・2 月・3 月）の勤怠管理表を入手して、八王子市の「市職員の勤怠管理、休日、休暇等に関する条例施行規則（2001 年（平成 13 年）3 月 30 日規則第 14 号）」に照らして吟味したが、異常な残業時間等は発見されなかった。

（青少年若者課、子どもの教育・保育推進課）

③災害時対策について（意見）

国内における大規模災害発生に対する防災意識が高まっているが、往査した施設の内、高尾保育園、富士見台保育園、南大谷児童館の防災マニュアルをレビューした。結果、防災時避難のために「風水害時、避難所運営マニュアル」ならびに「洪水自及び土砂災害時の避難確保計画」等が整備されており、適正と判断した。

（青少年若者課、子どもの教育・保育推進課）

④学童保育所の指定管理料の精算・返納について（意見）

令和 3 年度の八王子市学童保育所の指定管理料決算資料は、次表のとおりである。年度協定額のうち人件費およびおやつ代は、確定額が協定額を下回った場合には、返還しなければならない。

令和3年度(2021年度)八王子市立学童保育所 指定管理料決算資料

	法人名	協定名	年度協定額 (A)			精算(返還)額 (B)	決算額 (A - B)
			うち、概算私	うち、前金私			
1	(社福) 八王子市社会福祉協議会	八木町学童保育所外12箇所 (29クラブ)				20,360,370	
2	(社福) 八王子市社会福祉協議会	由木西小学学童保育所 (1クラブ)				842,541	
3	(社福) 八王子市社会福祉協議会	浅川学童保育所外19箇所 (38クラブ)				2,722,104	
4	(NPO) ワーカーズコープ	上柚木小学学童保育所外3箇所 (6クラブ)				5,164,672	
5	(NPO) ワーカーズコープ	由木東小学学童保育所外1箇所 (4クラブ)				1,731,220	
6	(NPO) ワーカーズコープ	元八王子東小学学童保育所 (2クラブ)				940,588	
7	(社福) 清心福祉会	高倉小学学童保育所外1箇所 (4クラブ)				7,239,842	
8	(社福) 敬愛学園	あたご学童保育所 (1クラブ)				1,024,843	
9	(社福) 敬愛学園	東浅川小学学童保育所 (2クラブ)				9,005,083	
10	(社福) 敬愛学園	東浅川小学学童保育所第3クラブ				434,000	
11	(社福) 敬愛学園	みなみ野君田小学学童保育所 (2クラブ)				3,028,403	
12	(社福) 敬愛学園	散田小学学童保育所外1箇所 (5クラブ)				9,719,021	
13	(社福) 敬愛学園	鍵水小学学童保育所 (2クラブ)				494,609	
14	(NPO) くぬぎだ	櫛田小学学童保育所 (3クラブ)				2,655,249	
15	(NPO) からまつ	横川小学学童保育所外2箇所 (4クラブ)				6,768,331	
16	(NPO) からまつ	第九小学学童保育所 (2クラブ)				235,928	
17	(NPO) からまつ	檜原小学学童保育所 (1クラブ)				1,177,443	
18	(NPO) からまつ	川口小学学童保育所 (2クラブ)				444,340	
19	(NPO) 恩方キッズ	恩方西小学学童保育所 (2クラブ)				200,000	
20	(NPO) 恩方キッズ	恩方東小学学童保育所 (1クラブ)				1,572,578	
21	(NPO) 明神学童育成の会	第一小学学童保育所外1箇所 (4クラブ)				434,608	
22	(NPO) 明神学童育成の会	子安小学学童保育所 (2クラブ)				2,038,303	
23	(株) ウィッシュ	鹿島小学学童保育所外2箇所 (5クラブ)				2,413,061	
24	(NPO) つくみ	つくみ小学学童保育所 (3クラブ)				1,655,479	
25	(NPO) つくみ	武分方小学学童保育所 (2クラブ)				2,450,520	
26	(社福) 太和会	美山小学学童保育所 (1クラブ)				1,450,370	
27	(社福) 電光会	横山第一小学学童保育所 (2クラブ)				3,973,805	
			2,255,199,953	1,917,563,794	337,636,159	90,177,311	2,165,022,642

サンプリングベースで、人件費ならびにおやつ代の妥当性についてレビューしたが、問題は発見されなかった。

(放課後児童支援課)

⑤放課後の子どもの居場所づくりについて (意見)

八王子市では、子どもの居場所としていくつもの事業を展開しているが、既存の学校施設を利用した事業として、放課後子ども教室や学童保育所がある。

他の自治体においても、既存の学校施設を利用して放課後子ども教室や学童保育所を運営している事業があるが、学校職員からの反対や不満が多く、事業運営の協力を得られないという苦勞を聞くことがしばしばある。

しかしながら、八王子市では 2021 年から教育委員会にこれらの事業を移管したこともあり、学校職員からの反対や不満も無く学校側が事業に協力的であるとのことであり、これは他の自治体と比較して、非常に評価されるべきと考える。

八王子市でも小中一貫校が増えており、単なる小学校施設ではなくなるため、放課後子ども教室や学童保育所との併設には困難を伴うこともあるかもしれないが、他の自治体に誇れるこのような体制を今後も引き続き維持することが出来るように、努力されたい。

(放課後児童支援課)

⑥学童保育所における専有区画面積について（意見）

厚生労働省が策定している「放課後児童クラブ運営指針」によると、「専用区画の面積は、子ども１人につきおおむね 1.65 m²以上を確保することが求められる。」とされている。

この点、「八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」では、「専用区画の面積は、児童１人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。」としているものの、「施行日前から存する放課後児童健全育成事業所における第 10 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「1.65 平方メートル」とあるのは、「1.11 平方メートル」とする。」として経過措置を設けている。

下表の通り、八王子市では学童保育所 90 カ所のうち、分室込みで計算した専有区画面積が 1.65 平方メートル未満となっている学童保育所が 58 カ所存在している。1.11 平方メートル以上という条例の基準は満たしてはいるものの、1.11 平方メートルに限りなく近い施設も多数存在しており、専有区画面積が非常に狭いという課題があるのが現状である。

近隣に放課後子ども教室や児童館がある学童保育所については利用時間中に屋外施設も含め併用して利用することもあるが、雨天時や熱中症リスクが高まる夏場には主として専有区画で過ごすことにならざるを得ない。現場を視察した際には、おやつを児童が一度に食べる十分なスペースがないことから、複数回に分けておやつを食べるようにしている学童保育所もあり、十分な面積での保育環境が整備されているとはいえない状況である。

子どもたちにとって、学童保育所は家庭に代わって放課後、遊びやおやつ、勉強などの活動を行う生活の場であり、安全かつ安心に過ごすことができるよう、ある程度ゆとりがあるスペースを確保することが必要である。八王子市では、待機児童については継続的に解消されていることから、今後は専有区画面積の拡充を行い、質の向上を図っていくことが求められる。

なお、八王子市では、学校内教室、学校敷地内専用施設の他、近隣にある児童館等の学校外施設を利用している学童保育所があるが、児童が校外に移動せずに放課後を安全に過ごせることから、学校内施設のニーズが高くなっている。八王子市としても、今後は学童保育所と放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する考えを示しており、学校内施設の割合を増加させていく方針である。

そのような八王子市の方針も含めて、学校と連携し学校内にある余裕教室や放課後及び長期休みに使用されていない特別教室や体育館等の一時利用（タイムシェア）の徹底的な活用を促進しつつ、専用区画の面積の拡充を進めていくことが必要である。

学童保育所 専有面積及び定員数（令和5年4月1日時点）

定員が40名を超えている保育所
一人あたり都型面積が1.65㎡未満である保育所

No.	施設名	小学校区	設置	施設保育 面積（㎡）	本体保育 面積（㎡）	分室保育 面積（㎡）	施設定員 （名）	本体定員 （名）	分室定員 （名）	一人あたり 都型用面積 （㎡）
1	第一小学童保育所第1クラブ	第一小学校	学校外施設	78.75	78.75		65	65		1.212
2	第一小学童保育所第2クラブ		学校外施設	126.32	60.02	66.30	76	36	40	1.662
3	八木町学童保育所	第二小学校	学校余裕教室	112.00	112.00		100	100		1.120
4	寺町学童保育所	第三小学校	学校敷地内専用施設	252.50	134.13	118.37	140	120	20	1.804
5	第四小学童保育所第1クラブ	第四小学校	学校敷地内専用施設	188.81	188.81		131	131		1.441
6	第四小学童保育所第2クラブ		学校外施設	54.50	54.50		33	33		1.652
7	千人町学童保育所第1クラブ	第五小学校	学校敷地内専用施設	96.60	96.60		87	87		1.110
8	千人町学童保育所第2クラブ		学校敷地内専用施設	99.40	99.40		61	61		1.630
9	子安学童保育所第1クラブ	いずみの森義務教育	学校外施設	111.23	64.86	46.37	79	79		1.408
10	子安学童保育所いずみの森クラブ	学校(前期課程)	校舎内専用施設	369.53	305.78	63.75	222	184	38	1.665
11	台町学童保育所第1クラブ	第七小学校	学校敷地内専用施設	147.00	147.00		131	131		1.122
12	台町学童保育所第2クラブ		学校余裕教室	90.75	90.75		55	55		1.650
13	第八小学童保育所	第八小学校	学校余裕教室	127.00	127.00		76	76		1.671
14	第九小学童保育所	第九小学校	学校余裕教室	145.31	93.31	52.00	102	71	31	1.425
15	第十小学童保育所第1クラブ	第十小学校	学校余裕教室	237.38	237.38		188	188		1.263
16	第十小学童保育所第2クラブ		学校外施設	80.00	80.00		40	40		2.000
17	中野学童保育所	中野北小学校	児童館併設	144.00	144.00		70	70		2.057
18	清水小学童保育所	清水小学校	学校余裕教室	121.50	121.50		109	109		1.115
19	大和田小学童保育所	大和田小学校	学校余裕教室	212.83	131.83	81.00	154	105	49	1.382
20	小宮小学童保育所	小宮小学校	学校敷地内専用施設	149.18	149.18		131	131		1.139
21	高倉小学童保育所	高倉小学校	学校敷地内専用施設	146.98	146.98		100	100		1.470
22	久保山学童保育所第1クラブ	宇津木台小学校	学校外施設	95.80	95.80		86	86		1.114
23	久保山学童保育所第2クラブ		学校余裕教室	104.00	104.00		36	36		2.889
24	横山第一小学童保育所	横山第一小学校	学校敷地内専用施設	148.75	148.75		130	130		1.144
25	横山学童保育所	横山第二小学校	学校余裕教室	167.54	167.54		100	100		1.675
26	散田小学童保育所第1クラブ	散田小学校	学校余裕教室	129.00	129.00		102	102		1.265
27	散田小学童保育所第2クラブ		学校敷地内専用施設	117.84	117.84		70	70		1.683
28	長房学童保育所	長房小学校	児童館併設	132.00	132.00		70	70		1.886
29	船田小学童保育所	船田小学校	学校余裕教室	140.00	140.00		112	112		1.250
30	館ヶ丘学童保育所	館小学校	児童館併設	180.00	180.00		70	70		2.571
31	山田小学童保育所	山田小学校	学校敷地内専用施設	186.77	128.77	58.00	135	100	35	1.383
32	柗田小学童保育所第1クラブ	柗田小学校	学校敷地内専用施設	149.04	149.04		90	90		1.656
33	柗田小学童保育所第2クラブ		学校外施設	77.22	77.22		40	40		1.931
34	寺田学童保育所第1クラブ	緑が丘小学校	学校外施設	125.48	125.48		70	70		1.793
35	寺田学童保育所第2クラブ		学校敷地内専用施設	88.40	88.40		70	70		1.263
36	元八王子学童保育所	元八王子小学校	学校敷地内専用施設	188.27	128.77	59.50	116	116		1.623
37	元八王子東小学童保育所	元八王子東小学校	学校余裕教室	83.20	83.20		74	74		1.124
38	上巻分方学童保育所	上巻分方小学校	学校余裕教室	114.68	114.68		103	103		1.113
39	城山学童保育所第1クラブ	城山小学校	学校外施設	63.76	63.76		51	51		1.250
40	城山学童保育所第2クラブ		学校余裕教室	49.82	49.82		39	39		1.277
41	武分方小学童保育所	武分方小学校	学校余裕教室	124.00	96.00	28.00	102	86	16	1.216
42	横川学童保育所	横川小学校	学校余裕教室	210.00	210.00		120	120		1.750
43	恩方西学童保育所	恩方第一小学校	学校敷地内専用施設	118.82	118.82		100	100		1.188
44	恩方東学童保育所	元木小学校	学校敷地内専用施設	136.31	136.31		80	80		1.704
45	川口学童保育所	川口小学校	児童館併設	168.00	168.00		120	120		1.400
46	つくみ学童保育所第1クラブ	陶館小学校	学校外施設	107.65	107.65		96	96		1.121
47	つくみ学童保育所第2クラブ		学校外施設	71.62	71.62		40	40		1.791
48	上川口小学童保育所	上川口小学校	学校余裕教室	38.57	38.57		30	30		1.286
49	美山小学童保育所	美山小学校	学校敷地内専用施設	58.79	58.79		41	41		1.434
50	榎原小学童保育所	榎原小学校	学校余裕教室	150.50	115.50	35.00	106	70	36	1.420
51	からまつ学童保育所	松枝小学校	学校外施設	80.90	80.90		70	70		1.156
52	加住小学童保育所	加住小学校	学校外施設	141.75	141.75		70	70		2.025
53	北野学童保育所	由井第一小学校	学校敷地内専用施設	150.96	150.96		120	120		1.258
54	由井かたくら学童保育所	由井第二小学校	学校外施設	67.08	67.08		60	60		1.118
55	由井学童保育所	由井第三小学校	学校敷地内専用施設	165.59	137.59	28.00	110	83	27	1.505

No.	施設名	小学校区	設置	施設保育面積 (㎡)	本体保育面積 (㎡)	分室保育面積 (㎡)	施設定員 (名)	本体定員 (名)	分室定員 (名)	一人あたり都型用面積 (㎡)
56	長沼学童保育所	長沼小学校	学校余裕教室	124.01	124.01		100	100		1.240
57	片倉台学童保育所	片倉台小学校	学校余裕教室	135.87	76.37	59.50	96	60	36	1.415
58	高嶺小学童保育所	高嶺小学校	学校余裕教室	93.60	93.60		74	74		1.265
59	みなみ野学童保育所第1クラブ	みなみ野小学校	学校外施設	139.98	78.00	61.98	107	70	37	1.308
60	みなみ野学童保育所第2クラブ		学校外施設	56.99	56.99		50	50		1.140
61	みなみ野君田小学童保育所	みなみ野君田小学校	学校敷地内専用施設	217.60	217.60		131	131		1.661
62	七国小学童保育所第1クラブ	七国小学校	学校外施設	225.14	142.87	82.27	163	114	49	1.381
63	七国小学童保育所第2クラブ		学校外施設	83.37	83.37		50	50		1.667
64	浅川学童保育所第1クラブ	浅川小学校	児童館併設	183.60	183.60		120	120		1.530
65	浅川学童保育所第2クラブ		学校余裕教室	116.93	52.80	64.13	40	40		2.923
66	東浅川小学童保育所第1クラブ	東浅川小学校	学校敷地内専用施設	129.00	129.00		100	100		1.290
67	東浅川小学童保育所第2クラブ		学校余裕教室	117.25	57.75	59.50	71	35	36	1.651
68	由木学童保育所	由木中央小学校	児童館併設	144.00	144.00		120	120		1.200
69	由木東小学童保育所第1クラブ	由木東小学校	学校敷地内専用施設	184.23	184.23		120	120		1.535
70	由木東小学童保育所第2クラブ		学校余裕教室	132.32	66.00	66.32	80	40	40	1.654
71	由木西小学童保育所	由木西小学校	学校余裕教室	38.57	38.57		23	23		1.677
72	鹿島学童保育所	鹿島小学校	児童館併設	165.00	165.00		70	70		2.357
73	松が谷学童保育所	松が谷小学校	児童館併設	194.00	194.00		70	70		2.771
74	中山小学童保育所	中山小学校	学校余裕教室	90.80	90.80		55	55		1.651
75	柏木小学童保育所	柏木小学校	学校余裕教室	119.00	119.00		72	72		1.653
76	南大沢西学童保育所	南大沢小学校	学校敷地内専用施設	54.65	54.65		49	49		1.115
77	宮上学童保育所	宮上小学校	学校外施設	141.06	75.06	66.00	107	67	40	1.318
78	秋葉台学童保育所第1クラブ		学校外施設	66.60	66.60		60	60		1.110
79	秋葉台学童保育所第2クラブ	秋葉台小学校	学校敷地内専用施設	89.10	89.10		70	70		1.273
80	秋葉台学童保育所第3クラブ		学校外施設	59.40	59.40		36	36		1.650
81	秋葉台学童保育所第4クラブ		学校外施設	50.00	50.00		40	40		1.250
82	別所学童保育所	別所小学校	学校敷地内専用施設	225.76	225.76		120	120		1.881
83	あたご学童保育所	愛宕小学校	学校外施設	76.38	76.38		68	68		1.123
84	まつぎ学童保育所	松木小学校	学校外施設	165.40	105.40	60.00	126	90	36	1.313
85	下柚木学童保育所	下柚木小学校	学校外施設	101.91	101.91		91	91		1.120
86	上柚木小学童保育所	上柚木小学校	学校余裕教室	79.11	79.11		70	70		1.130
87	長池学童保育所第1クラブ	長池小学校	学校外施設	97.70	97.70		70	70		1.396
88	長池学童保育所第2クラブ		学校敷地内専用施設	77.42	77.42		60	60		1.290
89	樋水小学童保育所第1クラブ	樋水小学校	学校敷地内専用施設	88.40	88.40		70	70		1.263
90	樋水小学童保育所第2クラブ		学校外施設	179.97	119.97	60.00	116	70	46	1.551

出所：八王子市提供資料に監査人が「小学校区」及び「設置」欄を追記

(放課後児童支援課)

⑦学童保育所における子ども集団の規模(支援の単位)について(意見)

学童保育所は上表の通り、90カ所のうち75カ所にて定員が40人を超えている。中には、子安学童保育所いずみの森クラブ(本体)定員184人や第十小学校保育所第一クラブ定員188人のように特に大規模となっているところもある。

集団の規模が大きくなると、騒々しさにより子どもが落ちついて生活できない、事故や怪我が発生するリスクが高くなる、指導員と子どもの関係が希薄化する等の問題が生じてくる。

支援単位40人ごとに指導員を配置し、運営の方法を法人ごとに工夫しているとのことだが、利用することができる部屋数や面積不足に対する課題がある中、対応が難しい面もある。今後は学校内施設に移行させていくという八王子市の方針と合わせて

学校と連携しながら大規模化の解消を進め、適正な規模で、児童や職員が安心かつ安全に生活することができるよう環境改善を図っていくことが求められる。

（放課後児童支援課）

<第十小学童保育所の様子>



⑧夏休みの学童保育所における小学校給食調理室を活用した昼食提供について（意見）

八王子市では 2019 年度より、夏休みの学童保育所で小学校給食調理室を活用し、昼食を提供するという全国的にも珍しい試みを開始した。次表の通り、2023 年度には学校給食センターで調理した昼食も加え、八王子市内 90 か所ある施設のうち半数以上にあたる 54 学童保育所（42 小学校）に昼食を提供した。

給食と同じように、学校栄養士が献立を立案し、給食調理員が学校の調理室で作るので、栄養バランスがよく温かい昼食を提供することが可能であり、保護者からも継続希望の声が多く寄せられた。

<夏休みの学童保育所での昼食時>



出所：八王子市 令和5年7月10日プレスリリース

<提供された昼食>



出所：八王子市 令和5年7月10日プレスリリース

提供日数は各学童保育所とも 5 日間程度と限られてはいたが、家庭から持参する弁当による食中毒の心配や出勤前に弁当を作るという保護者負担が軽減された取り組みであるといえる。八王子市は公立小学校のほぼ全校に給食調理室があること、そして、

学校給食担当課、八王子市職員の学校栄養士・給食調理員、そして委託業者の学校栄養士・給食調理員、すべての関係者の協力のもと、保護者からは食材費のみの徴収で昼食提供を実現することができたとのことである。自治体、又は保護者の有志が宅配弁当の手配等を行っている学童保育所はあるが、小学校給食調理室を活用した昼食提供は目新しく、国や他の自治体担当者が視察に訪れたり、各種新聞雑誌 Web 版等に多く取り上げられたりしている。

令和5年度(2023年度)昼食提供実施校一覧

NO	小学校名	実施期間	提供方法
1	第一小学校	8月21日(月)～8月25日(金)	校舎内給食室調理
2	第二小学校	7月31日(月)～8月3日(木)	校舎内給食室調理
3	第四小学校	8月21日(月)～8月25日(金)	校舎内給食室調理
4	第七小学校	8月1日(火)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
5	第八小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
6	第九小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	センター配送
7	中野北小学校	8月1日(火)～8月3日(木)	センター配送
8	清水小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
9	大和田小学校	7月24日(月)～7月26日(水)	校舎内給食室調理
10	小宮小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	センター配送
11	宇津木台小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
12	横山第一小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
13	横山第二小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
14	散田小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
15	船田小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
16	櫛田小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
17	元八王子小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
18	元八王子東小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
19	上巻分方小学校	8月1日(火)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
20	城山小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
21	式分方小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	センター配送
22	横川小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
23	恩方第一小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
24	元木小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
25	陶鎔小学校	8月1日(火)～8月3日(木)	センター配送
26	上川口小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
27	美山小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
28	楢原小学校	8月1日(火)～8月4日(金)	センター配送
29	由井第一小学校	7月24日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
30	長沼小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
31	片倉台小学校	8月1日(火)～8月7日(月)	校舎内給食室調理
32	高嶺小学校	8月25日(金)～8月31日(木)	校舎内給食室調理
33	みなみ野君田小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
34	七国小学校	7月31日(月)～8月2日(水)	校舎内給食室調理
35	浅川小学校	7月20日(木)～7月22日(土)	校舎内給食室調理
36	東浅川小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
37	由木西小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
38	鹿島小学校	7月31日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理
39	中山小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
40	柏木小学校	7月24日(月)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
41	愛宕小学校	7月27日(木)～7月28日(金)	校舎内給食室調理
42	いずみの森義務教育学校	7月31日(月)～8月4日(金)	校舎内給食室調理

出所:八王子市 令和5年7月10日プレスリリース

こども家庭庁及び文部科学省が取り組んできた「新・放課後子ども総合プラン」において「学童保育所と放課後子ども教室の一体型」が推進される中、学校施設を有効利用することが課題として挙げられている。学校教育時間外である夏休みに小学校給食調理室を活用したため、学校施設を有効利用した取り組みの好事例としても注目されている。八王子市が他の自治体の先駆けとなり、独自に考案した共働き家庭に寄

り添った取り組みであり、高く評価できる。今後もこのような取り組みを積極的にしていくことで、より質の高い保育を提供することを期待する。

(放課後児童支援課)

⑨学童保育所における指定管理者の偏りについて（意見）

学童保育所の管理・運営については、2004年度に学童保育所6カ所において指定管理者制度が導入され、その後、2006年度に本格導入されてから、2023年度で18年が経過している。2004年度及び2006年度に指定管理者制度を導入した際、導入前に管理を委託していた従前の運営主体である八王子市社会福祉協議会が引き続き、全ての学童保育所で指定管理者に選定されていた。

その後、新たに設置された学童保育所や従前の学童保育所の指定管理期間終了に伴い公募が行われたタイミングで新規参入事業者が増加したものの、下表の通り、依然として90カ所のうち37カ所を同一の運営主体である八王子市社会福祉協議会が指定管理しており、偏りがみられるのが現状である。

学童保育所 指定管理者の推移

(単位：施設)

指定管理者	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
八王子社会福祉協議会	38	41	41	41	44	45	42	37
NPOワーカーズコープ	8	8	8	8	9	9	8	5
清心福祉会	2	2	2	2	2	2	2	2
敬愛学園	8	8	8	8	8	9	9	9
NPOくぬぎだ	2	2	2	2	2	2	2	
NPOからまつ	6	6	6	6	6	6	6	6
NPO明神学童育成の会	4	4	7	7	7	6	6	6
NPO恩方キッズ	2	2	2	2	2	2	2	2
テンブスタッフ・ウィッシュ(株)	4	4	4	4	4	4	4	4
太和会	1	1	1	1	1	1	2	2
NPOつくみ	3	3	3	3	3	3	3	3
竜光会	1	1	1	1	1	1	1	3
シダックス大新東ヒューマンサービス(株)							2	6
(株)明日葉							1	4
ハーベスト(株)								1
合計施設数	79	82	85	85	89	90	90	90

出所：八王子市提供資料

民間事業者等のノウハウを活かした施設の管理運営により、公の施設の効用を高めるといふ指定管理者制度の目的を達成するためにも、従前の運営団体と新規応募団体との間で公平に競争原理の活用がなされ、多様な新規事業者の参入を促す環境を作っていく必要がある。

なお、八王子市では当該課題に対して、「管理区域の設定」により対策を講じている。「管理区域の設定」は、過去の実績から新規事業者の応募が見込める地域と見込めない地域を組み合わせた管理区域を設定することとしている。指定管理者側からすると複数施設を運営することでスケールメリットを得ることが出来、効率的・効果的な学童保育所の運営が可能となることから、応募が見込めない地域についても、同一の管理区域であれば同時に応募するという動機が生まれることとなる。管理区域につ

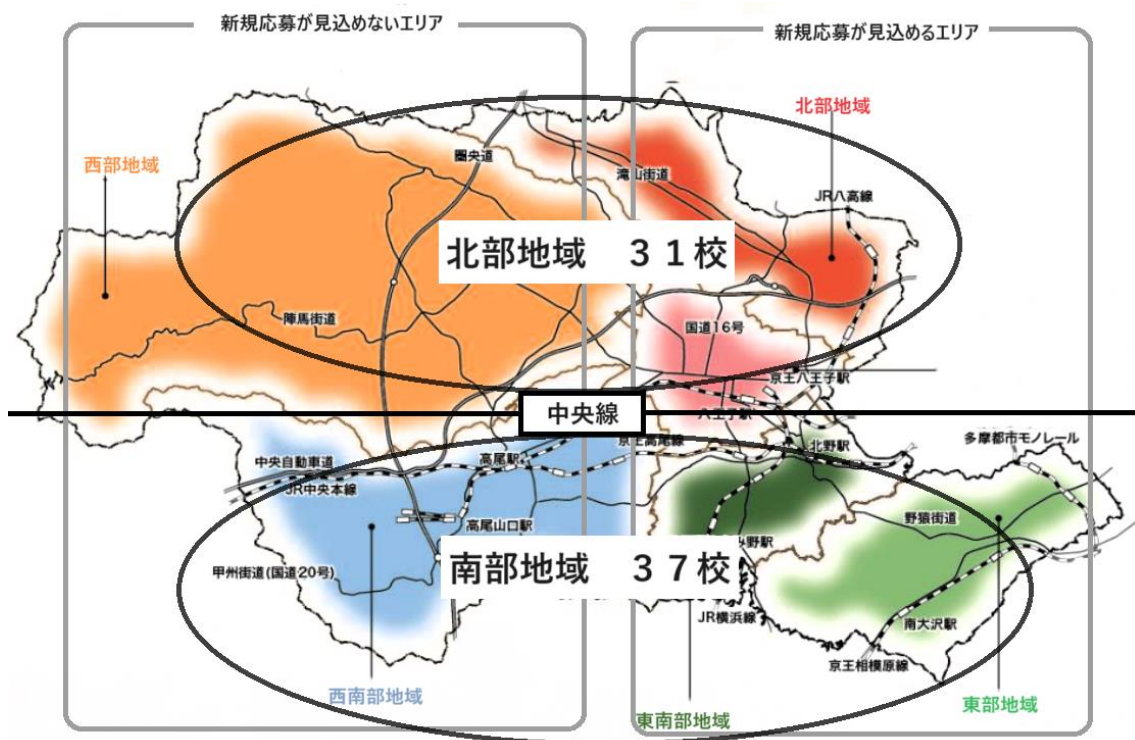
いては、八王子ビジョン2022にある6圏域に設置されている小学校を、3地域毎に集約し、中央線を境に南・北の二つの管理区域として設定する。

また、管理区域ごとに指定期間を統一することで、新規応募団体が参入しやすい環境作りにも取り組んでいるところである。

管理区域の設定

管理区域	小学校数 (校)	6圏域	小学校数 (校)
北部地域	31	中央	12
		西部	14
		北部	5
南部地域	37	西南部	11
		東南部	9
		東部	17
計	68	計	68

出所：八王子市提供資料



出所：八王子市景観100選候補地と地域区分図を監査人が八王子市提供資料を基に加工

このように八王子市では学童保育のより一層の質の向上を図るため、新規の事業者が参入しやすいよう策を応じているが、当該対策の効果及び事業者の動向を注視しながら、今後も対策を講じていくことが期待される。

(放課後児童支援課)

⑩放課後子ども教室の入退管理方法について（意見）

八王子市の放課後子ども教室は、下表の通り、学校関係者、PTA、町会、自治会、地域協力団体等で組織された「放課後子ども教室推進委員会」により運営されているほか、社会福祉法人や NPO 法人等の学童保育所指定管理者が運営しているところがある。また、推進委員会により運営されている放課後子ども教室の大半では受付にて行う子どもの入退管理業務のほか、子どもたちの見守りを行う安全管理業務をシルバー人材センターに委託し実施している。

下表の通り、2021 年度の八王子市放課後子ども教室の延参加者数は約 76 万人を超えており、各学校にて一日あたり平均 97 人が参加している。

放課後子ども教室の実施状況の推移

実施団体の特性	令和元年度	令和2年度	令和3年度	単位
地域団体(PTA、地域等)	53	51	50	校
学童保育所指定管理者	13	15	16	校

実施日数と参加人数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	単位
年間実施日数	8,230	6,089	7,876	日
延べ参加人数(学童含む)	786,780	569,965	762,371	人
一日あたり人数	96	94	97	人

出所：八王子市HP 放課後子ども教室活動記録

<放課後子ども教室の受付>



放課後子ども教室の入退については、登録者名簿を紙ベースで出力したものを、担当者が児童の入退の都度、手書きで管理している。参加者が 1 回の参加につき、入退を 1 回のみしていると仮定した場合であっても八王子市では年間 152 万回、児童の所属学年、クラス、氏名を聞いて入退確認を行っており、膨大な手作業の手間と時間が発生しているのが現状である。そして、その登録者名簿を基に手作業により利用人数等を日々集計しているため、さらに事務負担が生じている。放課後子ども教室を現場視察した際には、保護者からの子どもの所在確認についての問い合わせがくることも多々あり、その都度、名簿にて確認し回答をしていた。

また、新入生が入学、在校生が進級する新年度には、担当者は書面で保護者から提出された参加申込書を基に登録者名簿の新規作成及び更新を行うという事務負担が生じている団体もある。このように、現場の事務作業については、紙を基に業務を行っており、時代に合わせた作業効率化ができていないことが課題である。

この点、放課後子ども教室にＩＣＴを活用した入退管理システムを導入することを検討する必要がある。個々の子どもにＩＣカードを持たせて、放課後子ども教室を実施している校庭又は体育館の出入口にカードリーダーを設置し、入退管理を行うと同時に保護者へのメール送信が行われるという手順である。

ＩＣＴを活用した入退管理システムを導入すると、以下のようなメリットがあると考えられる。

第一に手作業で行うより、迅速かつ正確な入退管理を行うことができる。

第二に管理者は、毎日、入退出管理を手作業で行う手間が省け、目の前の子どもたちと接する時間を十分に確保できるようになり、さらには事故の未然防止にもつながる。入退の記録データは自動集計されることから、提出する報告書のための人数集計についても作業工数が大幅に減少する。また、保護者の利用申し込み手続きを、書面ではなくシステム内の登録フォームで完結できることから、入会時及び新年度の登録者名簿作成業務が簡略化される。

第三に、保護者は、子どもの所在情報をメールで受け取ることができ、安心することができる。放課後の子どもの動向を適時把握できるため、子どもが放課後子ども教室に来ているかどうかの問い合わせをする必要もなくなる。緊急時には、保護者に対して一斉送信機能等を利用した迅速な連絡をすることが出来ることから、災害時対応策としても有用でありそのニーズは高いといえる。

放課後子ども教室の推進委員会の方々は、次代を担う子どもたちが地域社会の中で健やかに成長することができるような環境づくりに参加したいという思いから、活動に取り組んでいる。今後も推進委員会との連携体制を維持しながら管理・運営していくためにも、受付業務に多くの時間を費やさなくてもすむよう、事務負担等を軽減する仕組みとしてＩＣＴ環境を整備する必要があると考えられる。学校、推進委員会、地域の人々が、管理・運営しやすい体制を作っていくことで、放課後児童の安全・安心な居場所の確保のための対策改善・充実を図ることが期待される。

(放課後児童支援課)

⑪保育所運営費の市単独加算項目について（意見）

保育所運営費については、国が定める公定価格に加えて、入所児童の処遇向上及び施設職員の待遇改善並びに施設経営の安定化等を図るために八王子市が市単独加算として規定した必要経費を加算した額が支弁される。

八王子市の市単独加算項目は 2022 年度では下表の通り、約 40 項と多岐にわたって

おり、他の自治体と比較しても項目数が多いこと、また、個々の項目について要件や算定基準が煩雑であるという特徴がある。それ故に、多くの課題があるのが現状である。

第一の課題として、市単独加算項目それぞれの対象経費に係る算定基準、支給回数、単価が異なることから計算は複雑であり金額算定事務に多大な時間を要している。支弁を受ける保育所は提出した所定の請求書と算定時に使用する基礎書類として利用児童や保育士名簿等を毎月作成する必要がある。また、その書類を基に市担当者が毎月計算を行っているが、項目数が多いことから基礎資料の確認及び金額計算事務に手数を要しているのが現状である。

実際、令和 4 年度に市単独加算の支給対象となった施設数は認可保育所 75 園、認定こども園 18 園、小規模保育 7 園中 5 園、事業所内保育 7 園中 6 園、認証保育所 4 園中 3 園と大変多いことから、それぞれに対して各項目計算を行う八王子市の事務負担は膨大となっている。

第二の課題として、単独加算項目の内容自体に見直しが必要なものがあることが挙げられる。要件が複雑で保育所と八王子市の間で内容に齟齬が生じることがあり、保育所側は利用しづらく、八王子市でも、その都度齟齬を解消する必要がある。また、類似するような加算項目があり、他の加算項目で既に計上されていることがあり、一部不公平な要件が設定されている。更には、新制度移行前の加算項目がベースとなる部分があるため、現状に合わない項目が存在する。

確かに、きめ細かい設定がされているのはよいことではあるが、施設や八王子市の事務負担等も考慮した上で項目数を見直し、また、その内容自体についても改めて見直しをする必要がある。

なお、八王子市では市単独加算項目に対する問題点に対して、制度趣旨や課題を踏まえ見直しを行っており、以下のような対応策を既に進めている。

第一に、同じような名称、内容の加算項目についてはグルーピングを行うことで制度をシンプルなものにし、管理を容易にする。

第二に、内容が不明瞭な加算項目を解体する。煩雑な要件や過度な事務負担が発生する要件は廃止し、今後は要件を簡略化し明確なものを設定する。

第三に、支払い方法の簡略化を図る。毎月暫定払いをして、年度末に実績確定後に精算を行っている項目について、事務負担を考慮して、年度末一括払いへの変更を行う。

このように、八王子市では、市単独加算項目の見直しを行い、約 10 項目に絞り、再設定する方針である。今後、八王子市独自で加算項目を設定する場合には、シンプルで要件が分かりやすく保育所及び八王子市の両者が利用しやすい制度を構築する必要がある。

令和4年度（2022年度）八王子市保育所運営費（市単独加算分）

区分	項 目	支給月	算定基準	単 価	使 途	備 考
	1 法人運営管理費	6月	社会福祉法人の4月1日の役員数	4,000	理事会に関する経費	対象園：社会福祉法人・学校法人の代表園 社会福祉法第36条及び私立学校法第35条に規定されている役員数(理事及び監事に限る。)に年6回理事会開催分として6月に一括して支払う
	2 法人等活動対策費	毎月		2,500		
	3 緊急入所対策費	毎月	受け入れた児童数	10,000		
	4 弾力化協力加算	毎月	定員を超えて受け入れた児童数	1,000		定員を超えて児童の受け入れを行っている保育園
保 育 所 会 計	1 零歳児保育特別対策事業	毎月	施設に保健師等1人を配置するための経費 零歳児の定員が6人以上9人未満の施設に保健師等の非常勤職員1人を配置するための経費	別表の付表1 (1)	人件費 管理費	単価×雇用月数 現に職員の増配置等の実施がなされていないときは、支弁の対象としない。
	2 調理員の増配置	毎月	零歳児の定員が6人以上の施設に調理員1人を増配置するための経費		人件費 管理費	単価×雇用月数 現に職員の増配置等の実施がなされていないときは、支弁の対象としない。
	3 嘱託医手当加算	毎月	零歳児の取扱人員が6人以上の施設における嘱託医の手当に要する経費	12,320	人件費	単価×雇用月数
	4 零歳児保育推進事業	毎月 4月から9月まで	零歳児未充足児童数に見合う保育士の配置に要する経費	110,000	人件費 管理費	単価×※延零歳児未充足児童数 (※別表の付表1(2)を参照)
	1 1時間開所保育対策事業	毎月	2・3号認定子どもに係る定員が6人以上の施設に保育士1人を増配置するための経費	別表の付表1 (3)①	人件費 管理費	単価×雇用月数
	パート職員加算	毎月	パート職員の雇用に要する経費	111,370	人件費	単価×※パート職員数×雇用月数 (※別表の付表1(3)②を参照)
	暖房費加算	毎月 11月から3月まで	11時間の開所時間内の採暖の充実に要する経費	10,000	事業費	
	6 一般保育所対策事業	毎月	保育事業の充実に要する経費	別表の付表2又は付表3	人件費 管理費 事業費	付表2：主任保育士専任加算対象民間保育所又は延長保育事業未実施及び零歳児が在籍していない民間保育所 付表3：付表2以外の保育所
	7 分園促進事業	年1回	分園に必要な設備の整備等に要する費用	別に定める金額	別に定める経費	
	8 産休代替職員費	毎月	産休等代替職員の任用に要する経費	別に定める金額	別に定める経費	
	9 子育てひろば事業費	年1回	子育てひろばの事業実施に要する経費	別に定める金額	別に定める経費	
	10 施設運営調整費	毎月	全 児 童	800		

令和4年度（2022年度）八王子市保育所運営費（市単独加算分）

区分	項 目	支給月	算定基準	単 価	使 途	備 考
保 育 所 会 計	11 4歳以上児保育士加算	市最低基準保育 士数を満たす月	4 歳 以 上 児 数	別表の付表1 (4)	人件費 管理費	
	12 障害児等保育助成費	毎 月	障 害 児 等 の 児 童 数	160,000	人件費 管理費 事業費	保育士配置2:1以上
	13 延長保育事業費	毎 月	延 長 保 育 に 係 る 経 費	別に定める 金 額	別に定める 経 費	保護者負担金減免分については3か月に 1度まとめて支払う。
	14 代替保健師等雇用対策費	雇用した翌月	1 時 間 当 た り	400	人件費	
	15 研修助成費	4月	施設長、市基準保育士、保健師等、 栄養士及び調理員	2,000	管理費	4月1日現在在職の施設長、市基準保育士、保健 師等、栄養士及び調理員（委託契約により従事す る職員を除く）
	16 嘱託医手当加算	5月	施 設 当 た り	110,000	人件費	
	17 一時保育事業費	毎 月	一 時 保 育 事 業 に 係 る 経 費	別に定める 金 額	別に定める 経 費	
	18 定期利用保育事業費	毎 月	定 期 利 用 保 育 事 業 に 係 る 経 費	別に定める 金 額	別に定める 経 費	
	19 地域活動事業活動対策費	別途指定する 時期	地 域 活 動 事 業	20万円と実支出 経費を比較して 少ない方の金額	人件費 管理費 事業費	別紙実績報告書により金額を確定する。
	20 日本スポーツ振興センター負担金	5月（途中入 園はそ の 都 度）	全 児 童	365	管理費	実績払い
	21 緊急保育事業費	毎 月	緊 急 保 育 事 業 に 係 る 経 費	別に定める 金 額	別に定める 経 費	
	22 アレルギー児加算	毎 月	食 物 ア レ ル ギ ー 対 応 等 児 童 数	1,500	人件費 管理費 事業費	食物アレルギー対応等の児童がいる民 間保育所を対象とする。
	23 障害児特別処遇加算	毎月	重症心身障害児の保育のために配 置した保健師等又は准看護師数	130,000	人件費	重症心身障害を持つ児童を預かっている 園であり、かつ保健師等または准看護師 を配置している場合に加算する。
	24 休 日 保 育 事 業	毎 月	休 日 保 育 事 業 に 係 る 経 費	170,000	人件費 管理費 事業費	毎月実績報告書を提出するものとする。
	25 家庭的保育者連携事業	別途指定する 時期	家庭的保育者との連携に係る経費	600,000	人件費 管理費 事業費	四半期に一回、事業報告を提出するもの とする。
	26 八王子市都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱の別表に定める額	別途指定する 時期	八王子市都市部における保育所等 への賃借料支援事業実施要綱の別 表に定める額	別に定める 金 額	別に定める 経 費	

令和4年度（2022年度）八王子市保育所運営費（市単独加算分）

区分	項 目	支給月	算定基準	単 価	使 途	備 考
保 育 所 会 計	27 保育士等キャリアアップ事業	別途指定する 時期	保育士等のキャリアアップの取組に 要する経費	別表の付表4	人件費 管理費 事業費	
	28 保育サービス推進事業	別途指定する 時期	保育サービスの推進を図るための 経費	別表の付表5	人件費 管理費 事業費	
	29 補足給付事業	別途指定する 時期	対象者に実費徴収を軽減または免 除するための経費	別に定める 金 額	別に定める 経 費	
	30 現任保育従事職員等資 格取得支援事業	別途指定する 時期	保育士資格取得に要する費用	別に定める 金 額	別に定める 経 費	
	31 保育士試験による資格 取得支援事業	別途指定する 時期	保育士試験受験講座の受講に要す る費用	別に定める 金 額	別に定める 経 費	
	32 保育士宿舍借り上げ支援事業	別途指定する 時期	保育士用の宿舍借り上げに要する 費用	別に定める 金 額	別に定める 経 費	
	33 保育所等賃借料助成事業	別途指定する 時期	保育所用建物の賃貸に要する費用	別に定める 金 額	別に定める 経 費	
	34 地域子育て支援推進事業	別途指定する 時期	在宅での子育て家庭の支援の充実 に要する費用	別に定める 金 額	別に定める 経 費	
	35 副食費加算	毎月	保育所に通う全ての世帯のうち、市 長が入所決定した児童であって、第 3子以降に相当する者の副食費を 無償化するための経費	4,500	事業費	対象児童が在籍する保育所を対象とす る。 なお、公定価格の副食費徴収免除加算 の対象になる者は除く。
	36 紙おむつ等園内処理費加算	毎月	紙おむつ等の園内処理に要する費 用	別に定める 金 額	事業費	事業実施届の提出がなされている民間保 育所を対象とする。
	37 医療的ケア児保育支援事業	別途指定する 時期	医療的ケア児の保育に要する経費	別に定める 金 額	別に定める 経 費	
	38 処遇改善臨時特例事業	別途指定する 時期	保育士等の収入を3%程度を引き上 げ、処遇を改善を図るための経費	別に定める 金 額	別に定める 経 費	賃金改善計画書の提出がなされている民 間保育所を対象とする。
	39 1歳児受入促進加算	別途指定する 時期	定員に空きが生じている0歳児から 1歳児へと定員変更を行い、1歳児 の受入れを促進し待機児童解消を 図るための経費	300,000	事業費	単価×定員変更人数

別表 付表1

(1) 零歳児保育特別対策事業

(単位:円/人)

区 分		設置主体 区 分 別	月 額 単 価				
			平均勤続年 数10年以上	7年以上 10年未満	4年以上 7年未満	4年未満	停止
常勤職員	調理員	私 立	384,000	377,000	370,000	357,000	343,000
	保健師	私 立	508,000	499,000	490,000	472,000	454,000
非常勤職員	保健師	私 立	254,000	249,500	245,000	236,000	227,000

(2) 零歳児保育推進事業

零歳児未充足児童数は、4月から9月までの期間のうち、零歳児が未充足となる月において、前年度末(3月1日)の零歳児児童数により算出した配置基準保育士数と該当月の1歳以上児童数により算出した市最低基準保育士数との合計(a)と各々の月の現員保育士数(b)とを比較して、(b)が(a)以上の場合に、前年度末と当該月の零歳児児童数の差により算定すること。ただし、当該年度に零歳児利用定員の減変更を行っている場合は、当該月の利用定員と前年度末の零歳児児童数のいずれか低い方の数と、零歳児児童数の差により算定すること。

(3) 11時間開所保育対策事業

①常勤職員加算

(単位:円/人)

区 分			設置主体 区 分 別	月 額 単 価				
				平均勤続年 数10年以上	7年以上 10年未満	4年以上 7年未満	4年未満	停止
常勤職員	保育士		私 立	463,000	455,000	446,000	430,000	413,000

②パート職員加算

11時間開所保育対策事業実施保育所が配置できるパート職員数については、11時間の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における児童数の和を2で除した数(小数点以下切り上げ。以下「平均利用児童数」という。)に応じて、次によること。

(ア)

毎月初日(初日が日・祝日であった場合は、その翌日、土曜日の場合はその翌々日としても可。以下同様とする。)の零歳児の平均利用児童数を3倍して得た数及び1・2歳児の平均利用児童数を1.5倍して得た数に、3歳以上児の平均利用児童数を加えた数(以下「算定基礎児童数」という。)が31以上の場合には算定基礎児童数から15を控除し、さらにこれを15で除した数(小数点以下切り上げ)のパート職員を配置することができる。ただし、この場合、算定基礎児童数が16未満のときは、各月初日の11時間の開所時間の開始後又は終了前30分のいずれか一方の時点における児童の数をもって平均利用児童数とすることができる。

(イ)

上記(ア)によるパート職員のほか、各月初日の11時間の開所時間の開始後又は終了前30分の時点における3歳未満児数が20人以上の場合にはさらに1名のパート職員を配置することができる。

(ウ)

上記(ア)及び(イ)により算出され、配置されたパート職員数から1名分を公定価格に含まれる分として控除する。

(4) 4歳以上児保育士加算

平均勤続年数	単 価
10年以上 %	1,710 円
7年以上10年未満 %	1,680
4年以上7年未満 %	1,650
4年未満 %	1,590
停止	1,520

※ 単価の算定: 基本額=保育士1名分の事務費×(1/27-1/30)〔10円未満切り上げ〕

※ 単価=基本額×1.00~1.12(民改費による加算)〔10円未満切り上げ〕

別表 付表2 民間保育所単価表（主任保育士専任加算対象民間保育所又は延長保育事業未実施及び零歳児が在籍していない民間保育所）

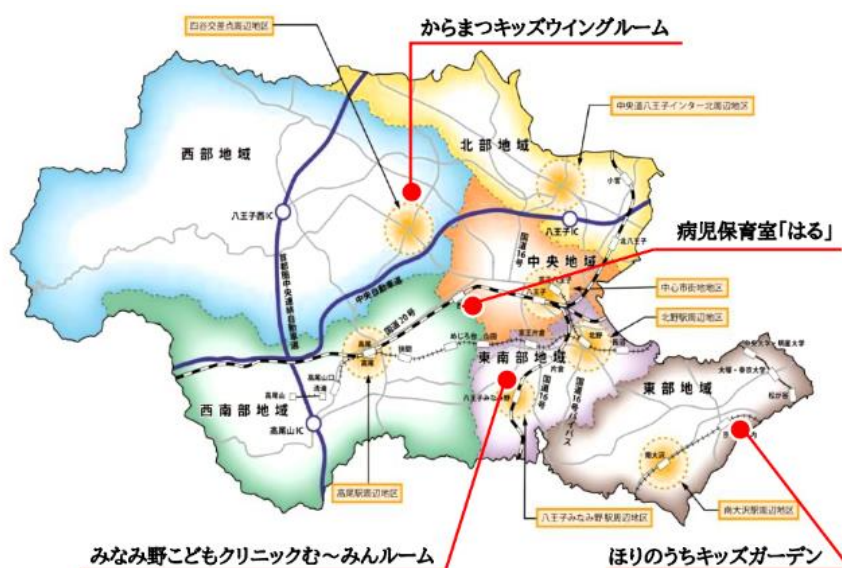
27年度単価		20人	21人 ～30人	31人 ～40人	41人 ～50人	51人 ～59人	60人	61人 ～70人	71人 ～80人	81人 ～90人	91人 ～100人	101人 ～110人	111人 ～120人	121人 ～130人	131人 ～140人	141人 ～149人	150人	151人 ～160人	161人 ～170人	171人 ～180人	181人 ～190人	191人 ～210人	211人 ～230人	231人 以上
平均 勤続 年数 10年 以上	設置	0歳児	56,280	41,530	40,890	31,230	19,670	26,110	21,000	16,600	24,840	20,880	17,580	21,180	18,550	16,280	18,890	21,930	19,730	17,410	16,840	16,360	15,960	
	設置	1歳児	67,440	52,670	52,030	42,370	30,810	37,250	40,210	32,240	27,740	35,980	32,020	28,720	32,320	29,690	27,420	30,030	33,070	30,870	28,550	27,980	27,500	27,100
	設置	2歳児	49,200	34,430	33,790	24,130	12,570	19,010	21,970	15,000	9,500	17,740	13,780	10,480	14,080	11,450	9,180	11,790	14,830	12,630	10,310	9,740	9,260	8,860
	設置	3歳児	49,520	34,760	34,120	24,460	12,900	19,340	22,300	15,330	9,830	18,070	14,110	10,810	14,410	11,780	9,510	12,120	15,160	12,960	10,640	10,070	9,590	9,190
	設置	4歳以上児	49,400	34,640	34,000	24,340	12,780	19,220	22,180	15,210	9,710	17,950	13,990	10,690	14,290	11,660	9,390	12,000	15,040	12,840	10,520	9,950	9,470	9,070
7年 以上 10年 未満	未設置	0歳児	55,760	41,170	39,010	31,000	19,490	25,930	27,080	21,160	16,490	23,760	20,340	17,490	20,510	18,200	16,220	18,830	21,470	19,480	17,360	16,790	16,310	15,910
	未設置	1歳児	66,920	52,310	50,150	42,140	30,630	37,070	38,220	32,300	27,830	34,900	31,480	28,630	31,650	29,240	27,260	29,970	32,610	30,620	28,500	27,930	27,450	27,050
	未設置	2歳児	48,680	34,070	31,910	23,900	12,390	18,830	21,060	14,060	9,390	16,660	13,240	10,390	13,410	11,100	9,120	11,730	14,770	12,390	10,260	9,690	9,210	8,810
	未設置	3歳児	49,000	34,400	32,240	24,230	12,720	19,160	20,310	14,390	9,720	16,990	13,570	10,720	13,740	11,430	9,450	12,060	14,700	12,710	10,580	10,020	9,540	9,140
	未設置	4歳以上児	48,880	34,280	32,120	24,110	12,600	19,040	20,190	14,270	9,600	16,870	13,450	10,600	13,620	11,310	9,330	11,940	14,580	12,590	10,470	9,900	9,420	9,020
4年 以上 7年 未満	設置	0歳児	55,450	40,960	40,320	30,840	19,490	25,810	28,730	21,870	16,470	24,530	20,640	17,400	20,950	18,360	16,130	18,700	21,700	19,530	17,250	16,690	16,220	15,830
	設置	1歳児	66,340	51,850	51,220	41,730	30,380	36,700	39,620	32,760	27,360	35,420	31,530	28,290	31,840	29,250	27,020	29,590	32,590	30,420	28,140	27,580	27,110	26,720
	設置	2歳児	48,380	33,890	33,260	23,770	12,420	18,740	21,660	14,800	9,400	17,460	13,570	10,330	13,880	11,290	9,060	11,630	14,630	12,460	10,180	9,620	9,150	8,760
	設置	3歳児	48,730	34,200	33,610	24,120	12,770	19,090	22,010	15,150	9,750	17,810	13,920	10,680	14,240	11,640	9,410	11,980	14,980	12,810	10,530	9,970	9,500	9,110
	設置	4歳以上児	48,610	34,110	33,480	23,990	12,640	18,960	21,880	15,020	9,650	17,680	13,780	10,550	14,100	11,510	9,280	11,850	14,850	12,680	10,400	9,840	9,370	8,980
4年 未満	未設置	0歳児	54,930	40,010	38,470	30,610	19,310	25,830	28,760	20,950	16,360	23,470	20,110	17,310	20,280	18,010	16,060	18,630	21,230	19,280	17,190	16,630	16,160	15,770
	未設置	1歳児	65,820	51,500	49,360	41,500	30,200	36,520	37,650	31,840	27,220	34,380	31,000	28,200	31,170	28,900	26,950	29,520	32,120	30,170	28,080	27,520	27,050	26,660
	未設置	2歳児	47,860	33,540	31,400	23,540	12,240	18,560	21,690	14,880	9,290	16,400	13,040	10,240	13,210	10,940	8,990	11,560	14,160	12,210	10,120	9,560	9,090	8,700
	未設置	3歳児	48,210	33,890	31,750	23,890	12,590	18,910	20,040	14,230	9,560	16,750	13,390	10,590	13,560	11,290	9,340	11,910	14,510	12,510	10,470	9,910	9,440	9,050
	未設置	4歳以上児	48,090	33,760	31,620	23,780	12,460	18,780	19,910	14,100	9,510	16,620	13,260	10,460	13,430	11,160	9,210	11,780	14,380	12,330	10,340	9,780	9,310	8,920
停止	設置	0歳児	54,610	40,390	39,760	30,440	19,300	25,500	28,380	21,650	16,340	24,230	20,420	17,240	20,710	18,170	15,880	18,500	21,440	19,310	17,080	16,520	16,060	15,680
	設置	1歳児	65,260	51,030	50,400	41,080	29,940	36,140	39,020	32,290	26,890	34,870	31,060	27,880	31,350	28,810	26,620	29,140	32,080	29,950	27,720	27,160	26,700	26,320
	設置	2歳児	47,570	33,340	32,710	23,390	12,250	18,450	21,330	14,600	9,290	17,180	13,370	10,190	13,660	11,120	8,930	11,450	14,390	12,260	10,030	9,470	9,010	8,630
	設置	3歳児	47,930	33,700	33,070	23,750	12,610	18,810	21,690	14,960	9,650	17,540	13,730	10,550	14,020	11,480	9,290	11,810	14,750	12,620	10,390	9,830	9,370	8,990
	設置	4歳以上児	47,810	33,580	32,950	23,630	12,490	18,690	21,570	14,840	9,540	17,420	13,610	10,430	13,900	11,360	9,170	11,740	14,720	12,590	10,360	9,800	9,340	8,960

別表 付表3 民間保育所単価表（付表2以外の民間保育所）

27年度単価		20人	21人 ～30人	31人 ～40人	41人 ～50人	51人 ～60人	61人 ～70人	71人 ～80人	81人 ～90人	91人 ～100人	101人 ～110人	111人 ～120人	121人 ～130人	131人 ～140人	141人 ～150人	150人	151人 ～160人	161人 ～170人	171人 ～180人	181人 ～190人	191人 ～210人	211人 ～230人	231人 以上	
平均 勤続 年数 10年 以上	設置	0歳児	56,280	41,530	40,890	31,230	19,670	26,110	31,360	24,100	18,580	26,440	22,340	18,920	22,410	19,690	17,340	19,960	22,940	20,670	18,260	17,600	17,050	16,600
	設置	1歳児	67,440	52,670	52,030	42,370	30,810	37,250	42,500	35,240	29,320	37,880	33,480	30,060	33,550	30,830	28,480	31,100	34,080	31,810	29,400	28,740	28,100	27,740
	設置	2歳児	49,200	34,430	33,790	24,130	12,570	19,010	24,260	17,000	11,280	19,340	15,240	11,820	15,310	12,590	10,240	12,860	15,840	13,570	11,160	10,500	9,950	9,500
	設置	3歳児	49,520	34,760	34,120	24,460	12,900	19,340	24,590	17,330	11,610	19,670	15,570	12,150	15,640	12,920	10,570	13,190	16,170	13,900	11,490	10,830	10,280	9,830
	設置	4歳以上児	49,400	34,640	34,000	24,340	12,780	19,220	24,470	17,210	11,490	19,550	15,450	12,030	15,520	12,800	10,450	13,070	16,050	13,780	11,370	10,710	10,160	9,710
7年 以上 10年 未満	未設置	0歳児	55,760	41,170	39,010	31,000	19,490	25,930	29,370	22,170	16,270	23,720	20,360	17,490	20,510	18,200	16,220	18,830	21,470	19,480	17,360	16,790	16,310	15,910
	未設置	1歳児	66,920	52,310	50,150	42,140	30,630	37,070	40,510	34,310	29,410	36,500	32,940	29,970	32,880	30,490	28,420	31,040	33,610	31,570	29,390	28,820	28,140	27,690
	未設置	2歳児	48,680	34,070	31,910	23,900	12,390	18,830	22,270	16,070	11,170	18,260	14,700	11,730	14,640	12,250	10,180	12,800	15,370	13,330	11,110	10,450	9,900	9,450
	未設置	3歳児	49,000	34,400	32,240	24,230	12,720	19,160	22,600	16,400	11,500	18,590	15,030	12,060	14,970	12,580	10,510	13,130	15,700	13,660	11,440	10,780	10,230	9,780
	未設置	4歳以上児	48,880	34,280	32,120	24,110	12,600	19,040	22,480	16,280	11,380	18,470	14,910	11,940	14,850	12,460	10,390	13,010	15,580	13,540	11,320	10,660	10,110	9,660
4年 以上 7年 未満	設置	0歳児	55,450	40,960	40,320	30,840	19,490	25,810	31,010	23,880	18,250	26,130	22,100	18,740	22,180	19,700	17,200	20,470	23,400	21,250	19,020	18,460	17,990	17,600
	設置	1歳児	66,340	51,850	51,220	41,730	30,380	36,700	41,900	34,770	29,140	37,020	32,990	29,630	33,070	30,390	28,090	30,660	33,590	31,340	28,990	28,340	27,810	27,360
	設置	2歳児	48,380	33,890	33,260	23,770	12,420	18,740	23,940	16,810	11,180	19,060	15,090	11,670	15,110	12,430	10,130	12,700	15,630	13,400	11,030	10,380	9,850	9,400
	設置	3歳児	48,730	34,200	33,610	24,120	12,770	19,090	24,290	17,160	11,530	19,410	15,380	12,020	15,460	12,780	10,480	13,050	15,980	13,750	11,380	10,730	10,200	9,750
	設置	4歳以上児	48,610	34,110	33,480	23,990	12,640	18,960	24,160	17,030	11,450	19,280	15,250	11,890	15,330	12,650	10,350	12,920	15,850	13,620	11,250	10,600	10,070	9,620
4年 未満	未設置	0歳児	54,930	40,010	38,470	30,610	19,310	25,830	29,050	22,960	16,140	25,070	21,570	18,650	21,510	19,160	17,190	20,230	23,230	20,940	18,490	17,390	16,840	16,410
	未設置	1歳児	65,820	51,500	49,360	41,500	30,200	36,520	39,940	33,850	29,030	35,940	32,460	29,540	32,400	30,050	28,020	30,590	33,120	31,110	28,930	28,280	27,750	27,300
	未設置	2歳児	47,860	33,540	31,400	23,540	12,240	18,560	21,980	15,890	11,070	18,000	14,500	11,580	14,440	12,090	10,060	12,630	15,160	13,150	10,970	10,320	9,790	9,340
	未設置	3歳児	48,210	33,890	31,750	23,580	12,590	18,910	23,380	16,240	11,420	18,350	14,850	11,930	14,790	12,440	10,410	12,980	15,510	13,500	11,320	10,670	10,140	9,690
	未設置	4歳以上児	48,090	33,760	31,620	23,460	12,460	18,760	22,200	16,110	11,290	18,220	14,720	11,800	14,680	12,310	10,280	12,850	15,380	13,370	11,190	10,540	10,010	9,560
停止	設置	0歳児	54,610	40,390	39,760	30,300	19,300	25,500	30,670	23,650	18,120	23,850	21,870	18,570	21,940	19,310	17,050	19,570	22,440	20,250	17,920	17,290	16,760	16,320
	設置	1歳児	65,250	51,030	50,400	41,080	29,940	36,140	41,310	34,290	28,760	36,470	32,410	29,210	32,580	29,950	27,690	30,210	33,080	30,890	28,560	27,930	27,400	26,970
	設置	2歳児	47,930	33,340	32,710	23,730	12,250	18,630	23,820	16,070	11,070	18,420	14,320	11,320	14,680	12,260	10,250	12,550	15,160	13,070	10,890	10,240	9,700	9,250
	設置	3歳児	47,930	33,340	32,710	23,730	12,250	18,630	23,820	16,070	11,070	18,420	14,320	11,320	14,680	12,260	10,250	12,550	15,160	13,070	10,890	10,240	9,700	9,250
	設置	4歳以上児	47,810	33,580	32,950	23,620	12,490	18,690	23,860	16,840	11,310	19,020	15,060	11,760	15,130	12,500	10,240	12,760	15,330	13,440	11,110	10,480	9,950	9,510
停止	未設置	0歳児	54,110	40,040	39,940	30,220	19,120	25,250	30,640	22,750	18,010	24,780	21,340	18,470	21,290	18,690	16,990	19,510	22,000	20,030	17,880	17,250	16,720	16,280
	未設置	1歳児	64,760	50,680	48,580	40,860	29,760	35,960	39,380	33,390	28,650	35,420	31,980	29,110	31,930	29,620	27,630	30,150	32,640	30,670	28,250	27,890	27,360	26,920
	未設置	2歳児	47,430	32,990	30,890	23,170	12,070	18,270	21,690	15,380	10,650	17,730	12,290	11,420	14,240	11,930	9,940	12,460	14,950	12,980	10,830	10,200	9,670	9,230
	未設置	3歳児	47,430	33,350	31,250	23,530	12,430	18,630	22,050	16,060	11,320	18,090	14,650	11,780	14,600	12,290	10,300	12,820	15,130	13,340	11,110	10,560	10,030	9,590
	未設置	4歳以上児	47,310	33,290	31,130	23,410	12,310	18,510	21,930	15,940	11,200	17,970	13,500	11,660	14,480	12,100	10,180	12,700	15,190	13,220	10,970	10,440	9,910	9,470
停止	設置	0歳児	52,590	39,250	38,620	29,650	19,010	24,890	29,980	23,210	17,870	25,210	21,400	18,220	21,450	18,920	16,750	19,170	21,960	19,850	17,600	16,980	16,480	16,050
	設置	1歳児	63,090	49,370	48,740	39,790	28,930	35,400	40,100	33,330	27,990	35,330	31,520	28,360	31,570	29,040	26,870	29,290	32,080	29,970	27,720	27,100	26,600	26,170
	設置	2歳児	45,960	32,240	31,610	22,640	11,900	17,870	22,370	16,200	10,880	18,200	14,390	11,210	14,440	11,910	9,740	12,160	14,950	12,840	10,590	9,970	9,470	9,040
	設置	3歳児	46,340	32,630	32,000	23,030	12,290	18,260	23,360	16,590	11,280	18,590	14,780	11,600	14,830	12,330	10,250	12,540	14,930	13,320	10,980	10,360	9,860	9,430
	設置	4歳以上児	46,320	32,610	31,980	22,990	12,280	18,240	23,340	16,570	11,270	18,570	14,760	11,590	14,810	12,310	10,230	12,520	14,910	13,300	10,960	10,340	9,840	9,410
停止	未設置	0歳児	52,470	38,910	38,880	29,440	18,740	24,710	28,110	22,340	17,770	24,200	20,890	18,120	20,830	18,690	16,910	19,110	21,530	19,630	17,560	16,940	16,440	16,010
	未設置	1歳児	62,610	49,030	47,000	39,560	28,860	34,830	38,250	32,460	27,890	34,320	31,010	28,250	30,950	28,720	26,810	29,230	31,950	29,780	27,600	26,960	26,500	26,130
	未設置	2歳児	45,480	31,900	29,870	22,430	11,730	17,100	21,120	15,330	10,760	17,190	13,880	11,120	13,820	11,590	9,680	12,100	14,520	12,620	10,550	9,930	9,430	9,000
	未設置	3歳児	45,860	32,290	30,260	22,820	12,100	18,090	21,510	15,720	11,150	17,580	14,270	11,510	14,210	11,980	10,270	12,490	14,910	13,010	10,940	10,320	9,820	9,390
	未設置	4歳以上児	45,750	32,180	30,150	22,710	12,010	17,980	21,400	15,610	11,040	17,470	14,160	11,410	14,100	11,870	9,960	12,380	14,800	12,900	10,830	10,210	9,710	9,280
停止	設置	0歳児	51,300	38,110	37,490	28,860	18,520	24,260	29,290	22,760	17,610	24,600	20,920	17,860	20,980	18,550	16,450	18,780	21,470	19,470	17,260	16,680	16,160	15,780
	設置	1歳児	60,830	47,730	47,110	38,180	28,140	33,880	38,910	32,380	27,230	34,220	30,540	27,480	30,600	28,170	26,070	28,400	31,090	29,060	26,890	26,300	25,810	25,400
	設置	2歳児	44,350	31,150	30,530	21,900	11,560	17,300	23,310	15,800	10,650	17,640	13,960	10,900	14,020	11,590	9,490	11,820	14,510	12,480	10,310	9,720	9,220	8,820
	設置	3歳児	44,770	31,570	30,950	22,210	11,700	17,220	23,570	16,220	11,070	18,060	14,320	11,320	14,440	12,010	9,910	12,240	14,930	12,900	10,730	10,140	9,650	9,240
	設置	4歳以上児	44,660	31,480	30,840	22,210	11,870	17,610	22,640	16,110	10,980	17,950	14,270	11,210	14,330	11,990	9,800	12,130	14,820	12,790	10,620	10,030	9,540	9,130
停止	未設置	0歳児	50,830	37,790	35,810	28,660	18,360	24,100	27,500	21,920	17,510	23,630	20,440	17,760	20,380	18,230	16,390	18,720	21,050	19,220	17,220	16,630	1	

⑫病児・病後保育施設及び受入数の不足について（意見）

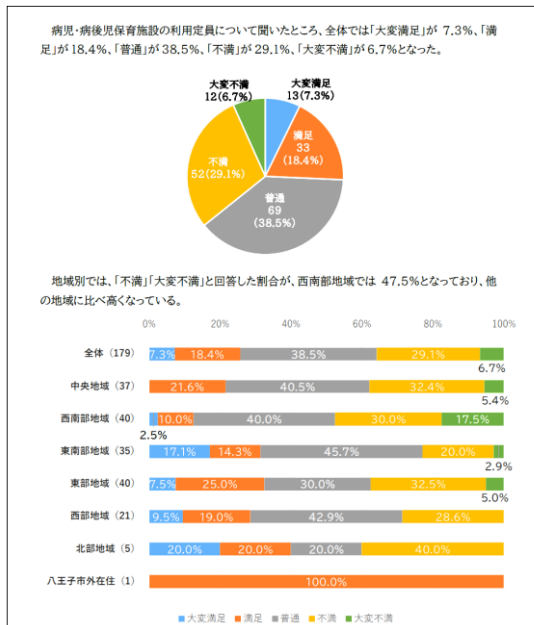
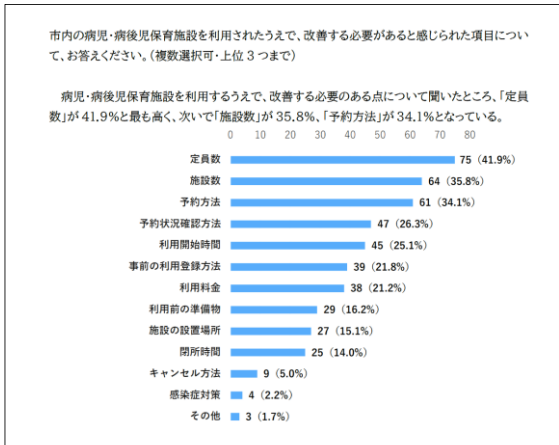
八王子市では、八王子市が委託している病児・病後児保育施設 4 か所に加えて企業主導型保育事業 2 か所の合計 6 か所で当該事業を行っている。八王子市が委託している 4 施設の所在地は下の図の通りであるが、地域的に偏りがあることが分かる。また一日の受入れ可能な定員数合計は 19 名となっており、八王子市の広さ及び他の自治体と比較しても施設数、定員数共に大幅に不足しているのが現状である。



出所：八王子市 令和5年（2023年）3月実施 病児・病後児保育施設に関するアンケート調査結果
地域区分（「八王子未来デザイン 2040」）

令和5年（2023年）3月に実施された「病児・病後児保育施設に関するアンケート調査結果について」の改善する必要がある点における利用者からの回答においても、「定員数」が41.9%と最も高く、次いで「施設数」が35.8%、となっており、定員数、施設数に対する改善要望が最も多かったことが伺える。地域別では、西南部地域における「不満」「大変不満」と回答した割合が47.5%と高く、不足している実態が表れた結果となっている。

<病児・病後児保育施設に関するアンケート調査結果>



出所：八王子市 令和5年3月実施 病児・病後児保育施設に関するアンケート調査結果

下表は、東京都の区部及び市部における病児・病後児保育事業の状況について施設数及び定員数を用いて比較した表である。また、子どもが病気やケガで保育施設に登園できない際、自宅でベビーシッターサービスを利用した時に、その料金の一部を自治体が助成する「病児・病後児ベビーシッター利用料助成制度」の有無について記載している。更に、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助する「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」があるが、子どもの病児・病後児保育のため利用できるため、その制度の有無についても記載している。

「病児・病後児保育定員数が保育サービス利用児童数に占める割合」は、その割合が高いほど、普段保育園に通園している児童が病気になった際に施設を利用しやすいといえるが、八王子市では東京都平均及び市部平均を下回っており、他の自治体と比較して定員数が不足しているといえる。次に、「病児・病後児保育施設あたりのカバーしている自治体面積」であるが、カバーする面積が狭いほど、施設が近くにあるといえるが、八王子市は一施設がカバーしている面積が広大であり、利用時には遠くまで行かざるを得ない。八王子市の面積には住宅地域からは除外される山林等が含まれるため、一概に比較することはできないが、八王子市を4つの施設でカバーするのは難しいといえる。近隣又は近隣の主要駅周辺に施設がなく、圧倒的に施設数が不足していることが分かる。

東京都における病児・病後児保育事業の比較(令和5年4月1日時点)

区市名	就学前児童人口(人)	保育サービス 利用児童数 (人) (a)	面積 (km) (b)	病児・病後児 保育施設数 (件) (c)	病児・病後児 保育定員数 (人) (d)	病児・病後児 保育定員数/保育 サービス利用 児童数 (d)/(a)	面積/病児・病 後児保育施設 数 (b)/(c) (km)	病児・病後児 ベビーシッ ター利用料助 成制度	ベビーシッ ター利用支援 事業(一時預か り利用支援)
千代田区	3,479	1,837	11.66	4	5	0.272%	2.92	有	有
中央区	10,131	5,469	10.21	4	22	0.402%	2.55		有
港区	14,038	7,866	20.37	6	28	0.356%	3.40	有	有
新宿区	11,773	6,784	18.22	5	20	0.295%	3.64		有
文京区	11,203	6,101	11.29	4	22	0.361%	2.82		有
台東区	7,066	4,039	10.11	1	4	0.099%	10.11	有	有
墨田区	11,167	7,019	13.77	1	4	0.057%	13.77		
江東区	24,176	15,186	43.01	3	18	0.119%	14.34		
品川区	19,434	11,554	22.84	7	37	0.320%	3.26		有
目黒区	12,003	7,550	14.67	4	16	0.212%	3.67	有	有
大田区	28,706	16,164	61.86	9	75	0.464%	6.87		
世田谷区	38,675	19,606	58.05	11	83	0.423%	5.28		
渋谷区	9,830	5,298	15.11	1	7	0.132%	15.11	有	
中野区	12,183	7,007	15.59	3	11	0.157%	5.20		有
杉並区	23,786	14,426	34.06	4	28	0.194%	8.52		
豊島区	10,252	6,387	13.01	5	12	0.188%	2.60	有	有
北区	14,208	8,936	20.61	3	13	0.145%	6.87	有	有
荒川区	8,678	5,727	10.16	3	12	0.210%	3.39		有
板橋区	21,273	12,579	32.22	4	21	0.167%	8.06		
練馬区	31,817	17,474	48.08	8	67	0.383%	6.01		
足立区	25,052	14,018	53.25	3	12	0.086%	17.75	有	有
葛飾区	18,101	11,117	34.8	11	44	0.396%	3.16		有
江戸川区	28,212	14,645	49.9	5	20	0.137%	9.98		有
区部合計	395,243	226,789	627.53	109	581	0.256%	5.76		
八王子市	19,625	10,904	186.38	4	21	0.193%	46.60		
立川市	7,801	4,008	24.36	2	4	0.100%	12.18		
武蔵野市	6,568	3,325	10.98	3	16	0.481%	3.66		有
三鷹市	8,423	4,455	16.42	2	8	0.180%	8.21		
青梅市	4,008	2,784	103.31	2	8	0.287%	51.66		
府中市	11,053	6,150	29.43	3	12	0.195%	9.81		
昭島市	5,039	2,975	17.34	2	11	0.370%	8.67		
調布市	10,912	6,311	21.58	2	8	0.127%	10.79		有
町田市	16,640	8,820	71.55	7	32	0.363%	10.22		
小金井市	6,066	3,464	11.3	3	12	0.346%	3.77		
小平市	9,141	4,617	20.51	2	10	0.217%	10.26		
日野市	8,087	4,423	27.55	3	9	0.203%	9.18		
東村山市	6,174	3,190	17.14	1	4	0.125%	17.14		
国分寺市	6,174	3,401	11.46	4	18	0.529%	2.87		
国立市	2,978	1,633	8.15	2	9	0.551%	4.08		
福生市	1,868	1,272	10.16	2	10	0.786%	5.08		
狛江市	3,710	2,058	6.39	1	10	0.486%	6.39	有	有
東大和市	3,496	2,073	13.42	1	6	0.289%	13.42		
清瀬市	2,990	1,420	10.23	2	7	0.493%	5.12		
東久留米市	4,873	2,675	12.88	1	4	0.150%	12.88		
武蔵村山市	2,991	1,776	15.32	1	4	0.225%	15.32		
多摩市	5,246	2,975	21.01	1	12	0.403%	21.01		
稲城市	4,646	2,602	17.97	2	6	0.231%	8.99		
羽村市	1,995	1,369	9.9	2	8	0.584%	4.95		
あきる野市	3,014	1,851	73.47	1	6	0.324%	73.47		
西東京市	8,840	4,561	15.75	3	20	0.439%	5.25		
市部合計	172,358	95,092	783.95	59	275	0.289%	13.29		
区部市部合計	567,601	321,881	1411.48	168	856	0.266%	8.40		

(注1)就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)」による。

(外国人人口を含まない。)

(注2)保育サービス利用児童数は、認可保育所、認定保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業、企業主導型保育事業、区市町村単独保育施策等の合計。

(注3)認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計。

ただし、幼稚園型を構成する認可外保育施設が認定保育所の場合は、その分の利用児童を除く。

(注4)面積の区部には、荒川河口部(1.12km²)、中央防波堤外側埋立地(1.20km²)、新海園地分場(2.36km²)を含む。

(注5)病児・病後児保育施設には児童福祉法第34条の18に基づく届出を提出しているが、子ども・子育て支援交付金の交付を受けていない施設(企業主導型保育施設)は除く。

(注6)病児・病後児保育施設数は令和5年4月時点に基づき算出しているため、東京都病児・病後児保育施設一覧(令和5年1月1日)を基にそれ以降に新設された施設を加算。

(注7)病児・病後児保育施設定員数は、「病児」「病後児」を区分せず合計人数を集計。

最大受入人数を集計しているが、実際の受入数は受入児童の年齢、病状により定員数と異なることがある。

(注7)東京都ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)である。病児・病後児に利用可。

「待機児童型」「企業主導型ベビーシッター利用支援事業」は除外。

出所：福祉保健局 令和5年7月26日発表 都内の保育サービスの状況 表4区市町村別の状況
東京都総務局統計部 区市町村統計表
東京都福祉局 東京都病児・病後児保育施設一覧(令和5年1月1日)
上記以外：監査人が各自給体の equal により集計

この点、病児・病後児保育事業を委託する運営の担い手が不足していることが課題としてあげられる。本事業は季節・流行状況による利用変動があり、利用率が低いことから十分な事業収入を安定的に得られない事業運営上の課題、児童の個々の状態に応じた保育が必要であるという保育方法に関する課題等、運営を困難にする諸要因を内在する。

このような要因を踏まえ、採算の確保が困難である場合には補助額の増額を検討する、確保した職員の雇用を継続させるよう処遇改善を検討する、円滑な運営ができるよう補助の方法を検討する等の対応を行い、既存の委託先の安定的な運営及び新規委託先を確保していく必要がある。

八王子市では、一般保育所の待機児童が解消され、継続的に定員数に余剰がある保育施設があるが、それらの施設の活用を考慮に入れたうえで対策を講じることも一案としてあげられる。また、他の自治体では前述した通り、ベビーシッター利用料金助成制度を設けているところが存在する。

コロナ禍を経て、保護者の働き方についてもリモートワーク等、多様な働き方がされるようになり、また、感染症流行により、休園や登園自粛、解熱後も一定時間を経過するまでは登園不可など、保育園を休まざるをえない機会も以前よりも増えている。また、慣れない施設を訪問するより、自宅でベビーシッターが保育することは、子どもにとっても安心かつ静養できる環境であるといえる。

病児・病後児保育施設の増設に加え、例えばこのような制度を整備することは、保護者がどうしても仕事を休めない場合に大きな助けとなる。

なお、八王子市ではアンケートの調査結果を通じて把握した課題の解決に向けた具体的な取り組みとして、これまで企業主導型保育事業として独自に病児・病後児保育を実施していた「ぽかぽか保育園大和田園」について令和6年4月の認定こども園移行に伴い、八王子市事業として病児・病後児保育事業を委託するほか、開所時間や予約方法についての改善を進めているとのことであるが、他の制度の策定を含めて保護者の子育てと就労の両立を支援するきめ細かい保育の提供を早期にすることが必要であると考えられる。

（保育幼稚園課）

⑬保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実績報告書提出時期について（意見）

令和4年2月から令和4年9月までの間、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」という補助金交付事務が日本全国で行われた。そこで八王子市において当該事務手続が適時かつ適切に行われていたことを確認するため、実績報告書の提出依頼や提出書類の点検作業の状況を次のとおり確認した。

<スケジュール確認>

八王子市は令和4年度に係る令和4年4月から9月までの実績報告書提出について、以下のスケジュールで行ったことを確認した。

各施設へ対する依頼文のメール送付	令和5年4月19日
実績報告書の提出期限	令和5年5月8日

これに対し、参考までにいくつかの他区市のスケジュールは以下のようになる。

他区市	各施設へ対する依頼文のメール送付	実績報告書の提出期限
葛飾区	令和4年9月26日	令和4年10月14日
あきる野市	令和4年11月11日	令和4年12月5日
町田市	令和4年12月12日	令和4年12月28日
東村山市	令和4年10月13日	令和4年10月21日

当該事業は、令和4年9月末をもって終了しており、実績報告書は各施設において作成できる状態であった。提出期限である5月は、八王子市においてその他多くの業務が集中する期間であり、業務の分散化や効率化を図るために提出期限は早めるべきであった。

<実績報告書の点検作業>

各施設から提出された実績報告書については、八王子市において給与規程の確認や各項目の数字のチェックは適切に行われていたことを確認した
(保育幼稚園課)

⑭保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の計画書作成について（意見）

「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」の計画書作成において、令和3年度分と令和4年度分の法定福利費等の事業主負担増加額の算定は、令和2年度における数字を利用して行うものとなっている。

ここで1件について、令和3年度と令和4年度は同じ数字を用いて法定福利費等の事業主負担増加額を計算すべきところ、賃金の総額について異なる数字が入力されていた。実績報告書ではないため補助金額に直接的な影響はないが、整合性の確認がとられていない事実があったので留意願いたい。

(保育幼稚園課)

⑮公定価格単価の確認（意見）

子ども・子育て支援教育・保育給付費等の公定価格単価が適切に反映されているか確認するため、保育所・認定こども園・小規模保育事業A型・事業所内保育所A型・

事業所内保育所 B 型・家庭的保育事業の各施設の請求書内訳を確認した。結果として適用誤りはなく、適切であった。

（保育幼稚園課）

⑩病児保育への ICT 利用（意見）

病児保育については、国（厚生労働省）として ICT 活用を推進する方向性を有している。

先端例としては、アカウント作成、利用希望提出、予約、キャンセル待ちなどをすべてインターネットで完結できるよう、自治体が市販のパッケージソフトを導入し、施設および施設利用者が利用できるようにしている。

八王子市では利用登録をし、電話で病児・病後児保育室に連絡するというプロトコルとなっており、当該方法は人による対応であるため、きめ細やかな対応ができる一方、ユーザーの世代的 IT リテラシーが向上していることも鑑みより利便性を高めるための ICT の活用が望まれる、

病児保育事業には、感染症の流行や、病気の回復による突然の利用キャンセルなどにより、利用児童数の変動が大きい等の課題がある中で、保護者の希望に応じて受入れが可能となるよう体制を整備することが求められている。国として令和元年度補正予算において、病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の ICT 化を行うためのシステム導入に係る経費の補助事業が創設されていることもあり、ICT を活用したプロトコル（利用者の行政へのアプローチ方法）の導入も検討に値するものと考えられる。DX（デジタルトランスフォーメーション）での支援サービスへの対応は多忙を極める子育て世代にとっては社会生活クオリティを高めるためには必須の施策であることから、可用性の向上のためには、業務に必要な最低限の条件だけでなく、アプリケーション等のインターフェースの利便性向上が重要な成功要因となることから、システム開発フェーズにおける総合テストへの実績に経験値を有するベンダーが選任されるように意識されるべきである。

（保育幼稚園課）

⑪病児・病後児保育受入数の偏りについて（意見）

下表は、病児・病後児保育園から八王子市に提出された病児保育事業年間利用人数報告書、地域の保育所等への情報提供及び巡回支援等実績報告書、及び委託契約書から、各園での病児・病後児保育利用実績推移を作成したものである。

施設名（定員） 委託者名	R1		R2		R3		R4	
	契約額（円）	年間受入人数（人）	契約額（円）	年間受入人数（人）	契約額（円）	年間受入人数（人）	契約額（円）	年間受入人数（人）
	巡回件数（件）		巡回件数（件）		巡回件数（件）		巡回件数（件）	
みなみ野こどもクリニック むーみんルーム（4名）	11,447,600	458	11,736,460	190	11,492,270	273	11,522,200	337
みなみ野こどもクリニック	0		19		11		7	
病児保育室「はる」（7名）	18,103,700	483	18,179,834	173	16,766,480	294	16,766,480	229
医療法人社団 永生会	0				6		5	
はりのうちキッズガーデン（4名）	13,364,800	615	13,416,576	159	13,459,940	351	13,459,940	365
医療法人社団 歩武会	0		42		11		36	
からまつキッズウィングルーム（4名）	8,916,800	105	7,896,456	14	9,011,940	42	9,011,940	24
社会福祉法人 東京玉葉会	0		13				14	

これを見ると、からまつキッズウィングルームの年間受入人数が、他3園に比して明らかに少ないのを見て取れる。

これについては、

- イ) からまつキッズウィングルームが病後児保育のみ行っているのに対し、他3園は病児保育、病後児保育とも実施している。
- ロ) 他3園が鉄道の駅から徒歩圏内に開設されているのに対し、からまつキッズウィングルームは鉄道の駅までバスで30分程度の距離があることから利便性に劣る。
- ハ) からまつキッズウィングルーム以外の3園はクリニック併設型の施設であるのに対し、からまつキッズウィングルームは併設していない（保育園に併設している）。

と言う点が要因と考えられる。

しかし、いずれにしても先述のとおり病児・病後児の受入数不足が深刻化している現状では、からまつキッズウィングルームにおいても病後児に限らず、病児についても受入れ可能な体制の構築が望まれる。

（保育幼稚園課）

⑮保育施設の整備について（意見）

八王子市の保育園は、2012年まで58園であったのが、2013年以降2020年までに17園新設され合計75園となり、待機児童も大凡解消に向かっている。

当該17園の定員数は1,317名であり、2022年の保育園申し込み人数が10,838名であることから、7～8年の間に約1割程度定員を増加させたことになる。

少子化の影響が八王子市にも生じることを八王子市は認識しており、当該影響による就学前児童数の減少と共働き世帯の増加による保育ニーズの増加を検討して、八王子市地区毎（本庁、川口、恩方、浅川、元八王子、横山、加住、石川、館、由井、北野、由木、由木東、南大沢）の多少のばらつきはあるものの、ある程度余裕をもって保育園の定員数を確保しているといえる。

ここで、新たにできた上記17園について園庭の有無をみてみると、園庭を有している保育園は10園である。これを過去からの時系列にとりまとめると以下表となる。

園が認可された年度	園内に園庭がある保育園	園内に園庭がない保育園	計
2012 年度まで	58	0	58
2013 年度から 2014 年度	5	0	5
2015 年度以降	5	7	12
計	66	9	75

表より明らかなのは、2015年度以降運営されている保育園では、それより前の時期に比べ、圧倒的に園庭を保有していないことがわかる。これは、親の保育ニーズの高まりにより利便性を考慮して、駅に近いなどの立地面を優先したとも考えられるが、定員数の確保を優先した結果でもあると考えられる。

園庭があることが、すなわち良い保育環境に繋がる条件ではないことは確かだが、災害等が生じた際に一時期に避難することができ、日常的に屋外で身体を動かすことができるスペースがあることは園児にとって大きなメリットである。

待機児童が解消されつつある中で、保育園を利用する園児の生活環境により配慮しながら保育施設の整備を進めていくことが望まれる。

（子どもの教育・保育推進課）

⑨待機児童の解消と今後の保育園の定員に関して（意見）

八王子市の待機児童数は 2010 年をピークに近年減少傾向にあり、2018 年には 100 人を切り、近年は 20 人を下回る等一定の成果を出している。

しかし、今後待機児童がゼロとなり、いわゆる隠れ待機児童も減少する傾向にあり、定員に余裕がある施設もできる。その枠を埋めるために未就園児の定期的な預かりモデル事業等行っている施設もある。

待機児童の解消のみならず、解消後の出口戦略をどうするかについても検討をはじめめる時期に差し掛かっているものと思われる。

（子どもの教育・保育推進課）

⑩児童相談所との連携について（意見）

八王子市において、子どもに対し子ども家庭支援センターが、夜間あるいは一定期間宿泊である事業を行っており、その内容は八王子市子ども家庭サービス事業実施要綱に定められている。

その中の事業の種類としては下記のとおり第 2 条に 3 つの事業が定められている。

- イ) ショートステイ事業は、保護者（児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母または祖父母等）の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、宿泊をとめない短期的に養育することで子育て家庭を支

援する。

- ロ) 要支援家庭ショートステイ事業は、保護者の強い育児疲れや虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭において、児童を養育することが一時的に困難となった場合、又は児童の生活の場を一時的に移すことがふさわしいと八王子市が判断した場合に、八王子市が作成する支援プログラムに基づき、一定期間実施施設において児童を養育し、生活指導や発達、行動の観察を行うとともに、保護者への支援を行う。
- ハ) トワイライトステイ事業は、保護者の帰宅が仕事その他の理由により、児童の生活に支障が生じている場合に、夜間施設において養育することで子育て家庭の負担を軽減する。

この中の要支援家庭ショートステイ事業は、児童虐待に至らないように、子育ての負担を軽減するための予防的支援として実施されている。また、児童相談所と情報を共有し連携を深めることで、支援を要する家庭において、子どもに対し虐待が行われないような体制を引き続き構築していくことが望ましい。

(子ども家庭支援センター)

②幼児教育・保育の不適切情報の取り扱いについて（意見）

八王子においては幼児教育・保育の不適切な施設等の情報窓口を子ども家庭部子どもの教育・保育推進課が単独で担っており、指導監査課との連携をとっている。

不適切情報の提供を受けたうえで、今後の指導等に繋げる目的があることからすれば、課の中であっても独立して不適切情報や苦情を聞き取る窓口を設置することで仕事が集中しないという行政効率の観点から望ましいと考える。

また、内部・外部通報を問わず、当該通報者保護の観点からは、窓口を八王子市庁外部（例えば弁護士事務所等）に設置することが望まれる。

(子どもの教育・保育推進課)

②市立保育園の障害者雇用について（意見）

八王子市では児童福祉法第 45 条 1 項「都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。」に基づき八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を定めている。

同条例第 6 条には「児童福祉施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。)の受注の機会の増大に協力するよう努めるとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。」と定められており、障害者の雇用確保を進める必要がある。

しかし、八王子市では障害者の雇用について実態把握が行われていないとのことである。実態を把握したうえで、条例に基づき障害者雇用率が法定雇用率に達するよう、障害者雇用の推進を図るとともに、労働環境の整備を行っていくことが望まれる。

（子どもの教育・保育推進課、職員課、経営改革課）

③八王子市学童保育所条例について（意見）

八王子市は学童保育所を児童福祉法第 6 条第 2 項「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」に基づき設置している。

そして、八王子市は八王子市学童保育所条例を制定しているところ、学童保育所に入所できるものとして条例第 6 条は「保護者の労働又は疾病等の理由により、適切な監護を受けられないもの」と定めている。

そもそも、保護者が労働をしていることや疾病に罹患していることによって「適切な監護」ができないと表現することは昨今の社会事情で女性の社会進出が求められる時代と逆行する表現であるといえる。

他市においても同様の定めのある条例が残っているところもあるが、練馬区立学童クラブ条例においては、第 3 条は「この条例において「保育を必要とする」とは、つぎに掲げる事由により、児童が放課後または学校休業日に保護者の保護育成を受けられないことをいう。

- (1) 保護者が就労、就学または技能訓練をしていること。
- (2) 保護者が疾病または心身の障害の状態にあること。
- (3) 保護者が看護または付添いをしていること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が相当と認める事由」

と規定をするなど、就労をしていることや疾病によって適切な監護ができないという表現は避けている。

八王子市においても、学童保育所の募集要項には「適切な監護」ができないという表現は避けており、この条例が時代にあっていないことを理解していると思われ、時代に即した文言に変更することが求められる。

（放課後児童支援課）

②保育園での IT 活用状況について（意見）

八王子市が運営している保育園では、令和4年7月より業務のICT化支援管理システムとしてHoicというシステムを利用しており、ICT化が始まったところである。このHoicでは、園児・保育業務管理、職員・勤怠管理、保護者連絡管理のための様々な機能を利用することが出来る。しかし、ヒアリングによれば、保育園によって利用している機能にばらつきがある。保育園により必要な機能、不要な機能があることから、利用している機能にばらつきがあること自体は問題がないが、必要と感じており利用したいが利用できていない場合には、その内容に応じて利用可能となるように支援を講じる必要があると考える。

一部の保育園では、紙のお便り帳を使って保護者とやり取りしているが、Hoicを使ってこのやり取りを行うことも検討しているが。現状ではノートパソコンでHoicに入力しているため、持ち運びに不便で数が限られたノートパソコンを使って、保育士が保育時間内に入力することは難しく、紙のお便り帳を使うしかないとのことであった。

或いは、口頭での保護者とのやり取りの方が、情報量が多く、より保育業務に反映できることから、口頭連絡を重視しているとの指摘もあった。

このように、保育園により事情は様々であるが、保育の質が担保できる限りにおいては、保育士の労働環境の改善と労働効率の向上につながるICT化を前進させるべきと考えるため、担当課は各保育園でのHoicの利用状況を踏まえてより継続的な支援をすべきと考える。

（子どもの教育・保育推進課）

3. 基本施策7 子育て家庭への支援

（1）概要

八王子市では、国の施策に基づき、子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのすべての子どもの幼児教育・保育の利用料が無償化されている。また、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの保育の利用料についても無償化されている。

さらに、市営住宅や八王子市が入居者を募集する家賃補助対象住宅の優先入居・家賃補助など、子育て家庭を対象とした住宅支援を充実している。

また、家庭内で食の大切さへの理解を深めながら健康的な食習慣を身に付けられるよう支援するとともに、家庭内のルールづくりや季節の行事を大切にすることなどが

ら、親子の絆を深め、子育ての喜びや楽しみを感じながら子育てできる取組を推進している。

さらに、保健福祉センターや子育てひろばなど、親が集まる場所において、妊娠期や子どものライフステージに応じた親の学びを支援している。

これらの施策を通じて八王子市では、子育て家庭の生活基盤が安定しており、家庭内に愛情が満ち、子どもの健やかな成長へとつながり、子育てについて学ぶ場や仲間づくりの機会が充実し、親自身も成長していく中で喜びや楽しさ、生きがいを感じながら子育てができるまちづくりを目指している。

<子どもや家庭への手当・医療費助成（2022年5月31日現在）>

【手当】

名称	対象	受給児童数(人)
児童手当	中学3年生(15歳年度末)までの児童	53,999
児童扶養手当	18歳年度末まで※の児童がいるひとり親家庭等	5,527
児童育成手当	18歳年度末まで※の児童がいるひとり親家庭等	7,294

【医療費助成】

名称	対象	対象者数(人)
乳幼児医療費助成	6歳就学前までの児童	21,252
義務教育就学児医療費助成	小学1年から中学3年(15歳年度末)までの児童	39,997
ひとり親家庭医療費助成	18歳年度末までの児童がいるひとり親家庭等※	6,430

※児童に障害がある場合は、20歳未満まで。

出典：子ども・若者育成支援計画 令和4年度（令和3年度分）点検・評価報告書

（２）監査の結果

①子育て家庭の負担軽減及び特別給付金について（意見）

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少による低所得者の子育て世帯家計の経常収支が大きく悪化していることを鑑み、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業」が決定した。この給付業務は厚生労働省からの事務連絡通知等に基づき八王子市が実施する業務である。また、給付金支給については、迅速かつ確実な執行が求められた（令和3年5月28日付厚生労働省子ども家庭局長通知にて早期の支給が要求され、給付金支給が同年8月以降になる場合には、国から説明を求められる状況にあった）。

当時の状況として、緊急事態の中、通常の行政に追加し緊急的なコロナ関連業務を適時に行うことが求められ、相当の負担が行政にのしかかっていたことは容易に想像ができる。当時の行政の方々の方々の尽力には頭が下がる思いであるが、ただ、ここで平

時に戻り当時の行政を振り返り、今後にいかすことが肝要であるとする。

「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業」では、

(1) 作業工程

ア 給付金支給対象者データ作成

（受託者がデータ処理するためのシステム改修、市所有データ集約）

契約締結の日から令和3年（2021年）7月30日（金）

イ コールセンターの開設

令和3年（2021年）8月2日（月）～令和4年（2022年）2月28日（月）

ウ 申請書発送

非課税確認済世帯用 1,500通 令和3年（2021年）7月26日（月）

課税・非課税不明世帯用 500通 令和3年（2021年）7月26日（月）

課税確認済世帯用 40,000通 令和3年（2021年）8月16日（月）

エ 未提出者用催告文書 38,000通 令和3年（2021年）12月15日（水）

オ 給付金申請受付窓口設置期間

令和3年（2021年）8月1日（日）～令和3年（2021年）9月30日（木）

市本庁舎の指定する場所及び市民部地域事務所等での給付金等の相談・申請窓口の設置

カ 業務委託終了

令和4年（2022年）2月28日（月）

(2) 対象者想定数

給付金対象者 約11,000人（児童数約16,000）

なお、18歳年度末児童と同居の世帯は約50,000世帯

（制度の問い合わせ等を行う可能性のある世帯の母数）

といった業務が委託され、一部業務仕様の変更（エ 未提出者用催告文書が削除）がありながら、最終的な業務委託料は70,475千円支出された。また、当該業務による給付金支給実績は下記となる。

支給状況	対象児童数（人）	世帯数
積極支給	5,126	2,882
申請に基づく支給 （非課税世帯）	282	240
申請に基づく支給 （家計急変世帯）	1,466	762

実際の支給実績と業務委託の範囲に大きな乖離があることがわかる。これは、八王子市の判断で、支給対象となる可能性がある家庭全てに申請書を送付する方針であったことが要因であり、当時の判断として否定することはできない。また、委託先選定に

際しても当該業務ニーズに対応できる業者が緊急事態ということもあり少なく、随意契約となっており、業務の内容に比し比較的高額な委託額である。

現在となり、数字だけを見ると例えば上記ウの課税確認済世帯用 40,000 通が本当に必要であったのか、委託ではなくてもできたのではないか、申請対象者からの申請がない場合は支給されない等の顧みる点がある。今後も何かしらの緊急事態が生じる可能性はあることから、新型コロナウイルス感染症での緊急事態下で行われた施策や運用を分析し、良かった点、改善点を洗い出す必要があると考える。

(子育て支援課)

②児童手当等の徴収の未回収について（意見）

八王子市が児童手当の支給をしたにもかかわらず、本来もらう権利のない者、例えば八王子市を転出した者に支給してしまうことが発生している。

適時に転出等を把握することは困難であるから、支給したものを再度徴収する業務が発生することはやむを得ない部分がある。

徴収業務というのはいわゆる取り立て業務であり、八王子市の担当者の精神的負担が大きいものと思われる。

そのため、徴収にあたってはマニュアルを構築したうえで、それに基づく対応を行うことで担当者の精神的負担を取り除くことも可能であると考えられるし、行政効率もあがると考えられる。

(子育て支援課)

③子育て世帯生活支援特別給付金について（意見）

2021年度事業として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて緊急的に非課税世帯や家計急変世帯に対して給付金を支給したものである。

これに対し、八王子市の職員が支給決定を行っているようであるところ、家計急変世帯について客観的基準を満たしているが、真実客観的基準があるか分からない申請もあったと想定される。それらの者に対し支給・不支給にかかわらず、2021 年以後も特別給付金の事業は継続して行っていることから、そのような申請者については家計の状況も含め追跡調査を行うことが必要であると考ええる。

給付金の不正受給は社会問題や刑事事件となっているのであり、そのような社会的要請にこたえることが望ましい。

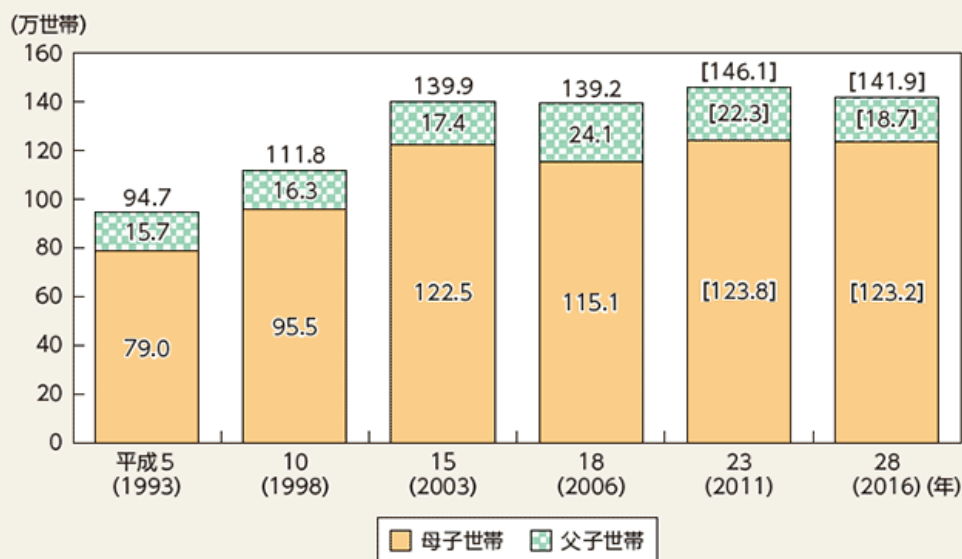
(子育て支援課)

④父子家庭への対応（意見）

八王子市では、ひとり親家庭を対象とし特別に母子家庭と父子家庭の差を設けず各

種助成等を行っている。ただ、下記表（内閣府男女共同参加局 HP より抜粋）にもあるように、ひとり親家庭の父子家庭の割合は低く、実態としては少数派となる。

I－5－9図 母子世帯数及び父子世帯数の推移



(備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 各年11月1日現在。
 3. 母子（父子）世帯は、父（又は母）のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚のもの）がその母（又は父）によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
 4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。

八王子市が実施するひとり親家庭向けのふれあい事業に、下記添付の「親子ふれあい収穫体験」があり、こちらは 2021 年から開始された事業で、2023 年までの3年間で父子家庭の参加は 1 件にとどまっている。この参加率の低さは父子家庭の割合が低いことだけが理由ではないであろう。

父子家庭の参加率が低くなる傾向として、母親は出産を経験し、八王子市の制度や仕組みを知る機会があり、また、それを通してのコミュニティーを自然と築くことが出来る場合があるのに対し、父親はその機会が比較的少ないケースがその理由として想定される。また、（父子家庭だけではなく母子家庭にも共通するが）他人に相談することを躊躇してしまう、情報を適時に入手するのが苦手、などが想定される。

八王子市では「八王子市子育て応援サイト」を通し、様々な情報を発信するとともに、サポートを充実させている。このような情報発信体制をより充実させ、サポートからこぼれる家庭がゼロになっていくことが望まれる。

（子育て支援課）

八王子市ひとり親家庭親子ふれあい事業

収穫した
野菜を洗って
食べてみよう！

地元八王子の農場で
新鮮な野菜を
とってみよう！

親子ふれあい 収穫体験

季節の野菜について学びながら楽しく収穫体験してみませんか？
収穫体験以外にもひとり親の親同士の交流会も自由参加で行います。
親子でふれあい、親同士もふれあって楽しい一日を過ごしましょう。

令和5年 **7月22日** 土

集合 9:30 解散 12:30

※雨天決行・荒天順延 延期日7/23（日）

申込期間 6/1（木）9:00～6/16（金）18:00

※抽選の結果にかかわらず6/21（水）までにご連絡いたします。

対象 八王子市在住のひとり親家庭の親と中学生以下の子

定員 15組（抽選）

持ち物 汚れてもいい服装・靴、軍手、帽子、タオル、野菜を入れる大きめの入れ物（手提げなど）、飲み物（熱中症対策として多めにお持ちください）、日傘など

※収穫が終わったら畑を散策できます。

遊び道具（シャボン玉、ボール、なわとび、フリスビー、ボールなどなど）や、虫をつかまえた方は虫かご・虫取り網などをお持ちください。

※熱中症にならないよう、十分な対策をとってご参加ください。暑さを和らげる工夫や、のどが渇く前の水分補給を心がけましょう。

※参加決定者には別途詳細のご連絡をいたします。

お子さん
1名につき
300円

会場の詳細は裏面へ！

お申込みは
こちら

右のQRコードを読み込んでいただきWEBフォームからお申込みいただくか、下記の番号へお電話ください。

株式会社エイジエック **042-631-4800**【平日9:00～18:00】
https://www.hapishare.com/hachioji_fureai_2023_07

WEB申込



4. 基本施策 8 身近な場所での相談・居場所の充実

(1) 概要

八王子市では、保護者の身近な居場所として、気軽に子育て相談や親子の交流ができる子育てひろばについて、保護者への利用を促し、子育て中の不安や悩みの軽減・解消につなげている。また、多様な子育てひろばがある中で、どの子育てひろばを利用しても満足を得られるよう、八王子市独自のガイドラインの策定などにより、子育てひろばの質の向上を図っている。



子育てひろばって、こんなところ♪

子育て家庭を元気にし、ポジティブに子どもと向き合う原動力が生まれてくる場所。子育てひろばを一言でいうと、そんな場所です。

市内には特色のあるひろばがたくさん。屋内にあるので、暑さ寒さを気にせず遊べるのも人気の理由です。

毎日でも、たまにでも、行きたいときに気軽に通える親子の居場所であり、0～2歳の子どもがいる家庭の交流の場となっています。ひろばスタッフに子育ての悩みを相談したり、ママ友、パパ友と打ち解けたり。子育てひろばでの何気ない会話が子育て家庭を元気にしています。

♥ **子育てひろばを利用したママ、パパの声から**

- ・ 周りに友人が少なかった私は、子ども家庭支援センターや親子つどいの広場へ行くのに、初めはなかなか勇気がいりました。ですが、いざ利用してみたら、気軽に声を掛けてくださるスタッフさんがいて、たくさんのママさんとも知り合えて、悩みも相談できました。アドバイスをもらったりで本当に助かってます！
- ・ 子育てひろばのスタッフさんが非常に親身になって話を聞いてくれるので、わたし自身気持ち良くなり、子育てにおいて何度も助けられました。第二の家族のようです。子どもの遊び場だけでなく、保護者の相談の場としてもぜひ活用して欲しいです。



子育てひろばガイドラインに基づき、人材育成や相談しやすい場づくりなど、保護者が気軽に子育て相談しやすい環境を整えている。

また、保育施設や幼稚園に在籍していない就学前児童と家庭を対象に、保育士・心理士・ケースワーカー等が家庭に訪問し、子育てに関する悩みを聴き、子どもとの遊び方や子育てに関する相談を行っている。

さらに、子育てに関する相談だけではなく、ヤングケアラーやダブルケアなど多様な複合的な生活課題に対し包括的な支援ができるよう、福祉や介護など、様々な分野の機関とのこれらの施策を通じてネットワークづくりを進めている。

そして八王子市では、相談スタッフへの研修を実施し、子どもの成長に寄り添い喜びや悩みを分かちあえる人や、子どもの発達や家庭の状況にふさわしい支援をコーディネートしてくれる身近な支援者を育成し、その存在が親にとって大きなこころの支えとなり、安心して楽しい子育てへとつながっていくまちづくりを目指している。

<子育て広場の利用状況推移>

【親子ふれあい広場 延べ利用者数】(各年度末)

年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
グリエイト	19,788	18,032	18,097	15,148	8,150	11,192
館	5,747	5,962	5,098	3,504	4,891	6,922
石川	3,977	4,605	5,172	3,738	2,446	4,060
みなみ野	24,197	18,435	21,882	16,331	9,238	12,022
南大沢	12,827	13,165	12,939	10,281	5,686	7,493
元八王子	9,419	8,924	7,842	6,227	2,286	4,073
合計	75,955	69,123	71,030	55,229	32,697	45,762

【親子つどいの広場 延べ利用者数】(各年度末)

年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
ゆめきっず	43,166	42,746	42,585	38,581	19,198	22,313
西八王子(さんさん)	7,977	7,224	8,815	7,004	4,100	6,299
檜原(パオパオ)	6,191	4,864	4,002	3,729	2,127	1,705
堀之内(カシュカシュ)	10,302	9,193	9,008	6,916	3,991	5,156
大和田(ことこと)	9,629	9,533	8,417	6,722	3,049	3,841
合計	77,265	73,560	72,827	62,952	32,465	39,314

出典：子ども・若者育成支援計画 令和4年度（令和3年度分）点検・評価報告書

(2) 監査の結果

①親子ふれあい広場と親子つどいの広場について（意見）

八王子市は、八王子市親子つどいの広場事業実施要綱に基づき、親子つどいの広場の事業を行っている。

親子つどいの広場とは同要綱によれば「概ね3歳未満の乳幼児（以下「乳幼児」という）とその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を設置することにより、子育てについての相談、情報提供、援助等ができる環境を整備し地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。」というものである。親子つどいの広場は空き店舗を利用する形である。

他方、八王子市はふれあい広場として子ども家庭支援センターに併設する形で同様の役割を有するものを設置している。そのため、スタッフのうち1名は子ども家庭支援センターの職員が相談業務を担っている。

その両施設ともに、八王子市のホームページ上は並列に扱われており、市民の目からすれば同じ役割であるにもかかわらず、名称が違うことによる不安を与える形となっていると想定される。市民の利用という観点からは同一の役割に施設については原則として施設名を統一することが望ましい。

なお、これらを踏まえ、令和 5 年第 4 回市議会定例会において、八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正することで、「親子つどいの広場」に名称を統一した迅速な対応については評価する。

(子ども家庭支援センター)

②親子ふれあい広場の公募プロセスについて（意見）

親子ふれあい広場のプロポーザル方式であるが、親子ふれあい広場みなみ野の受託者の選定を例にとれば、2023 年 1 月 15 日に広報を開始し、募集要項の配布は 1 月 30 日であり、2 月 8 日までの募集期間としている。応募のための提出書類は提案書を含め多岐にわたることを考慮すると期間が短いものと想定される。

また結果として 1 団体のみの応募であり、プロポーザルとして適正であるかどうか疑問をもたれかねないものであり、できる限り期間を長くとり、周知することが望ましいと考える。

(子ども家庭支援センター)

第 3 節 基本方針 3：子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり

1. 基本施策 9 子ども・子育てを共に楽しむまちづくり

(1) 概要

八王子市では、子どもや子育てを応援する取組を行っている市民活動団体について、市民活動支援センターや社会福祉協議会と連携しながら、団体同士の情報交換の実施や関係機関のネットワークづくりを進めるなど、活動のさらなる活性化に向けた支援を行っている。

また、子育て支援に関わる市民活動団体の取組を、子育てサイトや SNS を活用し、子育て中の親や子どもに対して情報発信するとともに、子ども食堂や無料学習塾等、地域の身近な場所で子どもを支える活動をする団体との連絡会を定期的で開催し、情報共有や関係機関の情報提供を行っている。また、子ども食堂を運営する団体に対し、立ち上げや安定的な運営を図るための支援を行っている。



地域の居場所「子ども食堂」



本市には、令和2年（2020年）2月現在、18か所の子ども食堂が登録しており、市民団体などによって運営されています。みんなで一緒にご飯を食べて笑顔がこぼれる、あたたかい居場所です。

「石川子ども食堂」は、新聞で子どもの食に関わる現状を知り、「一人より、みんなで食べると美味しいね」を合言葉に、食を通じた居場所をつくろうと開設されました。お客さんは多彩で、親子、子ども同士、大人同士、施設などの団体さんなど、子どもも大人も集う地域食堂。長時間ゆっくりと滞在していく方が多く、地域の大切な交流の場になっています。

♡「石川子ども食堂」さんからのメッセージ

「数年前に石川子ども食堂で食べさせてもらいました！私（僕）にも手伝わせて下さい！」と言われることを夢見て、これからがんばって運営していきます。



片倉地域で食堂を開催する「こすもす・だれでも食堂」は、地域に根付き、誰でも集え、安全でおいしい食事ができる居場所を目指して、運営されています。最近では、地域の小・中学生が大人と一緒に調理・配膳したり、小さな子どもたちが高齢の方にデザートを運んでくれたりと、参加者同士の多世代の交流が自然と進んでいます。

♡「こすもす・だれでも食堂」さんからのメッセージ

食事をしなくても、「こすもす・だれでも食堂」看板のコリントゲームを楽しみに集う子どもも多いです。これからも、「食べる」だけでなく、話したり、遊んだり、食事を作ったりする「機会」を大切にしていきます。



また、子育て応援企業同士や関係機関との連携の支援などにより、その活動を支援するとともに、市民への広報を充実させている。

さらに、大学コンソーシアム八王子との連携により、大学等や学生が主体となって取り組む子ども・子育て支援活動を支援し、大学等の特色を活かした専門的な学習機会を子どもに提供するため、夏休み子どもいちょう塾の開催や八王子まるごと子どもキャンパスの発行など、大学等による子ども向けの体験事業を子どもや保護者に対して発信している。

また、地域社会全体で子育てを支えていくため、子ども家庭支援センターや児童館、公立保育園、子育てひろばなどの子育て支援施設が、市民活動団体や企業、大学等、社会福祉協議会などとの連携をコーディネートし、多様な立場の子育て支援者の交流と協働を推進するとともに、地域学校協働活動の拠点である学校を核として、様々な市民や団体との連携のもと、地域全体で子どもの学びや成長を支える活動を支援している。

これらの施策を通じて八王子市では、市民・企業・大学等がつながりながら、地域全体が子どもの育成や子育て支援に参加し、その活動の輪が様々な場所に広がるとともに、八王子市全体で、未来を担う子どもの健やかな育ちを応援し、子育ての喜びや楽しさが実感できるまちづくりを進めている。

(2) 監査の結果

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行ったところ、本報告書に記載すべき事項は発見されなかった。

2. 基本施策 10 子育てを支える地域人材の育成

(1) 概要

八王子市では、様々な市民がボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、ボランティア活動についての情報発信を行い、参加につなげている。また、子どもや子育てに関するボランティア情報の一元化に向けて検討を進めている。

また、ボランティアがやりがいを持って活動できるよう、子ども・子育て支援情報の提供や自主的な企画について実施を支援するとともに、子育てひろばや児童館・保育施設の活動などについての情報提供やコーディネート機能を強化し、ボランティア活動の場を広げている。

さらに、民生委員・児童委員や子育てひろばスタッフなどの子育て支援者に対して、子育て支援に必要な専門的知識や技術の向上、ネットワークづくりを進め、活動を促進している。



地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

少子化や核家族化の進行、ご近所同士のつながりが薄れる中で、周囲に相談できず孤立してしまうことがないよう、地域の身近な相談相手としてサポートをしてくれているのが民生委員・児童委員の皆さんです。また、その中で主任児童委員は、児童福祉に関することを専門に担当していて、子育て中の方にとって頼りになる存在です。市内には、令和2年(2020年)2月現在、442人の民生委員・児童委員がおり(うち、43人が主任児童委員)、子育てサロンの開催や出張児童館などの子どもイベントへの協力、小・中学校の登下校の見守りなど、地域で、子育て家庭の日常に寄り添ってくれています。

何か困りごとなどがあれば相談にのり、必要があれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関につないでくれます。地域の皆さんが安心して子育てできるようお手伝いします。



子育てサロンの様子

これらの施策を通じて八王子市では、地域の支援者が、子どもの成長を喜びながら子どもや子育てをサポートし、お互いに支えあい学びあえる環境が整っており、地域の中で、子育てを通じて人と人とのつながりや支援の輪が広がり、親自身が次代の子

育て支援の担い手となる好循環が生まれるまちづくりを目指している。

(2) 監査の結果

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行ったところ、本報告書に記載すべき事項は発見されなかった。

3. 基本施策 11 子育てプロモーションの推進

(1) 概要

八王子市では、SNS やホームページでは即時性や親しみのある情報を、子育てメールマガジンでは成長に沿った利便性のある情報を、子育てガイドブックや広報「はちおうじの教育」などの紙媒体ではいねいな情報提供を行うなど、媒体の特性に合わせた情報発信をしている。

また、子育てサイトを開設し、子育て支援情報や子育て家庭からのニーズが高いイベント情報、教育・保育施設の情報などについて、わかりやすく発信するとともに、八王子市内の子育て家庭への情報提供にとどまらず、八王子市内外のあらゆる人に、本市の豊かな自然や社会資源に恵まれた環境を知ってもらうことで、「八王子で子育てしたい」と感じてもらえるよう、子育てブランドブックの発行やブランドメッセージの活用など、子育てを軸とした魅力発信に取り組んでいる。

さらに、市民や企業、大学等、様々な立場の人々のつながりや取組を支援し、子育てを応援し、子どもの成長をみんなで楽しみ、喜び合う地域づくりを進めている。

これらの施策を通じて八王子市では、子育てプロモーション活動を通じて、子どもや子育て支援に関する地域の情報や取組がつながり、親子と地域の様々な人が出会い・交流することによって、地域活動が活性化し、まちへの愛着が生まれ、このまちで子育てしたい、住み続けたいという気運が醸成されることによって、子どもの成長が、私たちの未来に関わる大切なこととして、すべての人が関心を持ち、子育てを応援することが地域にとっても豊かな営みとなっているまちづくりを目指している。

(2) 監査の結果

①八王子市ホームページ「子育て応援サイト」内の表現について（意見）

八王子市では、インターネット上で「子育て応援サイト」を開設し、子育てに関する情報を集約して、網羅的に探せる仕組みを作っている。このサイトは、八王子市の公式ページと比べても、子育てをする親が目的の情報にたどり着きやすくなるようにインターフェースを工夫していると推測される。

一方で、掲載されているページについてはコンテンツごとに文体や形式が異なり、せっかく情報を集約しているにもかかわらず統一感が無い。また、一部は行政

文書をそのまま写したかのように記載されており、サイトのデザインが柔らかいにもかかわらず文体が堅苦しくて違和感があるうえに、分かりにくい文章がある。

これは、コンテンツの担当部署ごとに記載をしており全体の編集者がいないため、記載方法が統一されていないこと、また、行政文書をベースにしているためとのことである。

確かに、給付手続きなどは厳密性が求められるため、読み手に勘違いをさせて混乱を生じさせるのを防ごうと、このような表記になっているのは理解できる。一方で分かりにくいために閲覧が忌避されるようになっては、「子育て応援サイト」にわざわざ集約して記載する意義が乏しくなる恐れがある。

子育て世帯に情報提供するために、わざわざ「子育て応援サイト」として独立して運用しているのであれば、その目的が最大限生かせるように、読み手の立場に立った活用を検討していただくのが良いと考える。

(子どものしあわせ課)

②八王子市ホームページ「子育て応援サイト」のアクセスログ分析（意見）

「子育て応援サイト」のアクセスログについては、現時点では任意の目的を持った詳細な分析を行っていないとのことである。

子育て世帯に対するインターネットを通じた情報提供のために、2022年までは子育て情報モバイルサイト「はち☆ベビ」を運営していたが、「はち☆ベビ」の利用には会員登録の手間があったため、会員登録というハードルを下げて利用者が容易に利用できるようにするために、「子育て応援サイト」へと移行したとのことである。

したがって、利用者の増加が重要な目的であったが、「子育て応援サイト」のアクセス数が「はち☆ベビ」のアクセス数を超えたことまでは確認したが、それ以外に任意の目的を持った分析は行われていない。また、八王子市のホームページを管理するデジタル推進室でも「子育て応援サイト」の管理を行っていないとのことである。

自治体による情報提供の効果測定は、非常に難しいため、ウェブサイトのアクセスログの解析を行っても、大きな成果を得るのは難しいが、自治体としての資源(ヒト、モノ、カネ)が不足していく中で、費用対効果の高い情報提供が必要になってくるという意識を持つことは重要であろう。ウェブサイトのアクセスログや、SNSのフォロワー数などは、効果測定を行うための客観的数値データが得られる数少ないツールであり、利活用の余地があることを認識していただきたい。

これは子育て世帯に対する情報提供に限定された話ではなく、全庁的な課題であると考ええる。

ただし、現状の情報提供体制に特段の問題が無いのであれば分析作業の必要性は乏しいと考える。限られた資源の中で効率的に情報提供が行えているかを測定したい、利用者にとって分かりやすいサイトになっているか分析したい、といった問題意識を

有されているのであれば、その目的に応じた分析作業を行うべきであろう。

(子どものしあわせ課)

4. 基本施策 12 親子が安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 概要

八王子市では、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進するとともに、妊婦や赤ちゃん・幼児など子ども連れの方に対する配慮など、おでかけしやすいまちづくりを進めている。また、子どもや子育て世帯に魅力的なまちづくりについて、当事者の声を取り入れながら、取り組んでいる。

また、登下校中や放課後、長期休暇期間中の子どもの安全のため、学校、PTA、青少年健全育成団体や民生委員・児童委員など地域の方々による見守りやパトロール活動を促進するとともに、「ピーポくんの家」や事業者・労働組合による「こどもを守るネットワーク」の周知を進め、子どもの安全を見守る活動を充実させている。

さらに、犯罪・不審者情報について、地域内の大人も子どもも速やかに情報共有ができるよう、メールや SNS を活用した情報発信を進めます。

また、大人を含めたマナー向上のための喫煙マナーアップキャンペーンなどによる歩きたばこやごみのポイ捨ての禁止、及び、みんなの町の清掃デーなどに取り組み、きれいなまちづくりを進めるとともに、地域における清掃活動を支援するとともに、子どもを含め誰もが活動に参加しやすいような取組を行います。



みんなにやさしいまちに

街なかでの移動や施設の中で、何か不便を感じた経験はありませんか。例えば、「暗い道で段差に気付かずにつまずいてしまった。」「施設内の案内表示がわかりづらく、行きたい場所になかなか着けなかった。」「エレベーターがない施設で、重い荷物を持って階段を上り、大変だった。」など。高齢者や障害者、日本語がよくわからない方、また、妊婦さんや赤ちゃん連れの方、子どもなどは、日常の中でそのような不便を感じる場合があります。

ユニバーサルデザインとは年齢、性別、障害の有無、体格、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを越えて、最初からすべての人が利用しやすいように配慮し、施設や建物、製品、環境、行事等をつくっていく考え方です。みんなにやさしく、みんなが住みやすいまちに。市民の皆さんと一緒に進めていきます。



公共施設の検討にあたっては、子どもや若者も含めた、市民の皆さんの意見をいただいています。

(2) 監査の結果

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行ったところ、本報告書に記載すべき事項は発見されなかった。

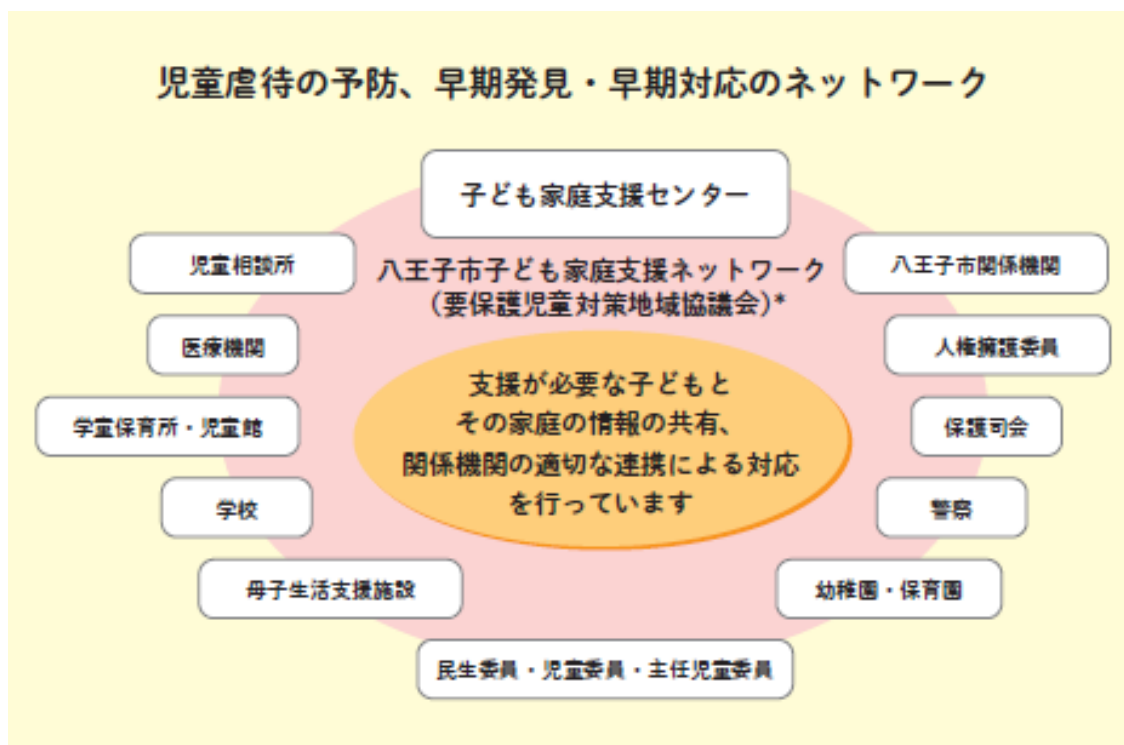
第4節 基本方針4：配慮が必要な子どもと家庭への支援

1. 基本施策13 児童虐待の防止

(1) 概要

八王子市では、妊婦面談や各種健診、あかちゃん訪問など、妊産婦や乳幼児と会う機会に、家庭が抱える問題の早期把握と継続した支援により、児童虐待予防に努めている。また、子育てに負担や不安を抱える家庭に対し、育児・家事支援や訪問相談を行う養育支援訪問事業に取り組んでいる。

また、子どもが家庭を離れ、一日の多くの時間を過ごす学校は、児童虐待を発見しやすい場であることから、関係機関と連携し、早期発見・早期対応に取り組むとともに、子育てひろばや保育施設・幼稚園、児童館、地域福祉推進拠点など、子どもや保護者にとって身近な場所での相談体制を充実させている。



また、母子保健・教育・福祉分野との連携体制の充実や、児童相談所や警察、医療機関など関係機関との連携強化により、児童虐待防止のネットワークを充実させるとともに、ネットワークを構成する人材の育成や、市民全体で子どもを守るための周知

啓発を推進している。

さらに、児童虐待など様々な事情により親元で暮らすことができない子どもを家庭に代わって育てる、里親制度や里親を必要としている子どもについて、広く市民に理解してもらうため、講演会の実施やプロモーションにより周知・啓発しながら、児童相談所と連携した里親家庭への支援を行うとともに、里親制度の理解を通じて、里親となることを希望する担い手づくりを進めます。

これらの施策を通じて八王子市では、地域の関係機関の連携が進み、親の子育ての不安や負担感が早期に軽減され、児童虐待を予防する環境が整っており、やむを得ず家族と離れて暮らす子どもがあたたかな環境で育ち、次代を築いていくための支援体制がつくられたまちづくりを目指している。

（２）監査の結果

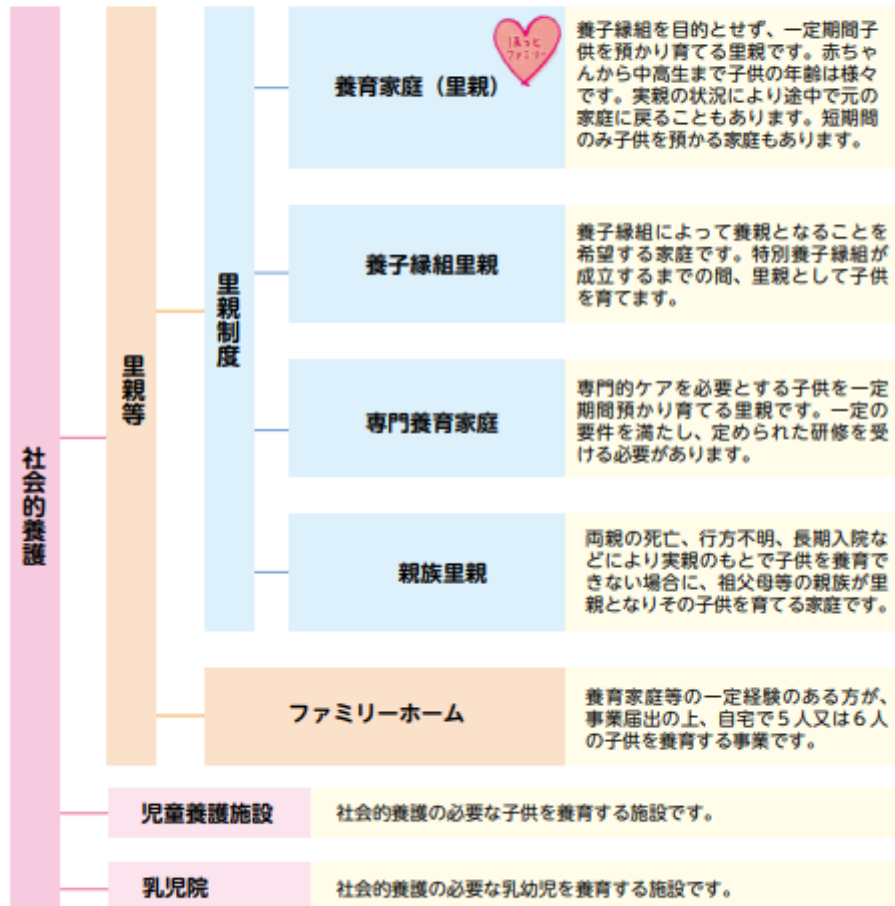
①里親制度について（意見）

里親制度とは、児童福祉法に基づき、児童相談所が、それぞれの事情で親と離れてくらす子どもに対し、養育を家庭に委託する制度であり、法律的に親子関係になる養子縁組とは異なる制度である。里親制度の広がり、日本社会として子育てを実施していくという機運を醸成し、少子化対策に少なからずの影響があると考えられる。

社会的養護について

子供の養育については、家庭における養育が最優先されます。児童相談所は、子供が家庭において健やかに養育されるよう、実親や親族を支援します。

一方で、親の虐待や病気等の理由により親元で暮らすことのできない子供が都内に約4,000人います。こうした子供については、里親やファミリーホーム、児童養護施設、乳児院等で養育を行います。こうした仕組みを「社会的養護」といいます。



児童養護施設や乳児院にいる子供に夏休みや週末等を利用して家庭生活を体験させる「フレンドホーム」という制度もあります。「フレンドホーム」のお申込みは、各児童養護施設や乳児院に直接ご連絡ください。

（※東京都 HP、家庭を必要している子供がいます～東京都里親制度について～より抜粋）

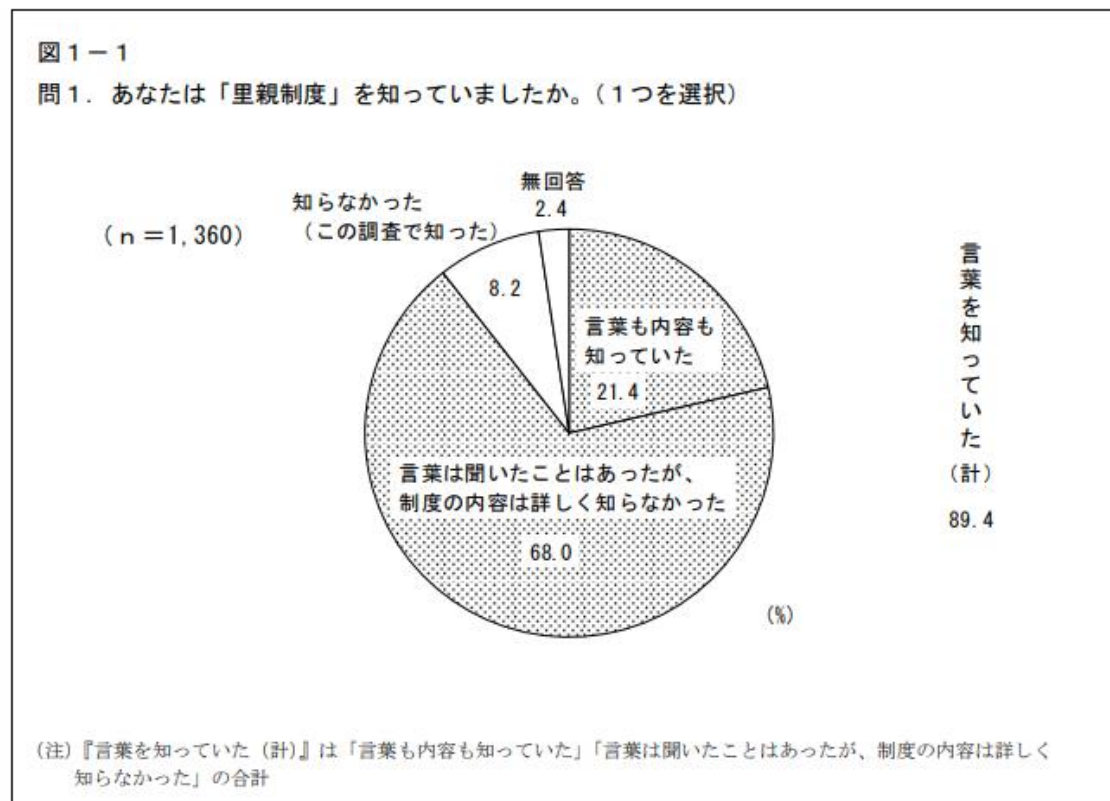
但し現状として、親と離れてくらす子どもに対しての里親への委託率は低調で、その要因の一つとして、認知度の低さがあげられる。

当該里親制度の運用は東京都が実施しており、現時点では、八王子市は PR 活動が主な役割となっている。この PR 活動では、令和 5 年 10 月 6 日の日経新聞に「東京・八王子 スーパーで相談」という文面に取り上げられ、『地元スーパーにて里親制度を紹介するパネルの展示や、相談を実施できるブースなどを設置』と紹介されており、

八王子市としてのPR活動が進展していることが伺える。八王子市単独でできる活動には限界があるものの、引き続き、PR活動などを通し、更なる周知を図っていくことが望まれる。

≪参考≫東京都福祉保健局 令和元年度東京都里親制度に関する都民の意識調査より抜粋

1 里親制度の認知度



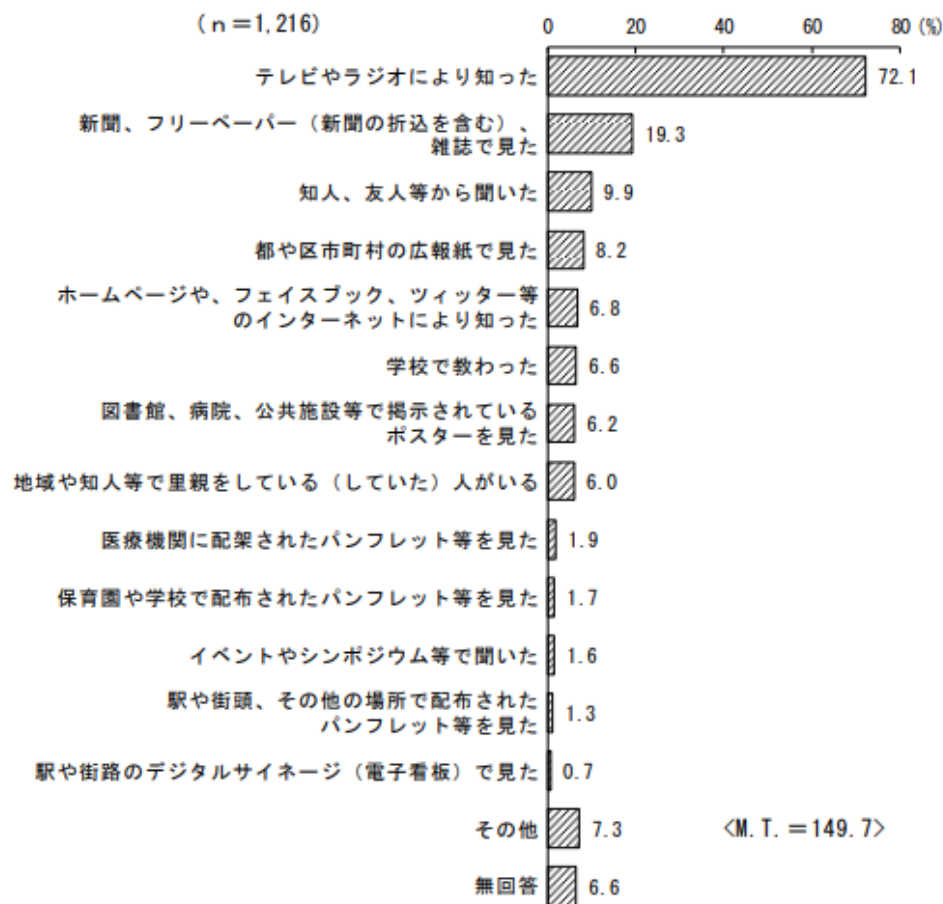
里親制度を知っているか聞いたところ、「言葉も内容も知っていた」が21.4%、「言葉は聞いたことはあったが、制度の内容は詳しく知らなかった」が68.0%で、この2項目を合わせた『言葉を知っていた (計)』の割合が89.4%となっている。一方、「知らなかった (この調査で知った)」が8.2%となっている。(図1-1)

2 里親制度を知ったきっかけ

図 2-1

問 1-1. (問 1 で「1 言葉も内容も知っていた」「2 言葉は聞いたことはあったが、制度の内容は詳しく知らなかった」とお答えの方にうかがいます)

あなたは「里親制度」をどのようにして知りましたか。(複数回答可)



里親制度の言葉を知っていたと答えた人（1,216人）に里親制度を知ったきっかけを聞いたところ、「テレビやラジオにより知った」の割合が72.1%と最も高く、次いで「新聞、フリーペーパー（新聞の折込を含む）、雑誌で見た」が19.3%、「知人、友人等から聞いた」が9.9%などの順となっている。

(図 2-1)

(子ども家庭支援センター)

②子ども家庭支援センターの人材不足について（意見）

下表は、子ども家庭支援センターから開示を受けた相談件数の推移表である。

子ども家庭支援センターに持ち込まれる相談件数は、年々増加傾向にあり、また相

談内容も多岐にわたっている。この点からも、子ども家庭支援センターの職員には専門性が求められていると言える。

八王子市子ども家庭支援センター相談件数の推移 (令和元年度～令和3年度)

○総合相談種別延件数

区 分		年 度			令和3年度(2021年度) センター別件数					
		1	2	3	クリエイト	館	石川	みなみ野	南大沢	元八王子
健 康	(病気治癒・予防接種・事故等)	410	1,080	927	2	200	44	362	127	192
家庭・生活環境	(夫婦・祖父母・近隣関係等)	9,972	15,171	14,562	128	5,016	1,310	3,733	3,065	1,310
発育・発達	(身体・性格・言葉・態度等)	400	496	459	2	74	42	115	131	95
養育不安		10,248	10,868	17,900	103	3,443	4,362	1,928	1,727	6,337
虐待・虐待が疑われる		24,273	23,966	22,233	87	3,888	2,387	3,101	7,659	5,111
基本的生活習慣	(食事・睡眠・排泄・遊び等)	353	399	253	0	120	1	19	101	12
教育・しつけ	(学校・塾・育児法・不登校等)	2,575	2,432	2,654	8	484	199	302	684	977
非 行		318	151	249	0	16	6	39	33	155
経済・就労		69	75	159	1	55	9	22	43	29
各種サービス問合せ		366	807	1,144	41	255	131	355	290	72
その他		973	1,246	707	2	100	69	106	304	126
合 計		49,957	56,691	61,247	374	13,651	8,560	10,082	14,164	14,416
相 談 対 象 別 の 内 訳	0 歳～ 6 歳	20,246	22,848	24,728	84	4,964	2,168	5,636	5,623	4,373
	7 歳～12 歳 (小学生)	17,737	20,093	21,375	142	6,148	2,289	3,636	4,887	2,991
	13 歳～15 歳 (中学生)	8,704	10,272	11,141	41	2,734	632	2,218	2,902	1,745
	16 歳～17 歳 (高校生)	2,900	3,195	3,839	19	564	573	622	1,024	393
	18 歳～	370	283	164	0	53	8	46	135	41
	正規職員	12	12	11						
	専門職	14	18	17						
	アシスタント職			3						
	合計	26	30	31						

一方で、「児童虐待防止対策泰成総合強化プラン（平成 30 年 12 月 18 日 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）」によれば、ケースネグレクトを防止する観点から、「児童虐待相談及びそれ以外の相談を合わせた児童福祉司一人当たり業

務量が 50 ケース相当から 40 ケース相当となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を 4 万人から 3 万人に見直す。」とされ、ケースワーカー1 人が担当できる件数を 40 件に抑えることが望ましいとされている。

八王子市の子ども家庭支援センターの状況を見てみると、下記の表のようになり、人材が不足しているのが分かる。

1 会計年度任用職員を1人と計算した場合

地域センター名	児童数	ワーカー数 (センター 長除く)	内訳		1ケースワーカー当 たり40人ケースとす るために必要な人数	センター長を 足した人数	不足する人数
			ワーカー数 (正職員)	ワーカー数 (専門職)			
館	450	7	3	4	12	13	5
石川	226	5	2	3	6	7	1
みなみ野	316	6	2	4	8	9	2
南大沢	307	8	3	5	8	9	0
元八王子	328	6	3	3	9	10	3
合計	1627	32	13	19	43	48	11

2 会計年度任用職員を0.8人と計算した場合

地域センター名	児童数	ワーカー数 (センター 長除く)	内訳		1ケースワーカー当 たり40人ケースとす るために必要な人数	センター長を 足した人数	不足する人数
			ワーカー数 (正職員)	ワーカー数 (専門職)			
館	450	7	3	4	12	13	6
石川	226	5	2	3	6	7	2
みなみ野	316	6	2	4	8	9	3
南大沢	307	8	3	5	8	9	1
元八王子	328	6	3	3	9	10	4
合計	1627	32	13	19	43	48	16

注) 表中の「ワーカー数(専門職)」は会計年度任用職員である。

また、上図から分かるように、各子ども家庭支援センターで職員の半数以上を会計年度任用職員が占めている。会計年度任用職員の場合、他部署への異動がない分、子ども家庭支援センターで長期的に業務ができるため、専門性も高まるというメリットがある反面、就業時間等に制限があるため夜間の相談対応が難しいなどのデメリットもある。

このように、物理的な人材の不足と、専門性を持った人材を子ども家庭支援センターに配置するためにも、増加する相談に対応できる体制の整備や、専門的な知識・経験の蓄積などが図られるような措置を講ずる必要があると考える。

(子ども家庭支援センター、職員課)

2. 基本施策 14 障害児支援の充実

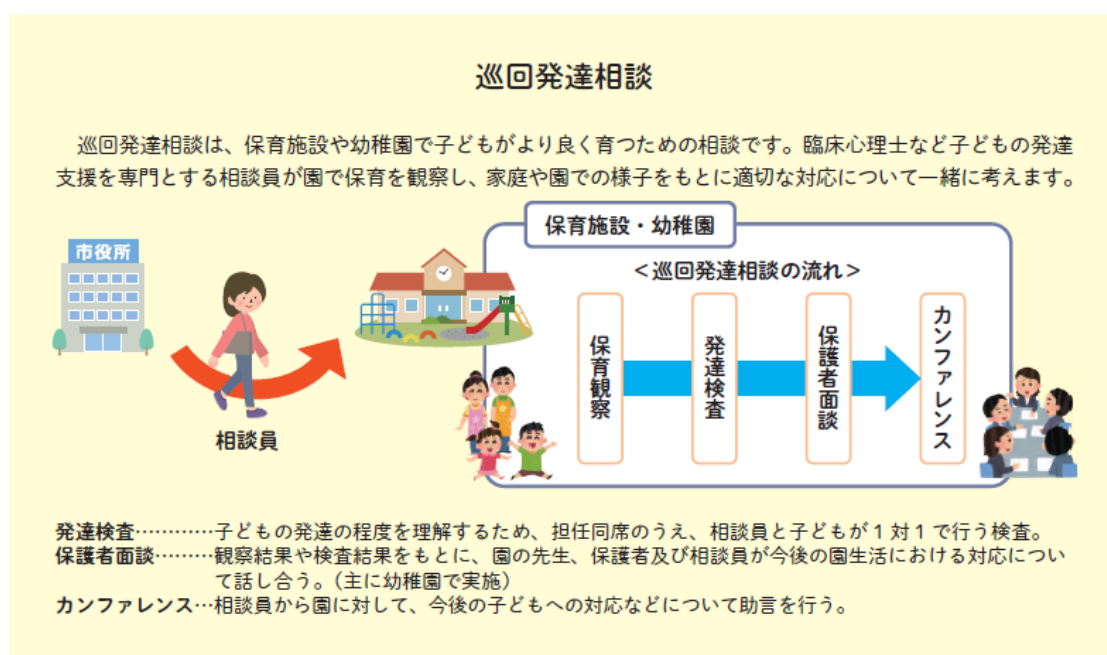
(1) 概要

八王子市では、障害者団体や支援機関などが参加する障害者地域自立支援協議会(子ども部会)において、障害のある子どもと家庭を支援するための課題や情報共有

を行い、障害児支援を推進している。

また、市内2か所の児童発達支援センターや発達障害児支援室において、障害児の一貫した発達相談を行っている。教育委員会においては、総合教育相談の相談員の専門性を高め、保護者や児童・生徒、学校からの相談対応を充実している。

さらに、障害のある、またはその疑いがある子どもを保育している保育施設・幼稚園に対して、公認心理師による具体的なアドバイスを行う巡回発達相談を充実するとともに、保育従事者や子育てひろばスタッフなどを対象に障害児支援についての研修を実施している。



また、乳幼児健診等により経過観察が必要とされた乳幼児に対して、医師等の専門職が保育や運動・精神発達に関する相談に対応する発達健診を実施するとともに、子どもの精神発達や言語発達、社会性などの相談についても、心理相談員による相談を実施し、障害の早期発見・早期支援に取り組んでおり、専門的医療機関の確保や初診待機の解消に向けた取組も検討している。

また、教育・保育施設や学童保育所において、障害のある子もない子も、ともに安心して過ごせるよう、障害児の受入体制を整備し、障害のある子どもが楽しみながら、成長をすることができる居場所づくりを進めている。

これらの施策を通じて八王子市では、障害のある子どもを支えるネットワークが充実し、早い時期から子どもと保護者への切れ目ない支援が行われており、子どもが地域の中で安心して成長することができ、障害のある子どもの特性や成長に合わせた支援や居場所づくりが進み、子どもが将来、社会参加や自立した生活を実現するための

力が育まれていくまちづくりを目指している。

(2) 監査の結果

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行ったところ、本報告書に記載すべき事項は発見されなかった。

3. 基本施策 15 ひとり親家庭への支援

(1) 概要

八王子市では、仕事や家計、子育てに関わる悩みなど、ひとり親家庭が抱える課題は様々であることから、中核市の権限を活かし、就業支援や子育て、生活支援など総合的な自立支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を推進しているとともに、児童扶養手当や児童育成手当の支給、医療費助成、母子・父子福祉資金の貸付、自立支援給付金の支給など、引き続き経済的な支援を実施している。また、一人で生計維持・家事・育児を担うひとり親の負担を軽減するため、家事支援制度の充実をした。

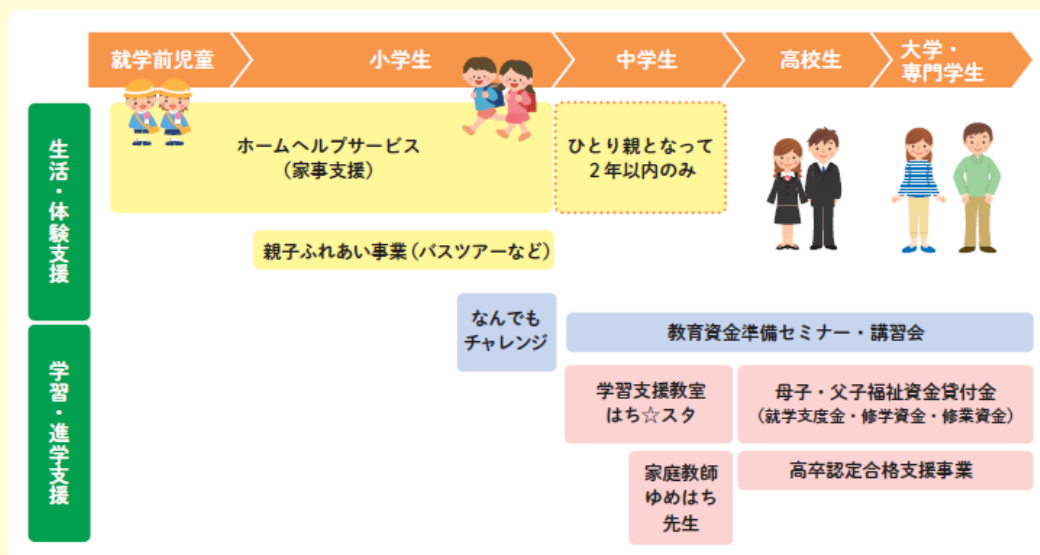
また、児童扶養手当を受給している世帯と生活保護世帯の中学生に対し、学習支援教室を実施するとともに、学習支援教室に通うことが困難な場合には、大学生などの学習支援員を自宅に派遣する家庭教師派遣も実施している。

さらに、ひとり親家庭の親子と親同士の交流機会を作るとともに、子どもの体験活動を推進する親子ふれあい事業も実施している。

そして、母子・父子自立支援員を配置し、相談者一人ひとりの状況を把握した、きめ細かな支援を行い、必要な情報を届けるための情報発信をしている。

これらの施策を通じて八王子市では、ひとり親家庭への総合的な支援が充実し、生活基盤の安定により安心して子育てができ、そして家族がふれあうゆとりある生活を送っており、子どもは、様々な体験や交流を重ね、未来への希望を持ちながらいきいきと学び、心豊かに成長していけるまちづくりを目指している。

ひとり親家庭で育つ子どもへの支援事業



ホームヘルプサービス（家事支援）	お子さんが自宅にいて、他に家事ができる人がいない時に、ヘルパーを派遣して家事などの援助をする制度。主に残業時の利用が多い。
親子ふれあい事業	ひとり親家庭の親子・親同士・子ども同士がふれあい、体験を行う事業。令和元年度（2019年度）は山梨方面へのバスツアーを開催。
なんでもチャレンジ	午前に料理や工作などの体験事業、午後に算数や英語などの学習支援を行うイベント。
教育資金準備セミナー・講習会	高校・大学等の進学に関する費用と利用できる制度や相談窓口を紹介する講座。
学習支援教室「はち☆スタ」	大学生などの講師が週2回、個別学習支援（主に講師1人に生徒2～3人）を行う塾型の学習支援。
家庭教師「ゆめはち先生」	はち☆スタに通うことが難しい生徒に、大学生などの講師を週1回家庭に派遣する家庭教師型の学習支援。
母子・父子福祉資金貸付金（就学支度金・修学資金・修業資金）	高校や大学等・専門学校などの学費を無利子で貸付する制度。
高卒認定合格支援事業	高卒認定に合格するための講座費用の一部を支援する給付金。

（2）監査の結果

①事務事業評価における指標の見直しについて（意見）

事務事業の評価にあたっては、指標と単位当たりコストが示され、各年度の推移や実績を踏まえた評価が行われている。この指標は、各所管課で自主的に設定しており、

その指標の妥当性についての検証は行われていない。

例えば、「ひとり親家庭の自立促進」事業に関しては、事業目的として「ひとり親家庭の生活を支援し自立を促進する」が挙げられている。そして、当該事業の指標としては活動指標として「児童扶養手当受給世帯数」、「ひとり親家庭医療証交付人数」、「就業支援講習会等開催回数」が、成果指標として「就業支援講習会等参加人数」が示されている。

活動指標に挙げられている「児童扶養手当受給世帯数」、「ひとり親家庭医療証交付人数」は、子育て支援課が実際に給付や交付を行って活動した結果を示すものであるが、少子化や市外からの転入転出といった外部環境や就労支援等で所得が増加して手当対象から外れるといった変化で母集団が変動し、子育て支援課が主体的に母集団をコントロールできないものもある。したがって、活動指標の増減をもって、担当課の活動を評価することが難しい指標となっている。

一方で「就業支援講習会等開催回数」は、母集団の数にそれほど影響を受けず、担当課の努力で数を増やすことのできる指標となっており、担当課の活動の評価に用いることができる。

また、成果指標に挙げられている「就業支援講習会等参加人数」も、少子化や八王子市外からの転入転出といった外部環境の変化で母集団が変動し、子育て支援課が主体的に母集団をコントロールできない部分があるものの、「就業支援講習会等参加人数」が増えればひとり親家庭の自立可能性が高まると考えられる。そして、「就業支援講習会等参加人数」が増えるのは、その講習会等を必要としているひとり親家庭に情報が届けられている成果であり、担当課の成果を評価する指標として用いることができる。

「ひとり親家庭の自立促進」事業は、「ひとり親家庭の生活を支援し自立を促進する」ことを事業目的としており、「支援」活動を行い、その結果として「自立」したことが成果となる。したがって、活動指標としては出来るだけ、担当課の努力である「支援」の程度が純粋に反映される指標を用いることが、そして、成果指標としては担当課の活動の成果である「自立」が反映される指標を用いることが望ましいと考えられる。

したがって、絶対数を用いつつも、子どもの数や、八王子市全体の世帯数を分母に用いた割合を用いることで、総合的にその事業の評価が出来るようにすべきと考える。

（子育て支援課）

②養育費確保支援事業について（意見）

現在、八王子では養育費確保支援事業として下記3事業を行っている。

イ）公正証書作成支援事業

ロ) 養育費保証契約保証料補助事業

ハ) 認知調停費用補助事業

であり、補助金額はどれも上限5万円である。

他市をみると、上記ハ)のような認知調停の費用の中でもDNA鑑定の費用も含め補助しているところは少なく、その点について評価できる部分があるが、その補助金の申請時期は認知の審判又は裁判が確定した日から6か月以内という決まりとなっている。

認知調停を経て認知訴訟を提起した場合、認知の審判又は裁判が確定するまでの時間が半年から長いと数年単位でかかることも予想される。申請者が認知調停に係る経費を負担してからその補助金が得られるまで相当な時間の経過があり、他市では珍しい先進的な取り組みであるにもかかわらず、補助金として効果が薄く使い勝手が悪いと考えられ、その点について仕組みを検討することが望ましいと考える。

また実際の補助金の実績においてもイ)の公正証書作成支援事業が大半であるとの回答も得ており、市民の使い勝手が悪いことがその一因であると考えられる。

(子育て支援課)

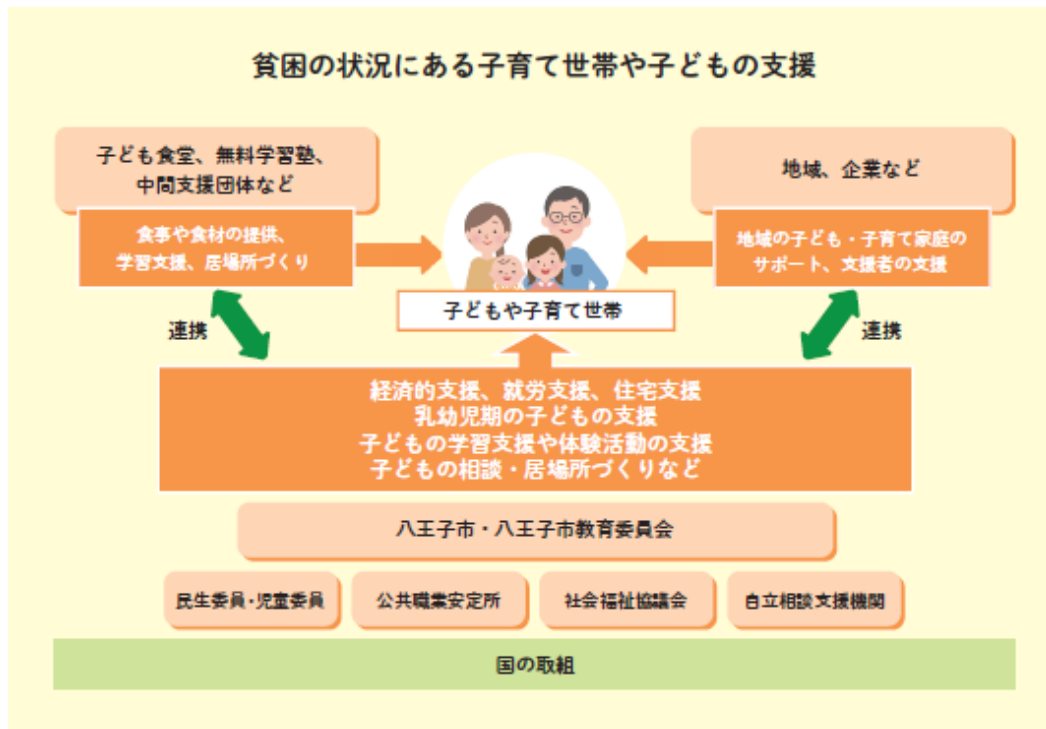
4. 基本施策 16 子どもの貧困対策の推進

(1) 概要

八王子市では、生活に困窮する世帯の子どもが、身近な場所で学習支援が受けられるよう事業を実施している。

具体的には、学校や児童館、学童保育所、子ども家庭支援センター、地域福祉推進拠点(社会福祉協議会が運営する、地域住民による福祉活動の支援や地域の課題を専門的な相談・支援機関へコーディネートする機関)、子ども食堂など、子どもにとって身近な場所に、悩みを相談できる大人がいる環境づくりを推進している。また、相談内容に対し、適切な支援につなぐことができるよう、教職員・スタッフへの研修を実施している。

また、地域で、子どもの学習意欲を支え、子どもが地域の人と交流する居場所づくりを進めるため、無料学習塾や子ども食堂などの活動を行う市民活動団体を支援している。



さらに、保護者の経済的自立に向け、関係機関と連携しながら、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムにより、困窮からの脱却を支援するとともに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、関係機関で構成する生活困窮者自立支援ネットワーク会議において、多様な主体による支援方法の検討や情報共有を実施している。

そして、地域福祉推進拠点や社会福祉法人、地域で活動する団体と連携し、生活に困っている世帯の早期把握と包括的な支援を行っている。

また、家庭の経済状況が子どもにどのような影響を与えているかの視点を持って、子どもの貧困に関する調査や研究を行っている。

(2) 監査の結果

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行ったところ、本報告書に記載すべき事項は発見されなかった。

5. 基本施策 17 外国に繋がる子どもと家庭への支援

(1) 概要

八王子市では、外国人家庭や乳幼児期を海外で過ごした子どもを支援するため、日本語や学校の学習内容の支援、生活支援を充実させている。

また、外国人が安心して子育てできるよう、多言語とやさしい日本語による子育て

支援情報の提供に取り組んでいる。

さらに、外国人家庭の子どもや保護者が、地域の一員として安心して生活できるよう、多文化共生意識の啓発や国際理解の推進に取り組んでいる。

これらの施策を通じて八王子市では、外国人や海外から帰国した子どもや保護者が、言葉の壁や心の壁を感じることなく、安心して暮らすことができ、また、地域に暮らす日本人も外国人も生活者の一員として、国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らしていけるまちづくりを目指している。

(2) 監査の結果

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行ったところ、本報告書に記載すべき事項は発見されなかった。

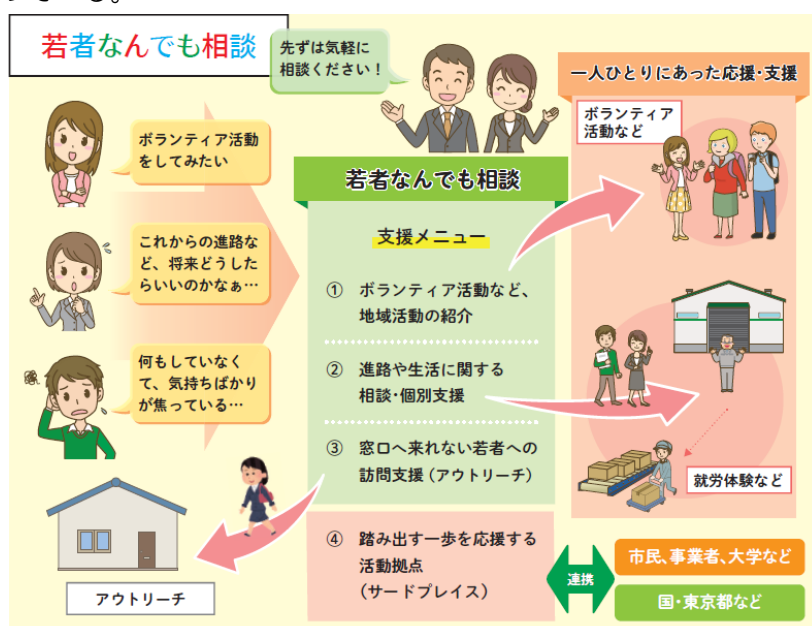
第5節 基本方針5：若者の社会的自立に向けた応援・支援

1. 基本施策 18 未来へ歩む若者への応援

(1) 概要

八王子市では、何か困りごとがあったときに一人で抱え込まず、相談することで、安心感が得られ、一步を踏み出すきっかけにもなることを普及・啓発している。

その中で、悩みや不安から関心事まで、気軽に、なんでも相談できる窓口を設置し、若者の状況に応じた応援・支援をし、若者自らが、できること、やりたいことのヒントを見つけ、一步を踏み出せるよう、相談や地域活動の紹介、コーディネートなどを行っている。



また、若者が安心感や生きやすさを得られるよう、若者が巻き込まれやすいトラブルの防止を目的とした普及・啓発を行い、関連する法律についても、わかりやすく周知していくとともに、若者の視野が広がるよう、学びの機会を充実させている。

さらに、若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや東京都との連携により、若者を対象とした就職相談や面接会、セミナーなどを行っている。

また、八王子市内中小企業などに就職した若者を対象に、ビジネスマナーの習得や労働意欲の向上と、企業の枠を超えた横のつながりをつくるための合同研修を行うとともに、大学や地元企業などと連携し、学生や外国人留学生を含む若者の職場体験や、インターンシップの機会を提供している。また、地域の課題やまちづくりをテーマとした授業や、大学等のゼミ活動への情報提供や出前講座など、教育支援を行っている。

さらに、若者が多様な価値観にふれながら、新たなことにチャレンジしていけるよう応援し、一人ひとりの若者が「今」を充実させていく中で、「こんな人になりたい」「こんなことをやっていきたい」といった将来像を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出している。

これらの施策を通じて八王子市では、若者たちが、様々な人とかかわり、体験を重ねる中で、多様な価値観にふれながら、未来に向かって自分らしく歩んでいるまちづくりを目指している。

（２）監査の結果

①若者総合相談センターの運営について（意見）

2020 年 11 月より、新たに若者総合相談センターが開設され業務委託により運営を行っている。

若者総合相談センターの開設は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月に策定した「八王子市子ども・若者育成支援計画」に盛り込んだ、ひきこもりや新たな活動を始めたいといった、様々な若者の悩みや不安、思いを受け止めるワンストップサービスの窓口相談を設け、一人ひとりに寄り添った応援・支援を実施することを目的としたものである。

八王子市は、電話や面談での相談のほか、来所が難しい若者へのアウトリーチ、一歩を踏み出す準備段階の活動を提供するサードプレイスの運営に加え、複数分野の支援ノウハウを活用するための他の支援機関とのネットワークの構築など、専門的な知識や経験を生かした総合的な若者支援の業務を事業者に委託している。

本センターの開設前に若者支援を主で担っていた相談窓口は「八王子若者サポートステーション」であったが、あくまで就労面での支援機関であるため、就労意欲が持てず、長期でひきこもり状態にあるような若者の支援は困難であった。「窓口まで来られた方は救うことができる。ただ、ひきこもりの問題は窓口にこられない方が多数

ではないか。』これは、実際に就労支援を八王子市内で行っている方に伺った際に出た言葉である。

ひきこもりは、その期間が長期間になればなるほど社会とのつながりを取り戻すことが難しくなる傾向にある。長期間化すれば家族も当然疲弊していく。なので、特に大切なのは早期発見し早期の対応ができる仕組みづくりである。早期発見には、地域にネットワークを張り巡らし（専門医や民間でひきこもり問題を取り扱っている事業者など）、情報を上手く収集する仕組みが欠かせない。

若者総合相談センターの開設以降は、八王子まるごとサポートセンター、保健所、就労支援事業者、教育機関、保護司会など、若者の社会的自立に向けた支援を実施する支援機関を常時、定期的に訪問することで、従前よりも強固な支援者同士のネットワークを構築し、顔の見える関係づくりができています。こうした地域の支援者ネットワークを網の目のように張り巡らすことで、支援を必要としている若者に関する情報を日常的に収集する体制が構築できるようになった。

今後は、若者支援協議会の立ち上げを予定しており、さらなるネットワークの強化を図ることが望まれるところである。

本委託に伴う業者選定に関する一連の資料等を確認したところ、特段問題となるものは認められなかった。具体的には公募型プロポーザル方式によって行われ、評価にあたっては、八王子市の関連する複数の課の責任者や外部委員等によって公正に審議が行われたことを確認した。一方で、事実上の一者応札による契約締結となり、複数事業者からの提案を比較検討するまで至らなかった。これは、仕様書の内容の難易度の高さから、実施できる事業者が限られたことによると思われる。

新たに開始する若者総合相談センター事業の重要性を鑑みて、入念な仕様書を作成したことは評価されるべきと思うが、一方で一般競争入札の重要な意義である競争性の確保についても配慮すべきではないか。今後契約更新等のタイミングでは、複数事業者による入札となるような仕様書の再検討を行う等、事業のサービス品質確保と契約の競争性確保のバランスに考慮されたい。

なお、事業委託後も八王子市では、当該事業者からの報告書を入手し、運営状況について細やかに把握するほか、実際に担当者が足を運んで現場の様子を把握する等、適切に管理監督を行っている。事業者からの報告書では、若者総合相談センターの利用者アンケートの結果も記載されており、利用者の満足度にも配慮がなされている。

ただし、本アンケートは事業者によって実施されるものであることから、利用者の声を十分入手しているとはいえないと思われる。例えば年に1回、八王子市が事業者を経由せずに、直接利用者から郵送やWeb等で満足度調査を実施し、委託事業者の評価に反映させる等を行えば、運営の更なる質の向上になるのではないかと考える。

（青少年若者課）

②18 歳以後の支援体制について（意見）

現在、子ども家庭支援センターの対応年齢は 18 歳未満となっている。そのため、18 歳以後については、青少年若者課に連携し、各種相談支援に対応するような建付けになっている。

一般的に国や地方公共団体等の行政における子どもに対する支援制度は高校卒業までの範囲となっているため、高校卒業後の支援体制のうち、特に育英活動等の金銭的支援活動は民間企業が設立した公益法人等の非営利団体でのサポートが中心となっている。

八王子市における体制として子ども家庭支援センターと青少年若者課の情報連携による支援体制は現状の枠組みの中で最大限の対応をしているものと理解する。一方、18 歳から成人となる法的な枠組みがある以上、そこに対する特に経済面での支援は困難であると考ええるものの、高校卒業後の大学や専門学校への進学の高まっていること、高校卒業後の教育経歴が就職後の報酬に影響を与えることが大きいという現実から考えれば、民間団体とのコラボレーション等から経済的支援施策を検討することが望ましい。

八王子市の具体的支援策としては、八王子市独自での人的リソース確保は困難であるため、補助金の給付事業が中心となると考えられるが、有識者の意見等を参考にし、適合性の高い民間団体の支援先の検討を行うことが有効であるとする。

（子ども家庭支援センター、青少年若者課）

2. 基本施策 19 悩みや不安を抱えた若者への支援

（1）概要

八王子市では、悩みや不安を抱えた若者やその家族が、相談しやすい環境を整えている。

就労に関する悩みや不安を抱えた若者に対して、八王子若者サポートステーションや市内事業者などとの連携により、就労体験などの場を提供するとともに、地域のお祭りなど、地域社会における体験や交流活動への参加の機会をつくり、社会とつながる安心感や自己有用感を得る機会を創出している。

高校や専門学校、大学などの教育機関のキャリアセンターや学生相談室などと連携し、学校を辞めようかと悩む若者や、卒業後の進路が決まっていない若者に寄り添った支援をしながら、義務教育以降の切れ目ない支援の一環として、中学 3 年生に相談機関の情報が掲載されたチラシやハンドブックなどを配付している。また、不登校や登校支援を受けている生徒などに対し、中学校卒業後も寄り添う支援を切れ目なく行えるよう、教育委員会と連携を強化している。

また、悩みや課題を抱え、自信を失った若者が、「若者なんでも相談窓口」への来所を通じて、ワークショップや共同作業に参加する機会や、様々な地域活動の中から、

自らが選択し参加する機会が得られる、自宅や学校、職場ではない、若者の新たな拠り所となる「サードプレイス」を創出している。

ひきこもり状態にある若者や家族に寄り添った支援も行っている。地域福祉推進拠点な

どの支援機関との連携を強化し、ひきこもり状態にある若者やその家族へのアウトリーチを推進している。

ひきこもり状態にある若者に対しては、保健師や精神科医などによる相談や様々な専門機関との連携によるアウトリーチを行うとともに、社会生活の適応と対人関係の改善を図るためのデイケア活動や、家族のためのグループワークなどの支援を行っている。

さらに、生活に困りごとや不安を抱えている若者に寄り添いながら、一人ひとりの自立に向けた相談を行っている。なかなか就職に結びつかず、生活に困っている若者に対し、就労に向け、コミュニケーション能力の育成や就労訓練など、一人ひとりの状況に合った支援を行っている。また、家計改善に向けた支援も行っている。生活に困っている若者への就学支援として、高校生への学習支援や奨学金の支給、高校・大学などへの進学・就学資金の貸付、高校3年生などへの塾費用や受験料の無利子での貸付を行っている。

これらの施策を通じて八王子市では、悩みを抱えた若者が、一人ひとりの状況に応じた支援を受け、支援を通じて、出会った人と関わる中で、安心感を得るとともに、多様な価値観にふれ、安心感を得ながら、社会とのゆるやかなつながりを育み、若者それぞれのペースで、地域活動などにも参加し、自分らしさをいかしていく中で、人の役に立てる喜びを感じながら、自分らしいみちを歩んでいけるまちづくりを目指している。



八王子若者サポートステーション ～若者支援の現場から～

若者の「一歩を踏み出したい気持ち」に寄り添い、コミュニケーションの取り方や生活リズムの改善などから職場体験まで、一人ひとりに合わせた支援を行っています。



最初は人見知りだった若者も、セミナーや合宿などにより仲間ができ、今でも定期的に集まっています。

若者サポートステーションでは、自分のことを否定せず、すべて受け止めてくれて、安心して一歩を踏み出せました。

30歳までひきこもっていましたが、セミナーやゲームを通じて仲間ができ、徐々に人と話すことができました。

就職後も一緒に集まれる場所ができたことが嬉しかったです。

(2) 監査の結果

①八王子若者サポートステーションの委託先選定について（意見）

八王子若者サポートステーションは、若者の働きたい気持ちを、スタッフとの相談、キャリアカウンセリング及び各種セミナーを通し、実現に導く機関であり、NPO 法人 青少年自立援助センターが八王子市より業務委託費を受け運営をおこなっている。2021 年度の八王子若者サポートステーションの活動実績は以下の通りとなる。

支援実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
進路決定者数	2	4	1	1	5	2	4	3	3	6	6	3	40
新規登録者数	40	13	23	21	11	9	16	15	16	18	14	18	214
他の支援につながった件数	5	0	3	5	1	1	1	2	1	5	2	2	28
月別延べ来所者数	199	144	205	183	153	125	140	128	142	142	142	124	1,827

進路決定者数は、来所数から勘案すると少ないように感じる。但し、これは当該施策の難しさが如実に表れている結果でもある。この難しさに対応するためには、職員の方々の日々の努力や精神面を専門的にサポートする専門家の存在が欠かせないと考える。

そのため、委託先には心理カウンセラー等専門家の必要十分な関わりが求められ、業務委託先選定に対し専門家の関わり具合などを評価することが必要であるが、八王子市の委託先選定過程においては直截的には評価されていない。そのため、専門家の関与具合を具体的に把握した上での事業委託先選定を実施することが望まれる。

また、進路決定者した方にとっては、実際には進路決定後に進路先で安心して定着し就業を継続することが大事であるが、八王子市では就業後の定着率の報告を事業委託先に要求していない。定着率についても、委託先に報告を求め事業委託先の評価対象に含めるべきである。

（青少年若者課）

3. 基本施策 20 地域で若者を応援する環境づくり

(1) 概要

八王子市では、若者なんでも相談窓口で受け付ける相談・要望に適切かつ、すみやかに対応できるよう、様々な支援機関との連携を強化しており、多様化・複雑化したケースに対応できるよう、ケースカンファレンスを開催している。

また、様々な悩みを抱えた若者に、切れ目ない支援を提供していくために、情報周知や研修などを通じて、教育機関や教育委員会などと課題共有に努めるなど、連携を強化している。

さらに、支援者の支援力向上に向けて、民生委員・児童委員や青少年育成指導員へ

の研修をはじめ、支援者向け講演会などの機会を充実させるとともに、支援者が、支援にかかわる悩みを一人で抱えこまないよう、支援機関同士の連携によるチームケア体制の整備や、支援者のメンタルケアの充実を図っている。

様々な生活場面における若者のライフスタイルや意識を踏まえ、若者施策を推進するとともに、これからのまちづくりに活かしている。

また、発信していく情報については、広報や市のホームページ、SNS など様々な媒体を活用しながら若者にとって必要な内容や、親しまれる内容を提供していきます。特に、支援を必要とする若者や、その家族に情報がしっかり届くよう、関係機関や団体、大学、東京都などとの連携を強化し、それぞれが持つ情報ツールやネットワークを活用しながら、市民へ広く周知している。

これらの施策を通じて八王子では、地域では、様々な人々が温かなまなざしを向けながら若者を応援する、ゆるやかなつながりが広がり、こうした中、若者たちには、生活に必要な情報や関心が持て、親しめる情報をうけとりながら、若者たちが安心してこちち良く暮らせる地域に目を向け、経験を重ねる中で、様々な世代の人と関わり合うことの大切さを理解できるまちづくりを目指している。

(2) 監査の結果

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行ったところ、本報告書に記載すべき事項は発見されなかった。

4. 基本施策 21 若者たちがつくる八王子のミライ

(1) 概要

八王子市では、八王子市内高校などの教育機関や大学コンソーシアム八王子などと連携し、地域の活性化などをテーマとした提案を、広く発表する機会を創出し、また、若者と地域とが交流するきっかけを得られるよう、コーディネートしている。

若者がまちづくりに対して求めていることや考えていることなどを聴く機会を充実し、八王子市が策定する計画など、あらゆる分野において、活かしていこうと取り組んでいる。

また、若者の様々な活動を応援するため、企業や大学、市民団体などとの連携を強化し、創業やボランティアなど、若者が活動の場を広げていけるよう支援するとともに、若者の提案を実現できるよう、若者の意欲ある活動への支援の推進に努めている。

地域の活性化に向けた取組など、地域貢献への意欲を持った若者の活動を応援するとともに、地域の活性化につなげていこうと取り組んでいる。

さらに、若者の関心があることや、得意とする分野における自主的な活動を行える機会や場を地域で提供し、また、多世代との交流を通して学び合い、生き活きと活躍

できる若者の拠点づくりを進めている。

これらの施策を通じて八王子は、若者へ対する市民の理解が深まり、地域では若者の立場や状況を尊重した支援や応援の輪が広がり、若者たちは様々な活動を通じて出会った人々に感謝を重ねながら、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができ、互いに支え合う地域社会で、それぞれの若者が人とのつながりを育みながら、自分のみちを自分らしく歩んでいけるまちづくりを目指している。

（２）監査の結果

①オンライン化した事業のさらなる高度化（意見）

新型コロナウイルス感染対策によって様々な事業がオンラインで対応するようになった。新型コロナウイルス感染対策の緩和が進んだことにより、対面対応が可能となった結果、対面対応のほうが事業実施上、効果的なものも多いため、対面対応に戻ってきている。

オンラインはあくまで臨時的な対処であり。現在では対面中心となったが、ウェブ等を利用した活動についても引き続き課題としてとらえて、各方面で研究が続けられている。

コロナ禍以降、社会のデジタル化、テクノロジーの発展は飛躍的に進展しており、従来対面の方が有効性が高いとされていた事業についてもデジタル技術によってさらに有効性が高まる事例が増加している。

当該分野においては、社会課題解決型ベンチャー企業によるソリューションに有効なものが散見されるため、コンソーシアム的な組織を行政として立ち上げる等の施策により、こういった企業群とのコラボレーションを推進することが望まれる。

特に八王子市には多くの大学が立地しており、一般的な傾向として社会課題解決型ベンチャー企業が大学発ベンチャーであることを鑑みると八王子市と民間企業（金融機関等）でのベンチャーキャピタルの創設等の施策は検討に値すると考える。

そして検討を進めるにあたっては、青少年若者課をはじめ、大学連携を所管する学園都市文化課や、産業振興推進課等、多くの関連部署と横断的に進めることが肝要と考える。

（青少年若者課）

以上